

総 務 委 員 会

令和 8 年 3 月 4 日 (水)
10 時 00 分～ 時 分
全 員 協 議 会 室

【委 員】沖田委員長、柳楽副委員長、
戸津川委員、岡本委員、佐々木委員、西田清久委員、川神委員

【執行部】砂川副市長

(総務部) 山根総務部長、末岡総務課長、本常DX推進課長、森脇防災安全課長、
琴野防災安全課危機管理監、猪狩人事課長、松山行財政改革推進課長、
湯浅契約管理課長

(地域政策部) 田中地域政策部長、岸本政策企画課長、永田まちづくり社会教育課長、
鎌原人権同和教育啓発センター所長

(消防本部) 赤岸消防長、浅井予防課長、浦田警防課長

【事務局】森井書記

【議 題】

1 請願審査

- | | |
|---------------|--|
| (1) 請願第 67 号 | 令和7年12月定例会議採択の総務委員会所管請願に係る進捗状況報告に関する請願について |
| (2) 請願第 68 号 | 浜田市公文書管理条例の制定及び公文書管理体制の抜本的改善に関する請願について |
| (3) 請願第 69 号 | 公文書開示業務の迅速化及び組織的な業務執行体制の構築に関する請願について |
| (4) 請願第 70 号 | 公文書の改ざん禁止及び不正行為に対する厳正な処分の徹底に関する請願について |
| (5) 請願第 71 号 | 市民への適切な接遇の確保と公平なカスタマーハラスメント対策に関する請願について |
| (6) 請願第 72 号 | 市民に対する法的措置等の発動における客観的妥当性の確保と適正手続きの確立に関する請願について |
| (7) 請願第 73 号 | 不当要求行為の認定は、客観的事実及び証拠に基づく該当性審査を経て行い、問題がある場合には是正及び再発防止を行うよう求める請願について |
| (8) 請願第 74 号 | 産業経済部職員による飲酒事案に係る不透明な処分プロセス及び事実隠蔽の疑いに関する真相究明を求める請願について |
| (9) 請願第 75 号 | 専門的知見を要する調査・検討業務の委託における分析及び評価の独立性確保を求める請願について |
| (10) 請願第 76 号 | 市の予算を用いた委託事業における成果品検査の記録及び保存の徹底を求める請願について |

2 議案第 1 号 浜田市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

(裏面あり)

- 3 議案第 2 号 浜田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について
- 4 議案第 10 号 浜田市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 5 議案第 11 号 浜田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 6 議案第 14 号 浜田市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 7 議案第 15 号 弥畝辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 8 議案第 16 号 小国辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 9 同意第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 10 執行部報告事項
 - (1) 「育ち、育てる、浜田をつくる市民委員会」の開催について 【政策企画課】
 - (2) 浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第 5 次）について 【人権同和教育啓発センター】
 - (3) その他
- 11 所管事務調査
 - (1) 令和 7 年 12 月定例会議で採択された請願（総務委員会関係）に係る事業等の進捗状況について 【DX推進課、防災安全課、人事課、まちづくり社会教育課】
- 12 地域井戸端会のテーマ設定について（委員間で協議）
- 13 議会による事務事業評価の実施事業選出について（委員間で協議）
- 14 【取組課題】防災・減災について（委員間で協議）
- 15 その他

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
67	令和7年12月定例会議採 択の総務委員会所管請願 に係る進捗状況報告に関 する請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 2. 10
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
総務委員会				
【趣旨】 市ホームページの改善（第6号）、避難誘導體制の改善（第7号）、防災無線の音質改善（第8号）、市職員の接遇向上（第9号）、働き方改革（第10号）、デマンドタクシーの運行拡充（第16号）、バス路線の維持（第17号）の各請願が採択された。 これら市民の生活基盤に直結する事項が、市長による「善処」の要望を受け、現在どのような状況にあるかを明らかにされたい。 【請願事項】 1. 採択された各請願（第6, 7, 8, 9, 10, 16, 17号）の現在の処理経過及び実施内容を報告すること。 2. 未実施または検討中の事項については、具体的な実施計画及び時期を明らかにすること。				

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
68	浜田市公文書管理条例の 制定及び公文書管理体制 の抜本的改善に関する請 願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 2. 10
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
総務委員会				

【請願の趣旨】

公文書は、行政の意思決定の過程を記録した市民の共有財産であり、民主主義を支える重要な基盤です。

しかしながら、現在、浜田市においては、スポーツ審議会等の附属機関において施設の必要数などの重要な計画数値が変更されているにもかかわらず、その理由や根拠となる記録が残されていない、あるいは「文書不存在」として開示されないといった事態が頻発しています。

本来あるべき記録が存在しない、あるいは決定のプロセスが不透明であることは、行政の継続性を損なうだけでなく、市民による事後的な検証を不可能にするものです。

また、文書管理のずさんさは、行政への信頼を根底から揺るがす重大な問題と言わざるを得ません。

国においては「公文書等の管理に関する法律」が施行されており、多くの自治体でも独自の公文書管理条例を制定し、意思決定プロセスの透明化を図っています。

つきましては、浜田市においても、文書作成の義務化、適切な保存、及び適切な廃棄のルールを明確に定め、市政の透明性を確保するため、下記の通り請願いたします。

【請願事項】

1. 意思決定の過程や事務の実施状況を合理的に跡付け、検証できるよう、速やかに「浜田市公文書管理条例」を制定すること。
2. 審議会や各種会議における決定事項の変更理由や根拠等、重要な政策決定プロセスについては、必ず文書を作成し、保存することを義務付けること。
3. 「あるべき文書がない」という事態を防ぐため、文書の発生から廃棄に至るまでの管理体制を抜本的に見直し、職員の意識改革と責任の所在を明確にすること。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
69	公文書開示業務の迅速化 及び組織的な業務執行体 制の構築に関する請願に ついて	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 2. 10
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
総務委員会				

【請願の趣旨】

公文書の開示請求は、市民の知る権利を保障し、行政の透明性を確保するための重要な制度である。

しかしながら、現在、浜田市における開示決定等の判断において、著しい遅延が発生している事案が見受けられる。

その大きな要因の一つとして、担当部署の責任者（課長等）が判断業務や事務作業を一人で抱え込み、組織としての共同作業や部下への適切な権限委譲が行われていない実態がある。

本来、管理職は組織全体の進行管理に専念すべきであり、特定の個人が業務を停滞させることは、市民に対する行政サービスの低下を招くだけでなく、公文書公開条例の趣旨を没却するものである。

公文書開示業務の遅延は、市民の権利利益を侵害するのみならず、行政への不信感を増大させる結果となる。つきましては、特定の職員の抱え込みを解消し、部署全体で迅速かつ組織的に業務を遂行する体制を整えるよう、下記の通り請願する。

【請願事項】

1. 公文書開示請求に対する決定期限を厳守するため、特定の職員（管理職を含む）に業務が集中・停滞しないよう、部下との共同作業や組織的なチェック体制を構築すること。
2. 業務の進捗状況を部内・課内で共有し、属人的な判断による遅延が発生しないよう、標準的な事務処理手順の確立と徹底を図ること。
3. 開示請求が集中した場合や複雑な案件においても、組織全体で柔軟にバックアップし、迅速な開示を実現するための人員配置や業務改善を行うこと。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
70	公文書の改ざん禁止及び不正行為に対する厳正な処分の徹底に関する請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 2. 10
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
総務委員会				
【請願の趣旨】 公文書は、行政の意思決定の過程を記録した市民の共有財産であり、その正確性と信頼性は市政運営の根幹である。 しかしながら、現在、浜田市において公文書の内容を事実と異なる形に書き換える「改ざん」が行われ、かつ、それに関与した職員が適切な処分も受けずに放置されているという、極めて憂慮すべき事態が見受けられる。 一度作成された文書を、後から都合良く書き換える行為は、市民に対する背信行為であるのみならず、虚偽公文書作成罪等の刑事罰にも抵触し得る重大な違法行為である。こうした不正が「お咎めなし」で通用する組織文化は、行政の公平性と透明性を根底から破壊し、市民の不信感を決定的なものにする。 行政に対する信頼を取り戻すためには、改ざんを絶対に禁止し、万が一不正が発覚した場合には、関与した職員及び監督責任者に対して例外なく厳正な処分を下す体制を確立することが不可欠である。つきましては、下記の通り強く請願する。 【請願事項】 1. いかなる理由があろうとも公文書の改ざん、隠蔽、不適切な廃棄を一切許さないことを改めて組織内で周知徹底し、厳格な文書管理体制を構築すること。 2. 公文書の改ざん等の不正行為が発覚した際には、速やかに事実関係を調査・公表し、関与した職員及び管理職に対して、市の懲戒規定に基づき厳正かつ公平な処分を断行すること。 3. 不正を隠蔽させない組織文化を作るため、職員が不正を発見した際の内部告発制度の強化や、第三者によるチェック機能を導入すること。				

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
71	市民への適切な接遇の確保と公平なカスタマーハラスメント対策に関する請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 2. 10
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
総務委員会				

【請願の趣旨】

現在、浜田市を含む多くの自治体において、いわゆるカスタマーハラスメント（以下「カスハラ」という）から職員を守るための条例制定の動きがある。

しかし、市役所は本来、市民の負託を受け、市民のために奉仕する組織である。

市民が窓口で声を荒らげる背景には、職員の不誠実な対応、知識不足による虚偽の説明、発言を遮る行為、あるいは威圧的・無関心な態度など、職員側に起因する事案が少なくない。

こうした職員の不適切な対応が市民の不満を招き、結果として紛争に発展している側面を無視してはならない。

職員側が原因を作っておきながら、市民の正当な抗議までを「カスハラ」として一律に排除・規制するような条例は、市民の権利を侵害し、行政への信頼を失墜させる恐れがある。

よって、一方的な規制条例に走るのではなく、まずは職員の接遇向上と、トラブル発生時の客観的な事実確認を徹底する仕組み作りを求めるため、以下の通り請願する。

【請願事項】

1. カスハラ対策に関する検討を行う際は、市民の言動のみを規制対象とするのではなく、トラブルの端緒となった「職員側の不適切な言動（虚偽説明、遮り、不誠実な態度等）」を厳格に検証する仕組みを併せて構築すること。
2. 職員に対し、市民の声に最後まで耳を傾け、正確かつ誠実な情報提供を行うための徹底した接遇訓練及び教育を実施すること。
3. 市民と職員の間トラブルが発生した際、職員側の主観のみで判断せず、第三者的な視点や客観的証拠に基づき公平に判断するプロセスを整備し、正当な批判を行う市民が不当に排除されないよう措置を講じること。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
72	市民に対する法的措置等の発動における客観的妥当性の確保と適正手続きの確立に関する請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 2. 10
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
総務委員会				

【請願の趣旨】

市役所が市民に対し、弁護士を通じて接触禁止を通知したり、法的措置を背景とした警告を行ったりすることは、市民の正当な権利行使を萎縮させる極めて重大な行為である。

このような措置は、本来、市民側に弁明の余地がないほどの著しい違法性や暴力性がある場合にのみ、慎重に検討されるべきものである。

しかしながら、現在、浜田市において、市民が紳士的な態度で、かつ相互の合意のもとに録音を行いながら職員と対話しているにもかかわらず、その対話そのものを理由として、部長会議等の内部判断のみで一方的に弁護士を通じた排除通告が行われるという、極めて不透明かつ不合理な事案が発生している。

録音内容等の客観的な事実を確認すれば紳士的なやり取りであると判明するものであっても、市側が「特定の市民を排除したい」という意図のみで情報を歪め、内容を精査せずに組織決定を下せる現在のシステムは、公平・公正な行政のあり方から大きく逸脱している。

つきましては、特定の市民が不当に不利益を被ることがないように、外部のチェック機能を含めた適正な手続きを導入することを強く請願する。

【請願事項】

1. 市民に対する接触禁止通告や法的措置を検討する際は、当該市民とのやり取りの録音や記録等の客観的証拠を必ず精査し、特定の職員や部署の主観的な報告のみで判断を下さないこと。
2. 部長会議等の政策決定機関において市民の権利を制限する決定を行う場合は、その根拠となった事実関係を議事録に明記し、後日検証可能な透明性を確保すること。
3. 市民を「排除対象」と判断する前に、第三者（弁護士会や外部の有識者委員会等）による公平な審査、あるいは当該市民への弁明機会の付与など、適正手続き（デュー・プロセス）をシステムとして組み込むこと。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
73	不当要求行為の認定は、客観的事実及び証拠に基づく該当性審査を経て行い、問題がある場合には是正及び再発防止を行うよう求める請願について	浜田市国分町 1689-1 三島 淳寛	森谷 公昭	R8. 2. 10
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
総務委員会				

【趣旨】

地方公共団体が、市民の行為について「不当要求行為」や「強要」に該当すると認定したり、認定を受けて警告書において行為を制限することは、当該市民の請願権、表現の自由、行政に対する質問・意見表明の機会を事実上制限する重大な行政判断である。

そのため、不当要求行為の認定に当たっては、該当性審査の対象となる具体的な事実関係を特定し、客観的な証拠に基づき、法令を遵守した上で判断することが不可欠である。

しかしながら、浜田市においては、強要があったことが分かる文書の開示を求めたところ、当該文書は存在しないとして、文書不存在を理由とする不開示決定がなされている。

また、不当要求行為等防止対策委員会において、報告書等に記載された「強要があった」との事実について、委員会として具体的な事実確認を行ったことを示す記録の開示を求めたところ、当該事実を確認したことを示す記録も存在しないことが明らかとなっている。

よって、市議会において、不当要求行為の認定について、当該認定に問題がなかったか否かについて事実確認を行い、「発生報告者からの意見」で長時間の対応を強要されたとされる令和 7 年 6 月 5 日の通話に係る録音記録（発生報告者が保有している公文書）等、証拠となる記録の確認等、認定に問題がないか検証するよう、執行部に対し求め、その結果、問題が認められる場合には、是正措置及び再発防止策を講じるよう働きかけることを求める。

【請願の理由】

浜田市では、これまでに職員から不当要求行為の発生報告等があった場合、不当要求行為等防止対策委員会を開催し、市民の行為について教育委員会職員から「強要があった」として不当要求行為に該当すると認定し、当該市民に対して警告書を送付するとともに、以後市に対する質問や意見の申出を行わないよう求める対応等が行われている。

しかし、この認定については、「いつ、誰に対し、どのような強要が行われたのか」という該当性審査の対象となるべき具体的事実関係を示す記録が一切存在しない事例がある。

具体的には令和7年6月5日の市民からの問い合わせの電話について、浜田市教育委員会職員が不当要求行為発生報告者からの意見として「長時間の対応を強要された」という文書を書き、2回にわたり開催された不当要求行為等防止対策委員会において当該市民の行為が不当要求行為に該当すると認定し、警告書の送付が行われている。

しかし、この令和7年6月5日の電話については、市民と職員が双方録音して通話をすることに合意しており、双方録音開始後に会話が行われている。職員は長時間の対応を強要されたと書いているが、この通話開始から二十数分経ったところで職員から「12時45分」頃までにさせて欲しいと申し出があり、市民は「ありがとうございます。お願いします。」と述べて会話が続いている。そして終了したのが12時46分であった。職員の申し出た時刻に終了しており、さらに時間を延ばすことを強要するような発言も無い。

実際に認定を受けた市民が「強要があったことが分かる文書」の開示を求めたところ、文書不存在を理由とする不開示決定がなされている。

さらに、不当要求行為等防止対策委員会において、報告書等に記載された「強要があった」との事実について、「同委員会が当該強要について証拠を確認した記録」の開示を求めたところ、当該記録も存在しないことが確認されている。

すなわち、強要があったと認定するための根拠となる客観的事実も、委員会が当該強要の記録を確認したことを示す記録も存在しないまま、教育委員会職員の発生報告書と発生報告者からの意見をもとに、相手市民に事実確認も行わないまま、一方的に不当要求行為の認定及び警告書の送付による行為の制限が行われている。

また、当該市民を対象として、電話や窓口対応の開始時刻、終了時刻、対応内容等を記録し、複数の課で共有する「対応記録」というファイルが作成され、ファイル共有システムで運用されていたが、これらの記録には会話の具体的内容は記載されておらず、不当要求行為の該当性を判断する根拠資料とはなり得ないものである。それにもかかわらず、問い合わせの回数や時間といった形式的な情報のみが、不当要求行為の認定に利用されている。

この市民はこうした状況を、不当要求に関する対応を自治体に指導したり裁判で自治体側の弁護実務を担当している専門性の高い弁護士に相談したところ、「こんな荒い認定はみたことがない。普通はいつ、誰に対して、どのように不当な要求をしたのかという具体的事実を行政が記録し、該当性審査を行う。文書不存在というのは対象となる事実が確認できない状態。訴訟のリスクを考えなかったか、リスクを承知で遮断を優先したとしか思えない。」という意見であった。

市民が行政に対して不明点を問い合わせたり、条例や法令に沿った対応であるかを確認したりすることは、正当な権利行使であり、不当要求行為には該当しない。

このような状況は、特定の市民の問い合わせや意見を遮断するために、不当要求行為の認定が用いられているとの疑念を生じさせるものである。

なお、当該市民は、本件不当要求行為の認定及び警告を受けたことにより、著しい精神的苦痛を受け、医師から精神疾患を患っているとの診断を受け、現在も通院加療を要する状態にある。このように、市民の心身に重大な影響を及ぼす結果を生じさせていることから、当該認定の妥当性について、客観的事実及び証拠に基づく検証と、認定に問題がある場合、是正と再発防止が不可欠である。

【請願事項】

1. 教育委員会職員の書いた不当要求行為発生報告書や発生報告者からの意見をもとに令和 7 年に不当要求行為として認定された事案について、当該認定に問題がなかったか否かを検証するため、認定の経緯の確認や令和 7 年 6 月 5 日の通話に係る録音記録の内容を含む、証拠となる記録の確認を行うなど、事実確認を行うこと。
2. 前項の事実確認の結果、認定に問題があると認められる場合には、当該認定の是正を行うとともに、同様の事案が再び生じることのないよう、再発防止策を講じること。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
74	産業経済部職員による飲 酒事案に係る不透明な処 分プロセス及び事実隠蔽 の疑いに関する真相究明 を求める請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 2. 10
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
総務委員会				

【請願の趣旨】

行政職員による飲酒運転等の不祥事は、市民の安全を脅かし、行政への信頼を根底から失墜させる重大な背信行為である。通常、こうした事案が発生した際には、厳正な懲戒処分（停職等）が下され、名前は非公表であっても「処分一覧」等を通じて市民に周知されるのが当然のルールである。しかしながら、平成 30 年 12 月 26 日付の「職員の処分について」とされる文書において、産業経済部の職員による飲酒関連事案と推測される黒塗り記録が存在するにもかかわらず、同時期及びその前後の公式な処分一覧や新聞公報には、該当する産業経済部職員の処分記録が一切存在しないという不可解な事実がある。消防職員等の飲酒事案では厳格に処分・公表がなされている一方で、特定の部署の職員のみが事故届の提出も回避し、正規の処分プロセスや公表から意図的に外されているとすれば、これは行政による組織的な「隠蔽」と言わざるを得ない。不公平かつ不透明な身内への甘い対応は断じて許されるものではない。つきましては、議会が強い自浄作用を発揮し、本件の真相を究明することを強く請願する。

【請願事項】

1. 平成 30 年 12 月前後に発生した産業経済部職員の飲酒事案について、事故届の有無、具体的な処分の内容（口頭注意で済まされていないか等）、及び処分一覧に記載されなかった理由を全容調査すること。
2. 当該事案において、法令や市の規定に基づいた適正な処分がなされたか、また特定の政治的判断や組織的配慮によって事実が伏せられた形跡がないか、徹底した再調査を行うこと。
3. 本件のような「記録に残らない処分」が他にも存在しないか、過去の不祥事対応を検証し、市民に疑念を持たせない公平公正な公表基準を再確立すること。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
75	専門的知見を要する調査・検討業務の委託における分析及び評価の独立性確保を求める請願について	浜田市国分町 1689-1 三島 淳寛	森谷 公昭	R8.2.10
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
総務委員会				

【趣旨】

浜田市が専門的知見を要する調査・分析・検討業務を外部に委託する場合、その目的は、受託者による独立した分析及び評価を通じて、政策判断の妥当性を高める点にある。

しかしながら、市の予算を用いた一部の委託事業において、受託者による分析及び評価の領域に、市が踏み込む形で関与しているのではないかと疑義が生じている。

よって、市議会において、専門的知見を要する調査・検討業務の委託に関し、分析及び評価の独立性が確保されるよう、執行部に対し、必要な措置を講じるよう働きかけることを求める。

【請願理由】

専門的知見を要する調査・検討業務の委託は、市が自らの判断だけでは得られない視点や分析を取り入れるために行われるものであり、受託者が独立した立場から分析及び評価を行うことが前提となる。

ところが、市の予算を用いた一部の委託事業、例えば、サン・ビレッジ浜田アイススケート場の在り方に関する調査検討業務を三菱UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社に委託した事例において、調査検討業務の実施過程で、市が受託者による分析及び評価の内容に介入し指示しているのではないかと受け取られかねない状況が確認されている。

具体的には、市が、コンサルの報告書案に対し、○利用者アンケート集計結果の全体的なまとめとして以下のような記述を盛り込めないか。現状のスケート場は、市外からの利用者は比較的多いものの、宿泊や観光施設の利用にはつながっておらず、経済効果は薄い。また、市外からの家族での利用が多く、市内の若者や子育て世代など市民のための施設として有効に機能していない。と分析や評価の記述の追加を求めたり、中高生のアンケート結果では、スケート場として残すが過半数であった。その一方で39歳以下の若者は、過半数がスケート場以外の施設として整備することを望んでいる。というような表現を追記する。と指示している。また、スケート場利用者アンケートについての自由意見を載せた特定のページ（毎年利用しているとの感謝の意見、大会で

広域から参加しているとの意見、存続を求める意見など）を削除する検討を受託者に求め、受託者である三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社がこれらの要請に応じて成果品の修正を行ったことを示す記録が確認されている。

また、本来は成果品を受領した後に、市がその内容も参考に検討・判断するはずの方針について、調査検討業務の途中段階において、市の思いは機能転用の方針であると受託者に伝達した上で報告書の修正を指示していることも市職員からコンサルへの令和 5 年 11 月 21 日のメールで確認されている。

これらのやり取りは、市が委託したはずの分析及び評価の内容そのものに直接介入し、市の方針を反映する報告書を、受託者とともに作成していたとも受け取れる状況を示すものである。

このような形で調査・検討業務が進められた場合、当該委託業務は、複数の選択肢を公正中立に比較・検討するための客観的な専門調査とはいえず、市の意向を前提とした結論誘導的な作業となるおそれがある。

市の予算を用いて実施される調査・検討業務が、真に客観的で専門性のある成果を生み出すためには、分析及び評価の領域と、市が成果品受領後に行うべき検討・判断の領域とを明確に区分し、受託者の分析及び評価の独立性を確保することが不可欠である。

【請願事項】

1. 市の予算を用いて専門的知見を要する調査・分析・検討業務を委託するに当たっては、市による関与は、事実関係に関する情報提供や、誤字・脱字、表記ゆれ等の形式的事項の指摘に限定されるべきであり、分析や評価の手法、評価内容について、市が修正を求めたり、追記や削除を求めたりすることは行わないことを明確にすること。
2. 調査・検討業務の実施過程において、市が本来成果品の受領後に検討・判断すべき市の方針を、業務の途中段階で受託者に伝達していないか、また、分析や評価の記述内容に直接関与していないかについて、必要に応じて検証を行うこと。
3. 今後、専門的知見を要する調査・検討業務の委託において、分析及び評価の独立性が損なわれることのないよう、必要な再発防止策を講じること。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
76	市の予算を用いた委託事業における成果品検査の記録及び保存の徹底を求める請願について	浜田市国分町 1689-1 三島 淳寛	森谷 公昭	R8. 2. 10
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
総務委員会				

【趣旨】

浜田市が市の予算を用いて実施する委託事業においては、完成した成果物を受領した上で内容の検査を行い、業務仕様書や契約書に定められた内容に照らして不備がある場合には、修正や補完等を求め、その結果を踏まえて公金が支出されることが前提となっている。

しかしながら、市の予算を用いた一部の委託事業においては、成果物について検査が実施されたこと自体を客観的に確認できる記録が存在しない事例が確認されている。

このような状態では、「当該委託事業が契約内容に基づき適正に履行されたことをどのように確認したのか」を事後的に検証することが困難となっており、公金支出の妥当性や市民に対する説明責任が十分に果たされているとは言い難い。

よって、市議会において、市の予算を用いた委託事業に関する成果品検査の実施状況を客観的に確認できる記録の作成及び保存を徹底するため、必要な具体的措置を講じるよう、執行部に働きかけることを求める。

【請願の理由】

委託事業における完了検査は、受領した成果物の内容が、業務仕様書や契約書に定められた内容を満たしているかどうかを確認し、不備がある場合には修正等を求めるための、基本的かつ不可欠な手続である。

調査・分析・検討といった専門的知見を要する業務の委託においても、成果物の内容が契約内容に適合しているか否かを判断するため、検査が実施されたかどうか、どのような観点及び方法で検査が行われたのかを、客観的に確認できる形で記録として残すことが強く求められる。

しかしながら、市の予算を用いた一部の委託事業、例えば、サン・ビレッジ浜田アイススケート場の在り方に関する調査検討業務においては、市は契約上の成果品ではなく、成果品（契約上は紙媒体 2 部と CD-R）納品前の「報告書（案）」をデータで受け取りそのデータを検査したと説明しており、成果品について検査が実施されたこと自体を客観的に確認できる記録が存在しない。そしてそのデータをいつ誰が何に照らして検査したのかを示す記録も存在しない。にもかかわら

ず、令和5年12月8日に未受領（実際には令和5年12月15日受領）の成果品について「納品があった。検査の結果問題ない。合格とされますか。」という内容の起案が作成され、この起案に添付された納品書（報告書2部、報告書概要版2部、上記成果品等に係る電子媒体1部とある）には令和5年12月8日の受領印が押され、12月15日に教育部長が合格を決裁している。

このような状況では、どのように当該成果物に不備がないと判断したのか、あるいは不備があったにもかかわらず修正を求めなかったのか、あるいは成果品の検査は行っていないのかといった点を後日検証することが極めて困難となり、結果として、契約内容を十分に満たしていない成果品に対して公金が支出されるおそれを否定できない。事実この三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社の事例では、業務仕様書で定めた複数の内容（周辺自治体におけるアイススケート場の需要調査、照明設備の更新コストを含めた将来収支シミュレーションの作成、実現可能性の観点からの比較検討）が履行されていない。

また、検査の実施を客観的に確認できる記録が存在しないことは、委託事業の透明性及び公正性を損なうのみならず、議会や監査による将来的な検証を妨げる結果を招きかねない。

市民の信頼を確保し、市の財務運営の適正性を担保するためにも、市の予算を用いた委託事業について、成果物検査の実施状況を客観的に記録を作成し、これを適切に保存する体制を整備することが不可欠である。

【請願事項】

1. 市の予算を用いた委託事業について、受領した成果物に対する検査に関し、検査が実施されたことを客観的に確認できる記録（検査者、検査日時、検査方法、検査基準、不備の有無及び対応内容等）を作成し、これを適切に保存する体制を整備すること。
2. 過去に実施された委託事業についても、成果物に対する検査について、検査が実施されたことを客観的に確認できる記録が存在しない事例が確認できた場合には、その状況を整理・検証し、必要な改善措置を講じること。
3. 今後、成果物に対する検査について、実施された検査の内容を客観的に確認できる記録が存在しないまま公金支出が行われることのないよう、市として再発防止策を講じること。

令和 8 年 3 月浜田市議会定例会議 条例議案新旧対照表

（総務委員会）

新 旧 対 照 表 の 見 方

1 最上部に一部改正する条例の名称及び条例番号を表記しています。

2 新旧対照表の表記は、次のとおりです。

- (1) 左欄の「現行」が改正前、右欄の「改正後（案）」が改正後の内容
- (2) 改正のある条のみ表記
- (3) 改正のある条の中の改正のない項及び号は「〔略〕」で表記
- (4) 変更のある箇所を下線で表記

〔新旧対照表例〕

浜田市●●●条例（平成●●年浜田市条例第●●号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
（見出し） 第●条 市長は、○○○○○○○○、●●●●とする。 2 〔略〕	（見出し） 第●条 市長は、○○○○○○○○、 <u>▲▲▲▲</u> とする。 2 〔略〕

目 次

議案第 1号	浜田市附属機関設置条例の一部を改正する条例について	…	1ページ
議案第10号	浜田市火災予防条例の一部を改正する条例について	…	4ページ
議案第11号	浜田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	…	6ページ

浜田市附属機関設置条例（平成17年浜田市条例第18号）新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

現行							改正後（案）						
別表（第2条関係）							別表（第2条関係）						
属する 執行機 関	附属機 関の名 称	担任事項	委員等 の定数	委員等 の任期	会議の 定足数	表決の 方法	属する 執行機 関	附属機 関の名 称	担任事項	委員等 の定数	委員等 の任期	会議の 定足数	表決の 方法
市長	〔略〕						市長	〔略〕					
	浜田市 男女共 同参画 推進委 員会	市長の諮 問に 応じ、男女 共同参画 の推進に 関する基 本的かつ 総合的な 施策及び 重要な事 項を調査 審議する こと。 市長が行 う事業の 推進状況 について 審議し、	識見者4 人以内 各種団 体から 推薦さ れた者3 人以内 その他 市長が 特に必 要と認 める者2 人以内	2年 た だ し、再 任を妨 げ ない。	委員の 半数以 上	出席委 員の過 半数		浜田市 男女共 同参画 推進委 員会	市長の諮 問に 応じ、男女 共同参画 の推進に 関する基 本的かつ 総合的な 施策及び 重要な事 項を調査 審議する こと。 市長が行 う事業の 推進状況 について 審議し、	識見者4 人以内 各種団 体から 推薦さ れた者3 人以内 その他 市長が 特に必 要と認 める者2 人以内	2年 た だ し、再 任を妨 げ ない。	委員の 半数以 上	出席委 員の過 半数

現行							改正後（案）						
		市長に助言をすること。							市長に助言をすること。				
	〔新設〕							浜田市 カスタマーハラスメント防止に関する条例検討委員会	（仮称） 浜田市カスタマーハラスメント防止条例の制定に関する必要事項を調査審議すること。	識見者 4人以内 商工関係団体代表 1人以内 労働関係団体代表 1人以内 医療福祉関係団体代表 1人以内	（仮称） 浜田市カスタマーハラスメント防止条例の制定に関する調査審議に要する間	委員の 半数以上	出席委員の過 半数
	浜田市 保健医療福祉協議会	市長の諮問に応じ、保健医療福祉に関する基本的な	識見者2人以内 医療関係団体代表5人以内	2年 ただし、再任を妨げない。	委員の 半数以上	出席委員の過 半数		浜田市 保健医療福祉協議会	市長の諮問に応じ、保健医療福祉に関する基本的な	識見者2人以内 医療関係団体代表5人以内	2年 ただし、再任を妨げない。	委員の 半数以上	出席委員の過 半数

現行							改正後（案）						
		計画等の策定及びその計画に基づく事業の実施に関する重要な事項を調査審議すること。市長が行う事業の推進状況について審議し、市長に建議すること。	福祉関係団体代表6人以内 関係行政機関代表3人以内 学校教育関係代表2人以内 その他市長が特に必要と認める者5人以内						計画等の策定及びその計画に基づく事業の実施に関する重要な事項を調査審議すること。市長が行う事業の推進状況について審議し、市長に建議すること。	福祉関係団体代表6人以内 関係行政機関代表3人以内 学校教育関係代表2人以内 その他市長が特に必要と認める者5人以内			
	〔略〕							〔略〕					
	〔略〕							〔略〕					

現行	改正後（案）
〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 <u>（サウナ設備）</u> 第7条の2 <u>サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）</u>の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。	<u>（簡易サウナ設備）</u> 第7条の2 <u>簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u> <u>（1） 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u> <u>（2） 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。</u> 2 <u>前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項及び第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。</u> <u>（一般サウナ設備）</u> 第7条の3 <u>一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u>

現行	改正後（案）
(1) 〔略〕 (2) <u>サウナ設備</u>の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。 2 前項に規定するもののほか、<u>サウナ設備</u>の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。 （住宅における火災の予防の推進） 第29条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。 (1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器_____その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進 (2) 〔略〕 2 〔略〕 （火を使用する設備等の設置の届出） 第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。 (1)～(6) 〔略〕 〔新設〕 (7) <u>サウナ設備</u>（個人の住居に設けるものを除く。） (7)の2～(15) 〔略〕	(1) 〔略〕 (2) <u>一般サウナ設備</u>の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。 2 前項に規定するもののほか、<u>一般サウナ設備</u>の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。 （住宅における火災の予防の推進） 第29条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。 (1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、<u>感震ブレーカー</u>その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進 (2) 〔略〕 2 〔略〕 （火を使用する設備等の設置の届出） 第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。 (1)～(6) 〔略〕 <u>(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）</u> (7) <u>一般サウナ設備</u>（個人の住居に設けるものを除く。） (7)の2～(15) 〔略〕

現行	改正後（案）
（補償基礎額） 第5条 〔略〕 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 （1） 〔略〕 （2） 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、9,700円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1万4,500円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計の途がなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。 （1） 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）	（補償基礎額） 第5条 〔略〕 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 （1） 〔略〕 （2） 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、1万円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1万5,000円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計の途がなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき433円を、第2号から第5号まで <u>のいずれかに該当する扶養親族</u> については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。 〔削る〕

現行				改正後（案）			
<u>(2)</u> 〔略〕 <u>(3)</u> 〔略〕 <u>(4)</u> 〔略〕 <u>(5)</u> 〔略〕 <u>(6)</u> 〔略〕 4 〔略〕 別表（第5条関係）				<u>(1)</u> 〔略〕 <u>(2)</u> 〔略〕 <u>(3)</u> 〔略〕 <u>(4)</u> 〔略〕 <u>(5)</u> 〔略〕 4 〔略〕 別表（第5条関係）			
〔略〕				〔略〕			
団長及び副団長	<u>12, 900</u>	<u>13, 700</u>	<u>14, 500</u>	団長及び副団長	<u>13, 340</u>	<u>14, 170</u>	<u>15, 000</u>
分団長及び副分団長	<u>11, 300</u>	<u>12, 100</u>	<u>12, 900</u>	分団長及び副分団長	<u>11, 670</u>	<u>12, 500</u>	<u>13, 340</u>
部長、班長及び団員	<u>9, 700</u>	<u>10, 500</u>	<u>11, 300</u>	部長、班長及び団員	<u>10, 000</u>	<u>10, 840</u>	<u>11, 670</u>

弥畝辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

1 弥畝辺地総合整備計画（策定） 【議案第 15 号関係】

(1) 弥畝辺地の概要

- ① 対象地域 弥栄町木都賀、田野原、程原、三里
- ② 辺地の人口 62 人
- ③ 辺地の面積 45.5 km²
- ④ 辺地度点数 160 点



【辺地の要件】

地域の中心を含む 5 km²以内の面積の中に 50 人以上の人口を有し、かつ辺地度点数が 100 点以上であって、公共的施設を整備することが特に緊急な地域であること。

(2) 事業の概要

事業名	ふるさと体験村改修事業
事業内容	平成 3 年に設置された「浜田市ふるさと体験村施設」について、食堂を備えた管理棟（味里）、宿泊施設として研修道場（2 棟）及びログハウス（5 棟）がある。これまで標高が高く夏場も比較的過ごしやすい環境であったため、十分な空調整備が行われていなかった。しかし近年、異常気象により夏場の気温が上昇しており、来場者や宿泊客が快適に利用できるよう、空調設備の整備が必要な状況である。
事業期間	令和 8 年度（総事業期間：令和 8 年度）
事業費	総事業費 13,079 千円（辺地対策事業債 13,000 千円）
担当課	弥栄支所産業建設課

【参考】

1 辺地総合整備計画の策定状況

① 総合整備計画を有する辺地	2 辺地	金城	小国
		弥栄	<u>弥畝</u>
② 総合整備計画を有しない辺地	6 辺地	金城	久佐、美又
		旭	市木、都川、戸川
		弥栄	
		三隅	銭山

（※今回の弥畝辺地を含む。）

2 辺地対策事業債

充当率 100%、交付税算入率 80%

小国辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

1 小国辺地総合整備計画（変更） 【議案第 16 号関係】

(1) 小国辺地の概要

- ① 対象地域 金城町小国
- ② 辺地の人口 144 人
- ③ 辺地の面積 18.6 ㎢
- ④ 辺地度点数 124 点



【辺地の要件】

地域の中心を含む 5 ㎢以内の面積の中に 50 人以上の人口を有し、かつ辺地度点数が 100 点以上であって、公共的施設を整備することが特に緊急な地域であること。

(2) 事業の概要（変更分）

事業名	谷口橋整備事業
事業内容	小国川に架かる谷口橋について、増水時には桁が水流を阻害し、氾濫の原因となっており、交通に支障を来す住民も多い。本計画により、橋梁の架け替えを行うことで、交通利便性の向上、救急・災害等の緊急時への早期対応を図るものである。
事業期間	令和 5 年度から令和 8 年度まで（総事業期間：4 年間）
事業費	総事業費 223,880 千円（辺地対策事業債 125,200 千円）
担当課	都市建設部建設整備課

【参考】

1 辺地総合整備計画の策定状況

① 総合整備計画を有する辺地	2 辺地	金城	小国
		弥栄	弥畝
② 総合整備計画を有しない辺地	6 辺地	金城	久佐、美又
		旭	市木、都川、戸川
		弥栄	
		三隅	銭山

（※今回の小国辺地を含む。）

2 辺地対策事業債

充当率 100%、交付税算入率 80%

「育ち、育てる、浜田をつくる市民委員会」の開催について

「(仮称) 第 3 次浜田市総合振興計画 前期基本計画」及び次期「浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に当たり、多くの市民の意見を参考にするため、「育ち、育てる、浜田をつくる市民委員会」を以下のとおり開催しました。

1 開催実績

※参加応募者 57 名

回	日 時	会 場	内 容	参加人数
第 1 回	令和 8 年 1 月 31 日 (土) 午後 1 時～午後 5 時(4 時間)	市役所本庁舎 4 階講堂 ABC	① 主旨・日程説明 ② 浜田市の現状データ説明 ③ ワークショップ、グループ間発表	42 名
第 2 回	令和 8 年 2 月 7 日 (土) 午後 1 時～午後 5 時(4 時間)	市役所本庁舎 4 階講堂 ABC	① 前回のふりかえり ② ワークショップ、グループ間発表 ③ ワークショップのまとめ ④ 今後の市民参画のプロセスについて	45 名

2 開催内容

参加者は 6 班に分かれ、ワークショップ形式で意見を出し合い、お題ごとにグループ間発表を行いました。

◎目的 浜田市が目指す未来を同じ言葉・同じイメージで話せる状態を目指す

◎役割分担 全体進行：政策企画課 ファシリテーター：株式会社さとゆめ

◎テーマ

各班共通「子ども・子育て・教育」、「地域コミュニティ」、「人口対策・定住」

1 班 「環境」 2 班 「デジタル・人権」 3 班 「交通・インフラ・防災、防犯、消防」

4 班 「スポーツ、歴史・文化」 5 班 「医療・健康・福祉」 6 班 「産業・就業」

◎ワークショップのお題

- ・市外の人に伝えたい、浜田市が誇る 3 つの地域資源
- ・テーマ別の目指すべき姿（理想の未来）
- ・目指すべき姿の実現に向けて必要な具体的な取組（重要度の高い取組）
- ・浜田市の魅力を高めるために必要な取組
- ・人口減少下においても、守っていききたい生活サービス機能
- ・次世代（子や孫たち）に受け継いでいきたい浜田市らしさ ⇒ キャッチフレーズ化

◎今後について

この度の市民委員会をはじめ、地域別・分野別ヒアリング、子どもワークショップなどを行い、市民の皆さんのご意見を伺いながら、総合振興計画の策定を進めます。

《参考》市民委員会・各班で検討された浜田市のキャッチフレーズ（案）

- 1 班 『夢を叶える心のオアシス浜田』『意外と何でもあるじゃん浜田』
- 2 班 『行くななら今だ まだまだ浜田』『みんなで育て中 浜田』
- 3 班 『誰でも いつでも 主人公になれるまち』
- 4 班 『変化を楽しみ自然と生きるまち』『自然と共に未来へ進むまち』
- 5 班 『帰ってきたい安心してらせる浜田』
- 6 班 『ほどほどに よいあんばい』

浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第5次）について

1. 計画の概要

この計画は、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「島根県人権施策推進基本方針（第二次改訂）」の趣旨を踏まえ、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「浜田市人権を尊重するまちづくり条例」に基づき策定するもので、浜田市が実施する諸施策における人権教育・啓発分野の指針として、市民、民間団体、企業等及び行政の共通の目標となるものです。

このたび、浜田市人権尊重推進委員会及びパブリックコメントによる意見集約を経て、計画を策定しましたので報告します。

2. 現行計画（第4次）からの主な変更点

- ・現行計画（第4次）の開始年度である令和4年度以降における、人権課題の変化や法令等の制定及び改正を反映しています。
- ・令和6年度に実施した人権問題に関する市民意識調査の結果を反映しています。
- ・浜田市人権尊重推進委員会での意見を反映しています。
- ・計画期間を令和8年度から令和11年度までの4年間としています。

3. 浜田市人権尊重推進委員会の開催状況

令和7年09月16日	浜田市から浜田市人権尊重推進委員会へ、「浜田市の人権施策に関する基本的な計画について」の諮問
	第1回 浜田市人権尊重推進委員会
10月26日	第2回 浜田市人権尊重推進委員会
11月中旬	浜田市人権尊重推進委員会での意見徴取（書面）
令和8年02月03日	第3回 浜田市人権尊重推進委員会
02月13日	浜田市人権尊重推進委員会から浜田市へ答申

4. パブリックコメント

令和7年12月17日（水）から令和8年1月16日（金）までの間、パブリックコメントを実施したところ、意見の提出はありませんでした。

5. 令和7年12月9日総務委員会報告後の修正

- ・P35・下から2行目の「6か年に渡って」を「6か年にわたって」と漢字をひらがなに変更。
- ・P37・上から5行目の「現行のPFI事業期間は令和7年度末で終了し、次期PFI事業期間が開始しますが」を、「現行のPFI事業期間は令和7年度末で終了し、令和8年度以降は、公共サービス改革法に基づく刑事施設運営業務が開始されますが」と変更。

浜田市人権教育・啓発推進基本計画 (第5次)

令和8(2026)年2月
浜 田 市

浜田市人権尊重都市宣言

すべての人は、生まれながらにして、人としての尊厳が守られ大切にされ、人間らしく幸せに生きる権利を有しています。

しかしながら、私たちのまわりには、今なお同和問題をはじめとするさまざまな人権侵害、不当な差別や偏見が存在し、また社会情勢や価値観の変化による新たな人権問題も生じています。

私たち一人ひとは、日本国憲法や世界人権宣言の理念の下、たゆまぬ努力を重ねて、差別や偏見をなくし、すべての人が個人として尊重され、それぞれの能力に応じた可能性を十分発揮できる社会の実現をめざします。

ここに、私たち浜田市民は、人権問題について共に考え、理解し、お互いが人権を尊重する心豊かな住みよいまちを築くため、人権尊重の都市「浜田市」を宣言します。

(平成20年6月25日制定)

は じ め に

人権とは、人間が人間らしく生きていくために生まれながらにもつ権利であり、すべての人々が生命と自由を確保し、幸せな生活を営むために欠かすことのできない権利です。

本市では、「すべての国民が基本的人権を享有し、法の下に平等である」ことを保障した日本国憲法と、「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」とした世界人権宣言を基底に据え、平成19年に「浜田市人権教育・啓発推進基本計画」を策定し、その後は平成24年に第2次改定、平成28年に第3次改定、令和3年に第4次改定を行い、人権課題の解決に取り組んでまいりました。

しかしながら、依然として様々な人権侵害や不当な差別が存在しており、インターネットを利用した悪質な書き込み、性的指向と性自認への誤った認識による発言、疾病等を理由とした偏見などの人権侵害や差別が新たな課題となっています。また、新たに国において「こども基本法」が制定され、こどもを取り巻く諸問題を「こどもの権利」に視点を当てながら解決を目指す方向性も示されました。

このような中、令和7年に「人権問題に関する市民意識調査」を実施し、市民の人権意識の現状などを踏まえ、「浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第5次）」を策定しました。この計画に基づき、引き続き、あらゆる機会を通じて人権教育・啓発に取り組み、市民一人一人が安心して暮らせる「人権尊重のまちづくり」を推進してまいります。

市民の皆様におかれましては、人権問題を自分自身の問題としてとらえ、すべての人々の人権が尊重される社会を築くため、共に取り組んでいただきますようお願いいたします。

終わりに、今回の基本計画の改定にあたりまして、貴重なご審議をいただきました浜田市人権尊重推進委員会の委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました多くの方々に心から感謝申し上げます。

令和8年2月

浜田市長 三 浦 大 紀

目 次

第Ⅰ章 総論

1 計画策定の趣旨	1
(1) 計画の役割	1
2 計画策定の背景	1
(1) 国際的な動き	1
(2) 国の動き	2
(3) 県の動き	3
(4) 本市における取組	4
3 計画の基本的な考え方	5
(1) 計画の性格	5
(2) 計画の期間	5
(3) 計画の基本理念	5
(4) 施策体系	7

第Ⅱ章 各論

1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進	9
(1) 学校等における取組	9
(2) 家庭・地域・職場における取組	9
(3) 職員等の人権意識向上への取組	10
(4) 関係機関等との連携	10
2 各人権課題に対する取組	11
(1) 同和問題	11
(2) 女 性	15
(3) 子ども	18
(4) 高齢者	22
(5) 障がいのある人	25
(6) 外国人	29
(7) 患者や感染者等	31
(8) 犯罪被害者とその家族	34
(9) 刑を終えて出所した人等	35
(10) インターネット等による人権侵害	38
(11) 性の多様性（性的指向、性自認等）	41
(12) 様々な人権課題	44
①アイヌの人々	44
②北朝鮮当局による拉致問題等	44
③プライバシーの保護	44
④迷信等	44
⑤災害に伴う人権	45
⑥自死遺族	45
⑦その他の人権問題	45

第Ⅲ章 施策の推進

1 推進体制	46
2 浜田市人権尊重推進委員会の設置	46

資 料	48
-----	----

第Ⅰ章 総論

1 計画策定の趣旨

人権とは、「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらにもつ権利」であって、誰にとっても身近で大切なもの、日常の思いやりの心によって守られるものです。

本市では、「すべての国民が基本的人権を享有し、法の下に平等である」ことを保障した日本国憲法と、「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」とした世界人権宣言を基底に据え、市民一人一人が安心して暮らせる「人権尊重のまちづくり」を推進しています。

21世紀は「人権の世紀」といわれていますが、20年を経過した今もなお、同和問題をはじめとする様々な人権侵害や不当な差別は存在しています。

また、社会経済情勢や時代の変化の中で多様化し、新たな人権問題も生じており、すべての市民が等しく「人間らしく幸せに生きる権利」が保障され、心豊かな住みよいまちの実現がより一層求められています。

「浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第5次）」は、平成23(2011)年度に策定した「基本計画」の理念を継承しつつ、国内外の動向や令和7(2025)年2月に実施した人権問題に関する市民意識調査結果を踏まえ、本市の人権施策に関する最上位の計画として人権教育・啓発の指針となるものであり、市民、民間団体、企業等及び行政の共通の目標となります。

（1）計画の役割

- ①人権・同和教育の推進と充実を図り、人権・同和問題に対する正しい理解を市民全体に浸透させ、基本的人権を尊重する差別のない社会づくり、まちづくりを目指す活動の指針とするものです。
- ②市民一人一人が、それぞれの能力に応じて可能性を十分に発揮できる社会に向け、豊かで充実した生き方を実践していくための施策の方向性と取組を明らかにするものです。
- ③人権を尊重するまちづくりの方向性を示し、市民、民間団体、企業等及び行政の役割と協力関係の指針となるものです。

2 計画策定の背景

（1）国際的な動き

20世紀前半における二度の世界大戦の反省から、人類共通の課題として戦争のない世界平和を目指し昭和20(1945)年に国際連合（以下「国連」という。）が設立されました。国連は、昭和23(1948)年の第3回総会で「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とする「世界人権宣言」を採択しました。この「世界人権宣言」は、すべての人が、誰でも、いつでも、どこでも、等しく人権が保障されなければならないという、世界における自由、正義及び平和の基礎としての共通の理解を示したものでした。

そして、国連は世界人権宣言を実効あるものとするため、昭和 40(1965)年の「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」、昭和 41(1966)年の「国際人権規約」、昭和 54(1979)年の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」、平成元(1989)年の「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」、平成 18(2006)年の「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」など多くの人権に関する条約を採択し、人権尊重に向けての国際的な取組を続けてきました。

また、特定の事項に対しての重点的な問題解決に向け、国連をはじめ全世界の団体・個人に呼びかけるために国連総会において採択・決議される国際年として「国際人権年」昭和 43(1968)年、「国際婦人年」昭和 50(1975)年、「国際児童年」昭和 54(1979)年、「国際障害者年」昭和 56(1981)年などを定めました。さらに、時間をかけて取り組むべき問題として期間を設定した「国連婦人の 10 年」昭和 51(1976～)年、「国連障害者の 10 年」昭和 58(1983～)年などの取組も展開しました。

しかし、東西冷戦構造の崩壊とともに、世界の各地で、人種や民族、宗教の違い、政治的な対立や経済的利害の対立により地域紛争や民族紛争が起こり、これに伴う著しい人権侵害や難民の発生など生命の危険まで生じている現状がありました。

その後も人権に関する様々な取組が国連において行われ、平成 6(1994)年の国連総会では、世界各地における人権の保護と啓発を目的とした「国連人権高等弁務官」の設置や「国連人権教育の 10 年」とすることが決議され、「人権教育のための国連 10 年」平成 7(1995～)年として、人権という普遍文化の構築を目指し取り組みました。

その後、この計画終了後の取組を進めるために平成 16(2004)年の国連総会において「人権教育のための世界計画決議」が無投票で採択され、翌平成 17(2005)年から 5 年毎の「フェーズ(段階)行動計画」に基づいた取組が展開されています。第 1 フェーズ行動計画(2005～2009 年)のテーマは「初等中等教育」、第 2 フェーズ行動計画(2010～2014 年)のテーマは「高等教育のための人権教育」及び「教育者、公務員、法執行者や軍隊への人権教育プログラム」、第 3 フェーズ行動計画(2015～2019 年)では第 1 及び第 2 フェーズの履行に係る努力の強化をすると同時に「メディア専門家及びジャーナリストへの人権研修の促進」をテーマとした取組が行われ、第 4 フェーズ行動計画(2020～2024 年)では「青少年のための人権教育」をテーマとした取組が進められました。現在は第 5 フェーズ行動計画(2025～2029)として、重点領域を若者と子どもとし、人権とデジタルテクノロジー、環境、気候変動およびジェンダー平等に焦点を当てた取組が進められています。

平成 27(2015)年 9 月の国連サミットでは、すべての人々の人権が尊重される世界などを目指し、17 のゴールと 169 のターゲットから構成された「持続可能な開発目標(SDGs)」が 2030 年までの国際目標として採択されました。

(2) 国の動き

国においては、昭和 22(1947)年に日本国憲法を施行し、基本的人権の尊重を基本理念の下、各種の人権課題に取り組みました。昭和 31(1956)年には、国連に加盟し、世界人権宣言の内容を基礎として条約化した「国際人権規約」を昭和 54(1979)年に批准、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」に平成 7(1995)年に加入、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」を昭和 60(1985)年に締結、「児童の権

利に関する条約（子どもの権利条約）」を平成 6(1994)年に批准、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を平成 26(2014)年に締結しました。また、国連が決議した「国際婦人年」、「国際児童年」、「国際障害者年」など各種国際年への取組を展開しました。

また、我が国固有の人権問題である同和問題について、昭和 40(1965)年の同和対策審議会答申に基づく取組を進め、「人権教育のための国連 10 年」の決議を受け、平成 9(1997)年に「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画を策定し取組を展開しました。この計画では、人権という普遍文化の創造を目指して、同和問題をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障がい者などの問題を重要な課題ととらえ、あらゆる場を通じて人権教育を積極的に行うことを目標にしました。平成 8(1996)年 12 月には「人権擁護施策推進法」が 5 年間の時限立法として制定され、人権教育・啓発に関する施策等を推進すべき国の責務が定められました。

そして、人権教育・啓発に関する施策については、平成 12(2000)年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、人権教育・啓発に関する施策の策定及び実施は、国と地方公共団体の責務であると明示しました。これに基づいて、平成 14(2002)年には、「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。その後、社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策の更なる推進を図るため、令和 7 年 6 月に「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」を策定しました。

21 世紀を「人権の世紀」にふさわしいものとするために、「男女共同参画社会基本法」平成 11(1999)年、「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」平成 12(2000)年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」平成 13(2001)年、「犯罪被害者等基本法」平成 16(2004)年、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」平成 17(2005)年、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者自立支援法）」平成 17(2005)年、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」平成 23(2011)年、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）」平成 25(2013)年、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」平成 25(2013)年、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」平成 28(2016)年、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」平成 28(2016)年、「こども基本法」令和 5(2023)年、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（性的少数者理解増進法）」令和 5(2023)年、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（認知症基本法）」令和 6(2024)年、「情報流通プラットフォーム対処法」令和 7(2025)年など個別の関係法令を制定し、様々な取組が進められています。

（３）県の動き

県においては、様々な人権問題について、関係部局を中心に国や市町村、関係団体等と連携しながら、課題解決に向け取り組んでいます。

平成 10(1998)年には、人権施策の総合的・効果的な推進を図るため、庁内に「島根県人権施策推進会議」を設置し、翌平成 11(1999)年には、人権施策の推進に関する基本的方向や施策のあり方について幅広く県民の意見を求めるため、有識者で組織する「島根県人権施策推進協議会」を設置しました。そして、国の動きを踏まえ、県の人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するための指針として、平成 12(2000)年に「島根県人権施策推進基本方針」を策定しまし

た。

また、すべての学校教育や社会教育の場において、「島根県人権施策推進基本方針」に基づく人権教育の取組の推進を図り、人権教育の内容や方法を具体化していくために「人権教育指導資料」を作成しました。それまでは同和教育として、同和問題以外の人権問題も各教育現場で実際に扱われ、同和教育という名称の中で、幅広く様々な人権問題に関する教育が実践されてきました。これまでの同和教育としての取組の成果を生かし、真に一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指して、人権教育・啓発をより総合的かつ効果的に推進するよう取り組みました。

しかしながら、女性への暴力や児童・高齢者の虐待などへの対応の強化が求められ、社会環境の進展などによる人権侵害など新たな課題が生じるとともに、人権施策に関する法律・条例等の制定や改正が行われ、基本方針策定後の人権施策を取り巻く状況は大きく変わりました。

平成 15(2003)年に人権啓発推進センターを県庁内に、平成 18(2006)年に西部人権啓発推進センターを県浜田合同庁舎内に設置するなど、一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指して、人権教育・啓発の総合的な取組を積極的に推進してきました。

その後、人権を巡る社会情勢の変化や法律の制定等を踏まえ、平成 20(2008)年に基本方針の第一次改定を、平成 31(2019)年に第二次改定を行い、人権施策の一層の推進を図るとともに、様々な人権課題の解決に向け取り組んでいます。

(4) 本市における取組

平成 17(2005)年 10 月 1 日、浜田市と那賀郡の 4 つの町村が合併し、新浜田市が誕生しました。合併以前から各市町村においては、昭和 55(1980)年度以降、「同和教育推進協議会(旧浜田市では、平成 15(2003)年度より人権・同和教育推進協議会)」を組織し、各市町村における教育・啓発活動の推進体制を整備するとともに、各種の啓発・学習活動を実施し学習の機会の拡充を図ってきました。

市町村合併で導入された自治区制度により、各自治区には「自治区人権・同和教育推進協議会」を設け、更に市全体の連絡・調整を行う「浜田市人権・同和教育推進連絡協議会」を設置し、地域の実態に合せた人権・同和教育の推進・充実を進めました。令和 3(2021)年に自治区制度は廃止しましたが、引き続き旧自治区単位に人権・同和教育推進協議会を設置し、人権・同和教育の推進に取り組んでいます。

また、合併時に策定した「新市まちづくり計画」において、人権尊重のまちづくりを人権施策の重要な柱として位置づけ、平成 18(2006)年度には「青い海・緑の大地 人が輝き文化のかおるまち」をスローガンに、一人一人が大切にされるまちづくりのため「浜田市人権教育・啓発推進基本計画」を策定し人権施策を推進しました。

平成 20(2008)年度には、「島根あさひ社会復帰促進センター」の開庁を一つの契機として、「浜田市人権尊重都市宣言」を制定し、その理念を市民へ浸透させるため「浜田市人権尊重のまちづくり推進大会」を開催しました。その後は隔年で開催し、人権意識の高揚を図っています。

また、平成 21(2009)年度には、児童生徒が主体的に関わり、人権に対する思いや願いを共有するため、学校ごとに定めた人権宣言を「学校(児童・生徒)版人権宣言集」としてまとめ、実践化・行動化に向けた取組として活用しています。

その他にも、人権作品コンクール(作文、ポスター、標語)の実施や、人権・同和問題の解決

に向けて活動している市民グループや人権・同和問題に取り組む団体への支援を行うなど、人権・同和問題に関する理解を深めるとともに、地域全体の人権意識高揚につながるよう取り組んでいます。

しかしながら、依然として様々な人権問題が存在するとともに、社会経済情勢や時代の変化の中で新たな人権問題が生じています。平成 23(2011)年度と平成 27(2015)年度、令和 3(2021)年度に「浜田市人権教育・啓発推進基本計画」の改定を行うとともに、令和 5(2023)年には、全ての人がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現を図ることを目的として、島根県下で 2 番目となる条例「浜田市人権を尊重するまちづくり条例」を制定し、人権を尊重するまちづくりを進めるための基本となる考え方や、市・市民・事業者の責務を定め、人権を取巻く環境の変化や多様化・複雑化する人権課題に対応し、人権が尊重されるまちづくりの実現に向けて取り組んでいます。

3 計画の基本的な考え方

(1) 計画の性格

この計画は、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「島根県人権施策推進基本方針（第二次改訂）」の趣旨を踏まえ、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第 5 条及び「浜田市人権を尊重するまちづくり条例」第 9 条の規定に基づき策定するもので、本市が実施する諸施策における人権教育・啓発分野の指針となるものです。

(2) 計画の期間

計画期間は、令和 8(2026)年度から令和 11(2029)年度までの 4 か年とします。

(3) 計画の基本理念

人権を尊重する上で、最も根本となる考えは生命尊重です。しかし、現代の社会においては、様々な場面で人のいのちを軽く考えるような出来事が起こっています。生きることと人権がどうつながっているかを知り、理解を深めていく必要があります。

また、国際化や価値観の多様化が進み、自分とは異なる文化や価値観を持つ人たちと出会う機会が増えています。そのため、自分とは異なるものを特別視したり排除しようとする姿勢を改め、多様性を認め合うことが大切です。

一人一人の個性や違いを尊重し、様々な文化や多様性を認め合い、共に支え合う「共生の心」の醸成に努めるとともに、人権が人々の思考や行動の基準として日常生活に根付き、次の世代に引き継いでいかれるような「人権という普遍的な文化」の構築に向けた取組を進めます。

【基本理念】

一人一人が大切にされ
住みたい、住んでよかったと思われる
人権尊重のまちづくり

【基本目標】

人権が尊重されるまち

- 人権という普遍的な文化のまちづくり
- すべての人が大切にされるまちづくり

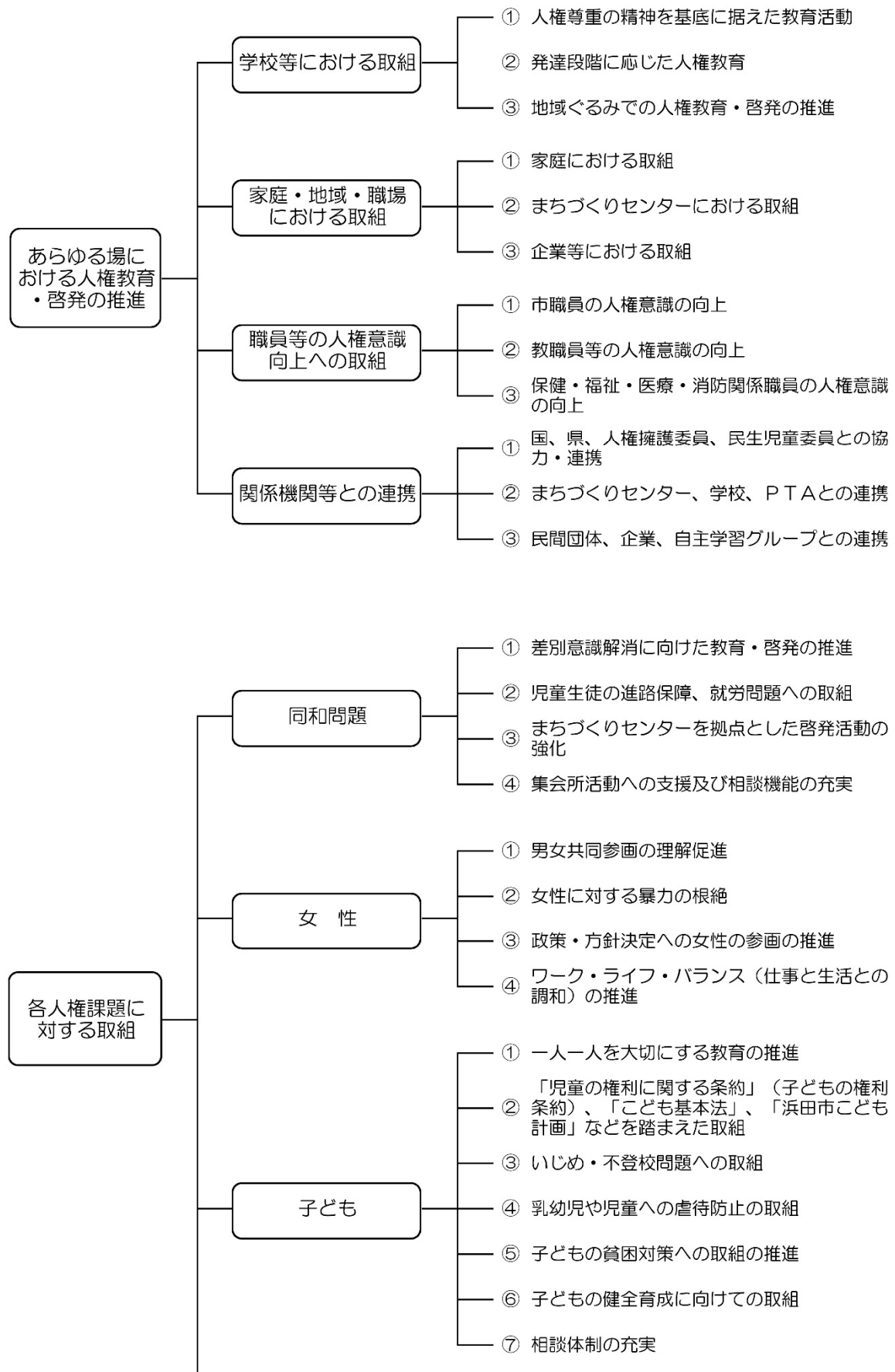
一人一人が輝くまち

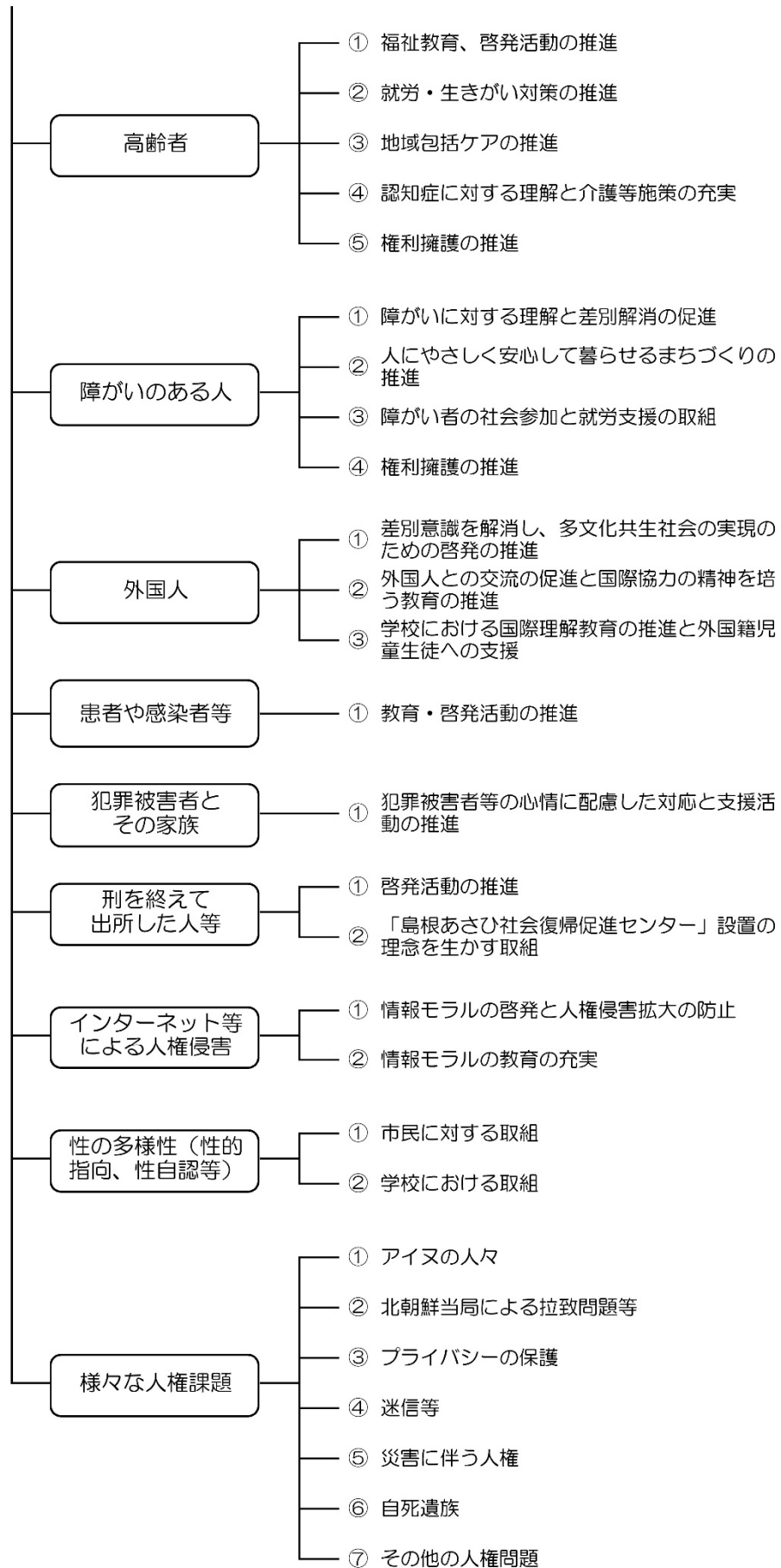
- 心を育む教育・文化のまちづくり
- 差別や不合理に気づき人が輝くまちづくり

安心して暮らせるまち

- 安全で安心して暮らせるまちづくり
- 子どもの命と人権を守る教育の推進

(4) 施策体系





第Ⅱ章 各論

1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」では、第2条において、「人権教育とは、人権尊重の精神の涵（かん）養を目的とする教育活動」をいい、「人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」とされています。

「人権」という普遍的文化を構築するには、市民一人一人が自分を大切にするとともに、他人の大切さを認めることのできる意識、意欲、態度が求められます。

そのため、学校、家庭、地域などあらゆる場において、人権教育・啓発を行い、様々な人権問題について認識を深めるとともに、差別を見抜き、差別をなくす実践力を高める必要があります。

学校等においては、教育活動全体を通して、幼児、児童、生徒、学生の発達段階に応じた人権尊重の意識を高める教育を行い、それぞれの人格や個性の違いをお互いに尊重し合い、自分の大切さとともに他人も大切にすることができる態度や実践力の醸成に努めます。

家庭・地域・職場においては、日常生活上の様々な人権問題に気づくことから進め、一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、自分はもとより他人の人権にも十分配慮した行動がとれる社会になるよう人権教育・啓発に努めます。

また、すべての人々の人権が尊重される世界などを目指す「持続可能な開発目標（SDGs）」に取り組むとともに、本市全体における人権尊重の理念の普及と人権尊重のまちづくりを一層推進し、市民一人一人の意識の向上に努めます。

（1）学校等における取組

①人権尊重の精神を基底に据えた教育活動

人権尊重の精神をすべての教育の基底に置き、一人一人の人格や個性の違いを互いに認め、自尊感情を高め合う教育を推進します。

②発達段階に応じた人権教育

保育所（園）・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校において、子どもたちが自分の大切さとともに他人の大切さも認めることができるよう、発達段階に応じた人権教育に取り組みます。

③地域ぐるみでの人権教育・啓発の推進

地域ぐるみで感性豊かな子どもたちを育むため、学校・家庭・地域及び関係団体等と連携し、一定規模の校区を単位とした人権研修等を行い、人権意識の高揚に努めます。

（2）家庭・地域・職場における取組

①家庭における取組

家庭は、生命を大切にする心、善悪の判断、生活習慣やマナーを身につけるなど、子どもの人格形成の基礎を培う最も重要な最小単位の社会です。人権教育に有用な情報の提供、相談体制の充実を図り、家庭における人権教育の充実に努めます。

②まちづくりセンターにおける取組

協働のまちづくり並びに社会教育及び生涯学習の拠点となる役割を持つまちづくりセンターにおいて、地域住民に身近な施設での人権教育・啓発に取り組みます。

③企業等における取組

企業等における人権尊重の取組としては、公正な採用や配置、昇進など人事制度の適切な運用、パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント、外国人労働者（外国人技能実習生等）に対する人権侵害の防止などが挙げられますが、近年では、男女共同参画社会の実現、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、障がい者や高齢者の雇用促進など、社会的責任も求められています。企業等における自主的な取組を促進するため、職場内研修等への講師派遣や人権に関する情報提供に努めます。

（３）職員等の人権意識向上への取組

①市職員の人権意識の向上

行政に携わる職員は、公務員としての自覚と使命感をもち、高い人権意識を持って職務を遂行することが強く求められています。そのために、職員一人一人が豊かな人権感覚を身につけ、人権尊重の視点に立って職務が遂行できるよう様々な人権課題の研修に取り組みます。

②教職員等の人権意識の向上

教職員や保育士等の人権意識の高揚と指導力の向上を目指し、効果的な研修の実施に努めます。

③保健・福祉・医療・消防関係職員の人権意識の向上

保健・福祉・医療・消防関係職員は、人の生命や健康、生活を守るという大変重要な役割を担っています。職務内容によっては、きめ細かな人権感覚が必要となるため、相手の立場に配慮して職務が遂行できるよう人権意識の高揚に努めます。

（４）関係機関等との連携

①国、県、人権擁護委員、民生児童委員との協力・連携

人権教育・啓発を効果的に推進していくためには、国や県と役割に応じた協力や連携が重要です。松江地方法務局浜田支局、島根県西部人権啓発推進センターや人権啓発活動ネットワーク協議会との連携を強化し、人権週間に合わせた取組や人権擁護委員による人権相談窓口の設置、人権の花運動などの人権教育・啓発活動を推進します。また、地域の実情を把握している民生児童委員との連携にも努めます。

②まちづくりセンター、学校、ＰＴＡとの連携

まちづくりセンターや学校等を拠点として、人権に関する多様な学習機会の場を確保し、人権問題を単に知識としてだけでなく、態度や行動に表れるよう人権感覚の醸成に協力・連携して取り組みます。

③民間団体、企業、自主学習グループとの連携

人権問題の解決を目指す民間団体や企業、自主的な学習グループなどと連携し、効果的な人権教育・啓発が実施できるよう研修支援や情報提供に努めます。

2 各人権課題に対する取組

(1) 同和問題

〔現状と課題〕

我が国固有の人権問題である同和問題は、昭和 40(1965)年の「同和対策審議会答申」から 60 年以上が経過した今日でも依然として差別意識は根強く存在し、結婚問題、就職問題、差別発言、落書等の差別事象が後を絶たない状況にあります。

「同和対策審議会答申」では、「同和問題は人類普遍の原理である自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」と基本的認識が示されています。これを受けて昭和 44(1969)年から施行された「同和対策事業特別措置法」、昭和 57(1982)年から施行された「地域改善対策特別措置法」、昭和 62(1987)年から施行された「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」により、33 年間にわたって同和対策事業が実施されました。平成 14(2002)年 3 月末をもって特別法に基づく同和対策事業は終了し、一般対策へと移行されました。

これらの事業により、環境改善を中心とする物的事業については、目的に沿って一定の成果は見られましたが、心理的差別の解消などは引き続き課題として残っています。

平成 28(2016)年 12 月に公布・施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」では、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展によって部落差別に関する状況に変化が生じていることを踏まえ、部落差別は許されないものである」と国の認識を明らかにし、国及び地方公共団体の責務が規定されました。

同和問題の解決に向けて、歴史を学び直し、差別に気づき、正しい理解と認識を深め、差別を許さない世論を構築することが必要です。また、人権・同和教育をすべての教育の基底に据え、一人一人が尊重される社会の実現を目指さなければなりません。

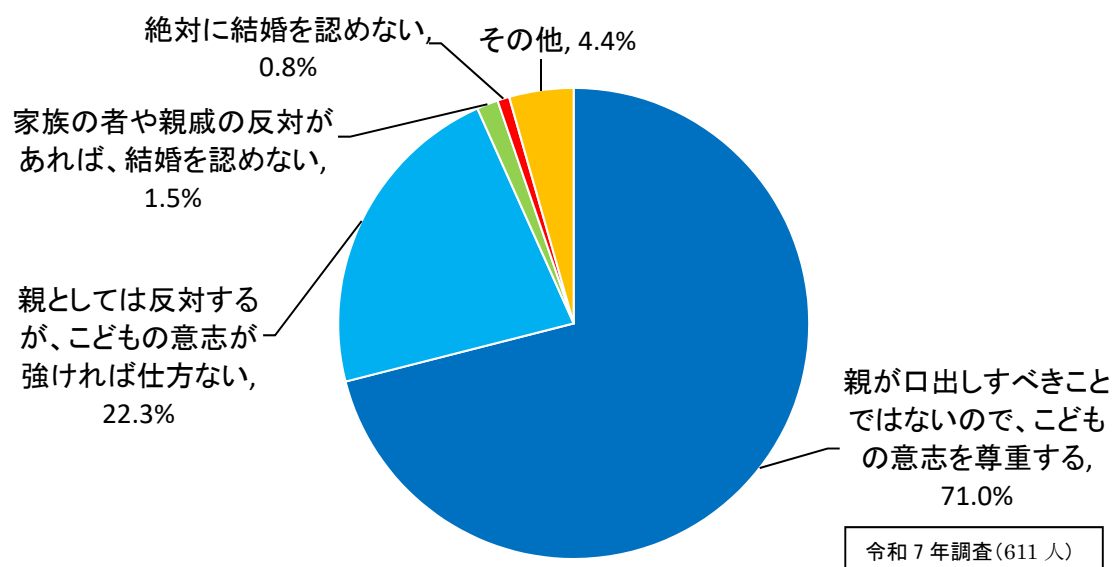
また、「えせ同和行為」*など同和問題解決の妨げとなるものについても、関係機関と連携し、根絶しなければなりません。

* えせ同和行為

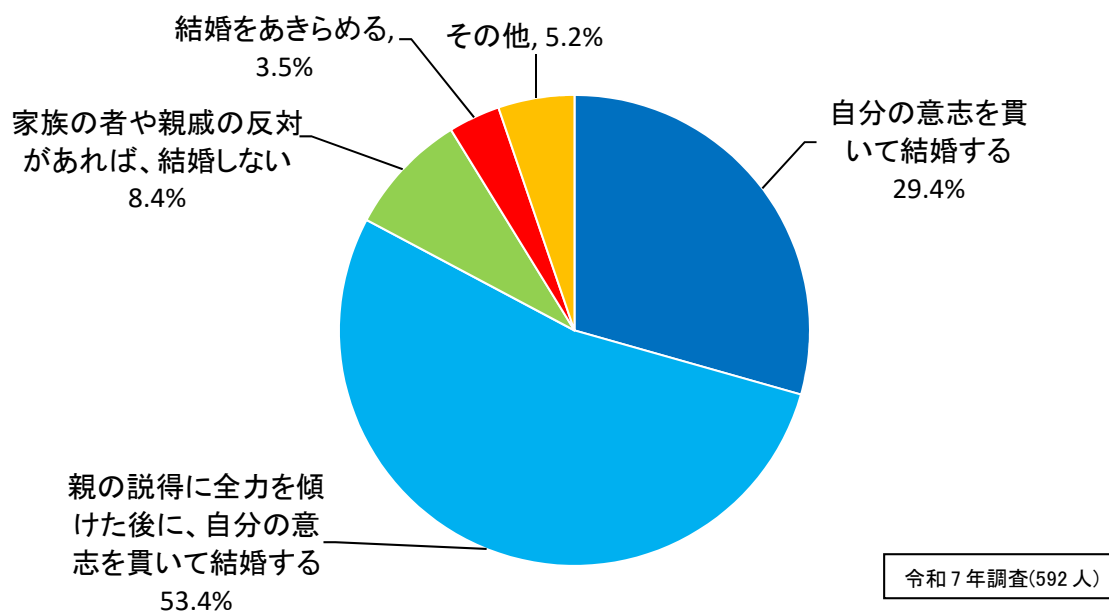
同和問題を口実にして、個人や企業、行政機関などに対し、高額な図書の購入など、不当な利益や義務のないことを求める行為。同和問題に対する誤った意識を植え付けるなど、問題解決の大きな阻害要因となる。

(資料) ■人権問題に関する市民意識調査

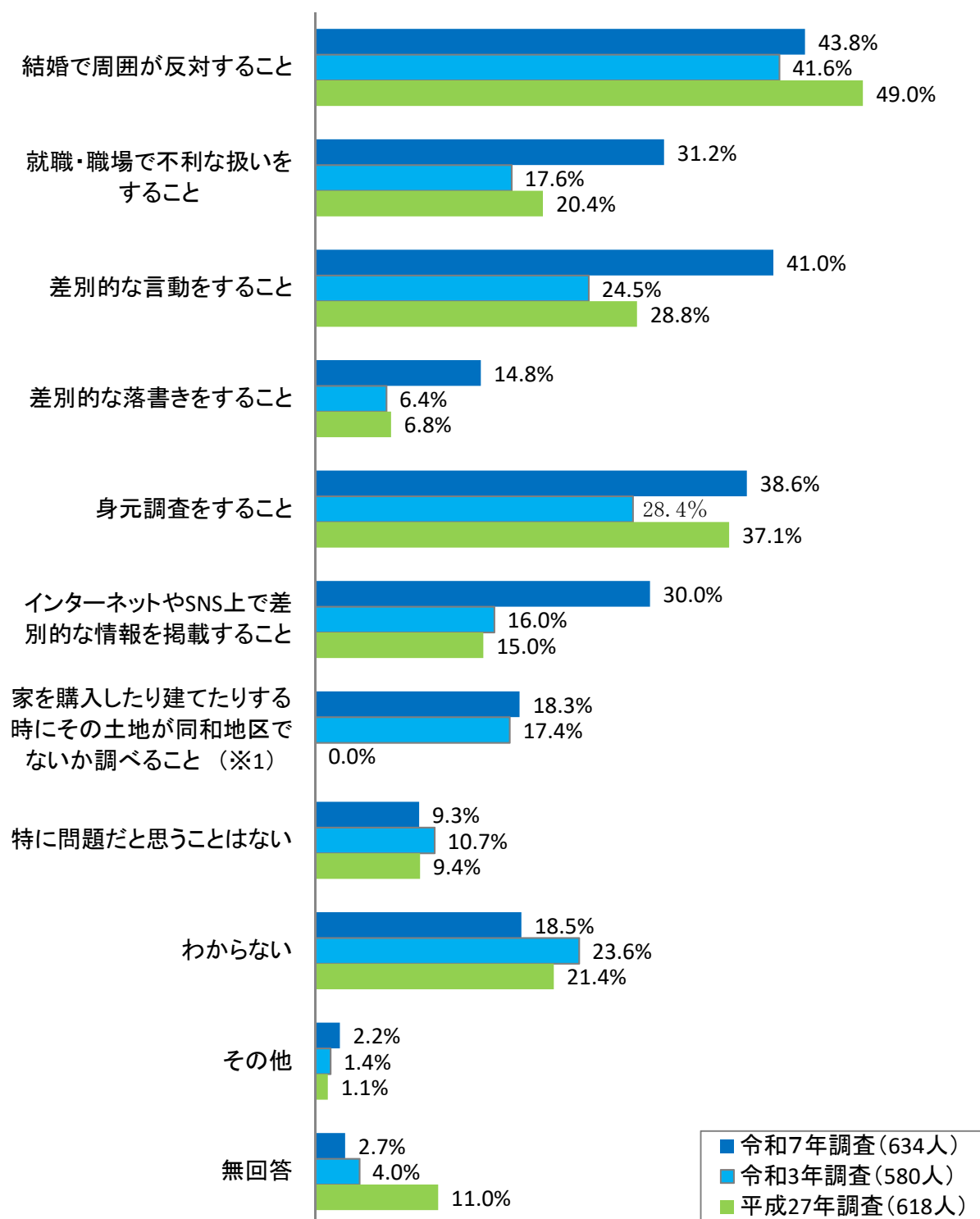
問 16 仮に、あなたのお子さんが結婚しようとする相手が、同和地区の人であるとわかった場合、あなたはどのようにしますか。(○は1つ)



問 17 仮に、あなたが同和地区の人と知り合い、結婚しようとしたとき、親や親戚から強い反対を受けた場合、あなたはどのようにしますか。(○は1つ)



問 18 あなたは、同和問題について特にどのようなことが問題だと思いますか。(※1)
(○はいくつでも)



※1 令和3年調査以前の設問は、「あなたは、同和問題に関し、現在、どのような人権上の問題が起きていると思いますか。」となっている。

〔施策の方向性と取組〕

「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、日本固有の差別問題である同和問題を重要な人権課題として捉え、その歴史や差別の実態を十分認識し、差別意識の解消のための取組を進めます。

①差別意識解消に向けた教育・啓発の推進

すべての学校において、人権・同和教育を基底においた教育活動を推進します。児童生徒の発達段階に応じて、同和問題についての正しい理解を深める教育と差別を許さない集団づくりに努めます。各種研修会によって教職員の人権意識を高め、理解と認識を深めるとともに実践力を高めます。

地域ごとの人権・同和教育推進協議会や市全体の人権・同和教育推進連絡協議会が主催する講演会等の開催を支援し、市民の人権意識の高揚を図ります。

結婚差別につながる身元調査について、住民票の写し等の不正取得や個人の権利の侵害を防ぐため、「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」の周知に努めます。

②児童生徒の進路保障、就労問題への取組

進路保障に関しては、学校・保護者・地域が相互に信頼関係を築き、様々な困難を抱えている児童生徒に寄り添い、夢と希望が実現できるよう支援をしていきます。子どもたちが、自ら主体的に学ぶ意欲と態度、また、確かな学力と豊かな感性を高め、さらに、進学や就職などの選択において希望する進路に進めるようにするため、強い意志を持って自分自身の進路をたくましく切り拓いていこうとする姿勢や能力を身につけていくよう、取組を進めます。

また、就学援助のための適切な情報提供に努め、奨学金や各種制度の広報等による周知や活用促進を図ります。

就労問題に関しては、就職の機会均等を確保するため、ハローワークなどの関係機関と連携し、公正な採用選考がなされるよう、市内事業所への人権研修の要請、講師派遣等の支援、啓発に努めます。

③まちづくりセンターを拠点とした啓発活動の強化

まちづくりセンターは、地域の住民にとって学習の活動拠点として重要な役割を果たしています。まちづくりセンターで開催される人権・同和問題研修について、講師派遣等の支援を行い、地域住民の人権意識の向上に努めます。

また、まちづくりセンター職員に対し、関係機関が主催する人権・同和教育研修等への参加を促し、社会教育及び生涯学習の拠点となるまちづくりセンターの職員としての資質を高め、差別問題の解消に意欲的に取り組む実践力の向上を図ります。

④集会所活動への支援及び相談機能の充実

地域における生活文化の向上及び社会福祉の増進を図るため、集会所等を拠点とした学習会や交流促進事業に努めます。

また、地域に密着した生活相談員の活動を支援し、地域の実態や課題、地域住民のニーズを把握し、問題解決に努めます。

(2) 女 性

〔現状と課題〕

平成 11(1999)年に制定された「男女共同参画社会基本法」では、第 2 条において「男女共同参画社会の形成」を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」と定義しています。

本市が令和 2(2020)年 12 月に実施した男女共同参画に関する市民の意識・実態調査によると、「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきと思う」と回答した方は 16.1%であり、平成 26(2014)年度調査の 32.6%から大きく減少しています。性別役割等についての固定観念が薄まっている傾向が見受けられます。

その反面、本市が令和 7(2025)年 2 月に実施した人権問題に関する市民意識調査で、「女性の人権について、特にどのようなことが問題だと思うか」という設問に対し、「男女の固定的な役割分担意識（「男性は仕事、女性は家庭」など）がある」と回答した方が **47.2%**あり、社会慣習の中に残る固定的性別役割分担意識が男女共同参画社会の実現を困難にする大きな要因になっていることが伺えます。

また、配偶者や交際相手に対するDV*（ドメスティック・バイオレンス）やデートDV*、性犯罪、ストーカー行為*、セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産に関する嫌がらせなど、暴力やハラスメントは深刻な社会問題となっています。この他にも、政治分野を含めた意思決定場面における女性の参画率の問題や、男女の賃金格差、貧困など女性を取り巻く様々な課題が提起されています。

本市では、国、県の男女共同参画基本計画を踏まえ、男女共同参画社会を実現するための指針となる「浜田市男女共同参画推進計画」を策定しており、また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく本市におけるDV防止の基本計画を含んだ計画としています。

社会の構成員の半数を占める女性が主体的に地域活動に参画でき、家庭や地域、職場において男女それぞれに人権が尊重され、調和のとれた社会環境づくりが必要です。

*DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者など密接な関係にある人からふるわれる暴力のことで、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力など様々な形態がある。なお、男性が被害者となるケースもある。

*デートDV

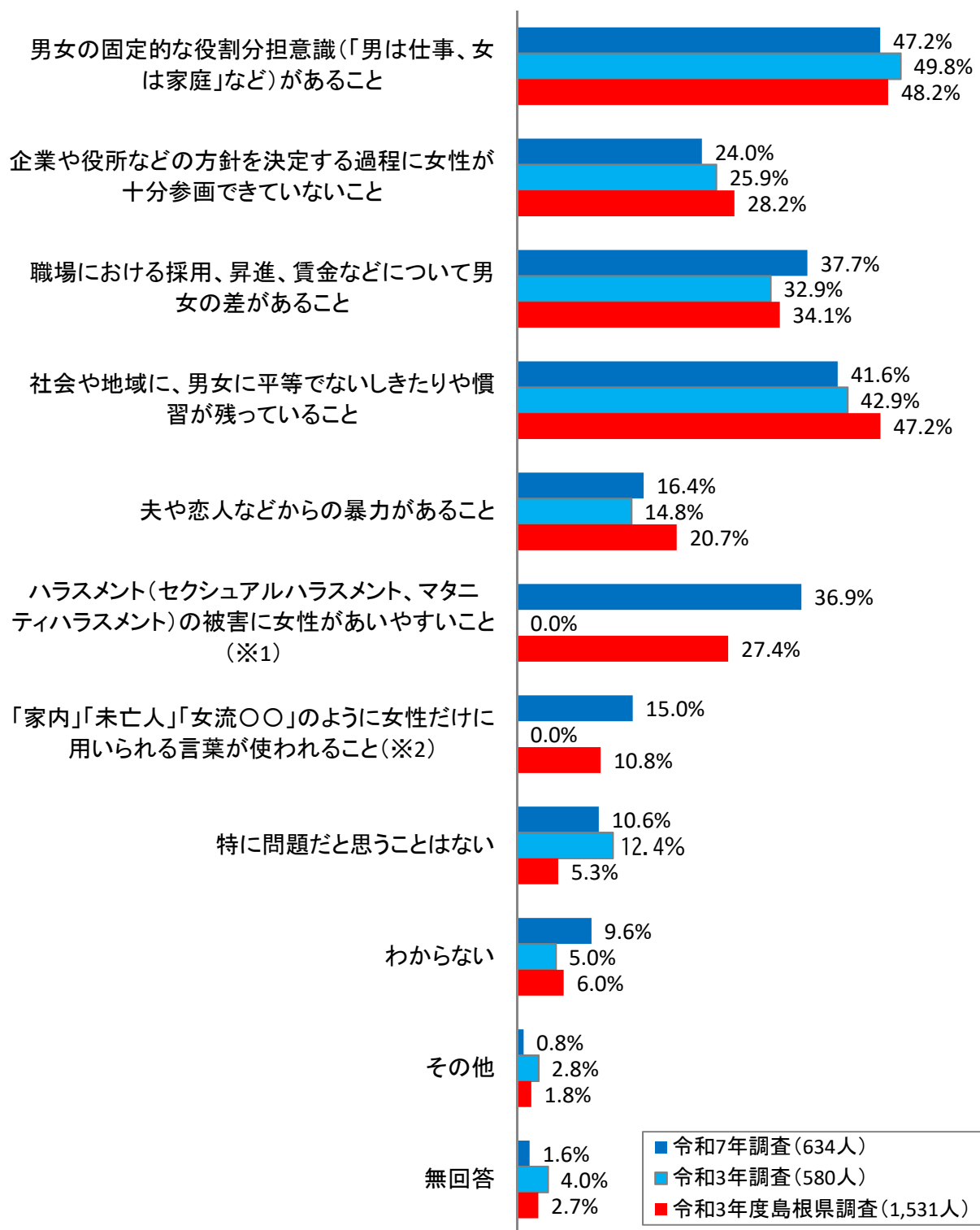
交際中のカップルの間で起こる暴力のこと。

*ストーカー行為

同一の者に対し、つきまとい等（恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、つきまとい、待ち伏せ、面会を要求、連続して電話や電子メールを送信することなど）を反復すること。

(資料) ■人権問題に関する市民意識調査

問 10 女性の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。(〇はいくつでも)



〔施策の方向性と取組〕

①男女共同参画の理解促進

「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識や慣習・しきたりを是正し、男女共同参画社会に対する正しい認識を促すため、あらゆる機会を捉えて教育と啓発活

動を推進します。

②女性に対する暴力の根絶

DV・性犯罪・ストーカー行為等、女性に対する暴力を根絶するための教育や啓発活動を推進します。また、関係機関との連携を強化し、DV等の被害者からの相談や安全確保など必要な支援を行います。なお、男性が被害者となった場合も同様に対応します。

③政策・方針決定への女性の参画の推進

政策・方針決定過程において男女双方の視点や意見を反映するため、各種審議会や委員会等への女性の積極的な登用を図ります。

④ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活との調和）の推進

男女それぞれが仕事と家庭生活を両立させ、良好な生活環境を構築できるよう、保育サービスなど子育て支援の充実、働き方の見直しにつながる啓発活動等を推進します。

(3) 子ども

〔現状と課題〕

子どもたちは、21世紀を担う大切な存在であり、子どもたちが心身共に健やかに育つことは、すべての大人の願いです。

子どもたちには、「児童憲章」や「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約*)、「こども基本法」などに明記されているように、大人と同じように基本的人権が保障されています。それぞれ人格を持った人間として尊重され、基本的人権の権利主体者として、大切にされなければなりません。とりわけ、いじめや虐待等の子どもの人権侵害への対応は重要です。

本市が令和7(2025)年2月に実施した市民意識調査において、「子どもの人権について特にどのようなことが問題だと思うか」という設問に対し、「暴力やインターネット・SNSでの嫌がらせ、仲間はずれ、無視などのいじめがあること」と回答した方が67.4%、「いじめを見て見ぬふりをする」と回答した方が56.6%、「こどもを成績や学歴だけで判断すること」と回答した方が50.5%と高い関心を示されました。また、「家庭環境や経済状況等が理由でこどもの生活や進学、就職に支障があること」「大人による暴力や育児放棄などの虐待があること」も4割以上の方が問題であると回答されています。

いじめや不登校は、学校教育の大きな課題です。近年、子どもたちにもインターネットは非常に身近な存在となっています。その匿名性や情報発信の容易さから、様々な問題が発生し、「いじめ」が深刻化する一つの要因にもなっています。子どもたちが人権の重要性について確かな知識を持ち、日常生活においてもお互いを尊重した行動ができるように人権教育を推進していく必要があります。

また、家庭における児童虐待(身体的虐待・性的虐待・心理的虐待・ネグレクト*)の問題も増加しており、問題が深刻化する前の早期発見・早期対応・子どもや家庭に対する細やかな支援が重要となっています。

このほか、本来は大人が担うと想定される家族の介護や身の回りの世話、家事などを日常的に行う子どもたち「ヤングケアラー」も問題となっています。

*児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)

平成元(1989)年の第44回国連総会で採択され、日本は平成6(1994)年に批准した。この条約では、18歳未満のすべての子どもを対象(第1条)とし、子どもの最善の利益(第3条)、生存や発達(第6条)、意見表明や参加(第12条)、教育(第28条)、休息や遊び(第31条)といった権利を実現・確保するために必要な事項を定めている。前文と54条からなる本文で構成され、条約の全文(和訳)は巻末資料のとおり。

*ネグレクト

子どもや高齢者などの社会的弱者に対して、その保護や養育義務を果たさず放任すること。子どもに対するネグレクトには、具体的に以下のようなものがある。

- 子どもの健康・安全への配慮を怠っているなど。例えば、①家に閉じこめる(子どもの意思に反して学校等に登校させない)、②重大な病気になっても病院に連れて行かない、③乳幼児を家に残したまま度々外出する、④乳幼児を車の中に放置するなど。
- 子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない(愛情遮断など)。
- 食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢など。

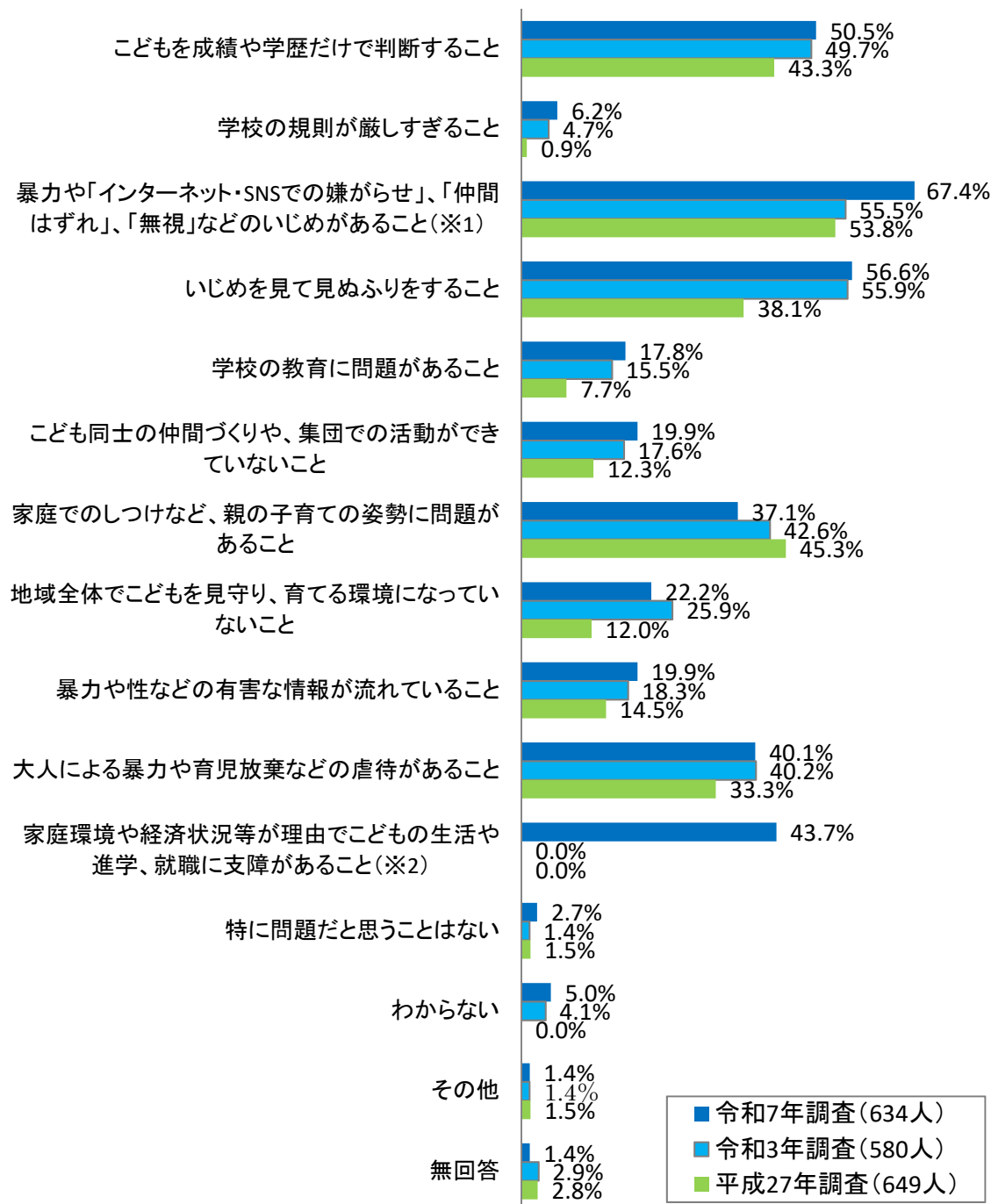
例えば、①適切な食事を与えない、②下着など長期間ひどく不潔なままにする、③極端に不潔な環境の中で生活をさせるなど。

- 子どもを遺棄する。
- 祖父母、きょうだい、保護者の恋人などの同居人が身体的虐待、性的虐待又は心理的虐待と同様の行為を行っているにもかかわらず、それを放置する。 など

(資料) ■人権問題に関する市民意識調査

問11 こどもの人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。

(〇はいくつでも)



※1 選択肢に「インターネット・SNSでの嫌がらせ」の内容を追加した。

※2 ヤングケアラーを意図する選択肢である。今回から新たに追加した選択肢であるため令和3年調査以前のデータはない。

〔施策の方向性と取組〕

①一人一人を大切にする教育の推進

「浜田市総合振興計画(第2次)」、「浜田市教育振興計画」に述べてあるように、人権感覚を育み、人を人として大切にする児童生徒の育成に取り組みます。このため、学校の人権・同和教育推進体制を充実し、模範となるべき教職員の資質の向上を図るため、教職員の人権・同和教育研修を繰り返し実施するとともに、児童生徒を対象とした人権集会等の充実を図ります。

②「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)、「こども基本法」、「浜田市こども計画」などを踏まえた取組

次世代を担うすべての子どもの権利が擁護され、意見が尊重される環境づくりのため、子どもの権利条約の啓発に努め、「こども基本法」及び「浜田市こども計画」の趣旨に則り、子どもは権利の主体であることを念頭において、子どもの権利擁護を推進する取組を行います。

③いじめ・不登校問題への取組

平成26年12月には「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめ防止対策推進条例」を制定しました。この条例は、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、市、教育委員会、学校及び学校の教職員並びに保護者の責務を明らかにするとともに、市の対策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的としています。いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見、早期対応と、不登校の解消に向け、指導相談機能の充実を図ります。

④乳幼児や児童への虐待防止の取組

虐待が発生する背景には、保護者の経済的困窮、社会的孤立、養育力の低下、ひとり親家庭の増加等、子どもを取り巻く社会・家庭環境の多様化などが複雑に絡み合っています。妊娠期から切れ目のない子育て支援に取り組み、リスクのある家庭の把握と虐待の早期発見に努めます。また、虐待を発見した場合には、児童相談所はじめ関係機関や地域と連携し、迅速かつ適切に対応します。

子育てを社会全体の問題として認識し、虐待への関心を高めるため早期発見と予防についての広報・啓発活動を行い、住民の関心を喚起し、通告義務の周知を図ります。

児童福祉施設等に入所している子どもについても、家庭と同じような環境の中で育つよう、施設の職員に対する研修を支援し、連携に努めます。

⑤子どもの貧困対策への取組の推進

子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、経済的支援や相談体制の充実を図ります。

⑥子どもの健全育成に向けての取組

子どもに基本的な生活習慣を身につけさせるという家庭の果たす役割の再認識を促し、メディアとの接触時間を含めた基本的な生活習慣の定着や規範意識醸成に向け、啓発や学習機会の提供に努めます。

インターネットやスマートフォンなどの情報通信技術が急速に普及し、インターネット上での有害な情報の拡散や犯罪被害が問題となっています。インターネット等の利用について、生活習慣、人権尊重、情報モラルの視点から正しい知識と態度が育つよう、学校や家庭における教育や啓発に取り組みます。

⑦相談体制の充実

児童生徒の不登校、いじめ、その他の問題行動など生徒指導上の諸問題に対して、教育相談員、スクールカウンセラー（ＳＣ）、スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）による相談・支援体制の充実を図り、いじめ等の問題行動の未然防止や早期発見、早期解決に向けた取組を推進します。

心理的、環境的その他の要因によって不登校の状態にある児童生徒に対しては、教育支援センター「山びこ学級」において、小集団での学習指導、体験的活動、対象児童生徒や保護者との面談を通して学校や社会への適応を図ります。

また、平成18(2006)年度から松江地方法務局及び島根県人権擁護委員連合会が実施する「子どもの人権ＳＯＳミニレター」、こども家庭庁が実施する相談窓口、文部科学省が実施する「こどものＳＯＳの相談窓口」等の相談ツールや相談窓口の周知を図ります。

(4) 高齢者

〔現状と課題〕

我が国の高齢化は急速に進行し、「令和6年版高齢社会白書」において令和5年10月1日現在の高齢化率は29.1%となっています。

本市では、令和7(2025)年4月1日現在、高齢化率が38.8%となっており、地区によっては、60%を超えているところもあります。一人暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯が増えるとともに、寝たきりや認知症による要介護認定者も増加しています。

平成18(2006)年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されましたが、高齢者に対する身体的・精神的虐待はあとを絶たず、このほかにも高齢者の人権に関する問題は、悪徳商法の被害者になりやすいこと、認知症高齢者に対する偏見、社会参加の機会の制限などがあげられます。認知症に関しては、2025年には高齢者の5人に1人が認知症患者になると言われ、国でも令和6(2024)年に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(認知症基本法)が施行され、認知症の人も含めた国民全体で共生社会を作ることが目指されています。

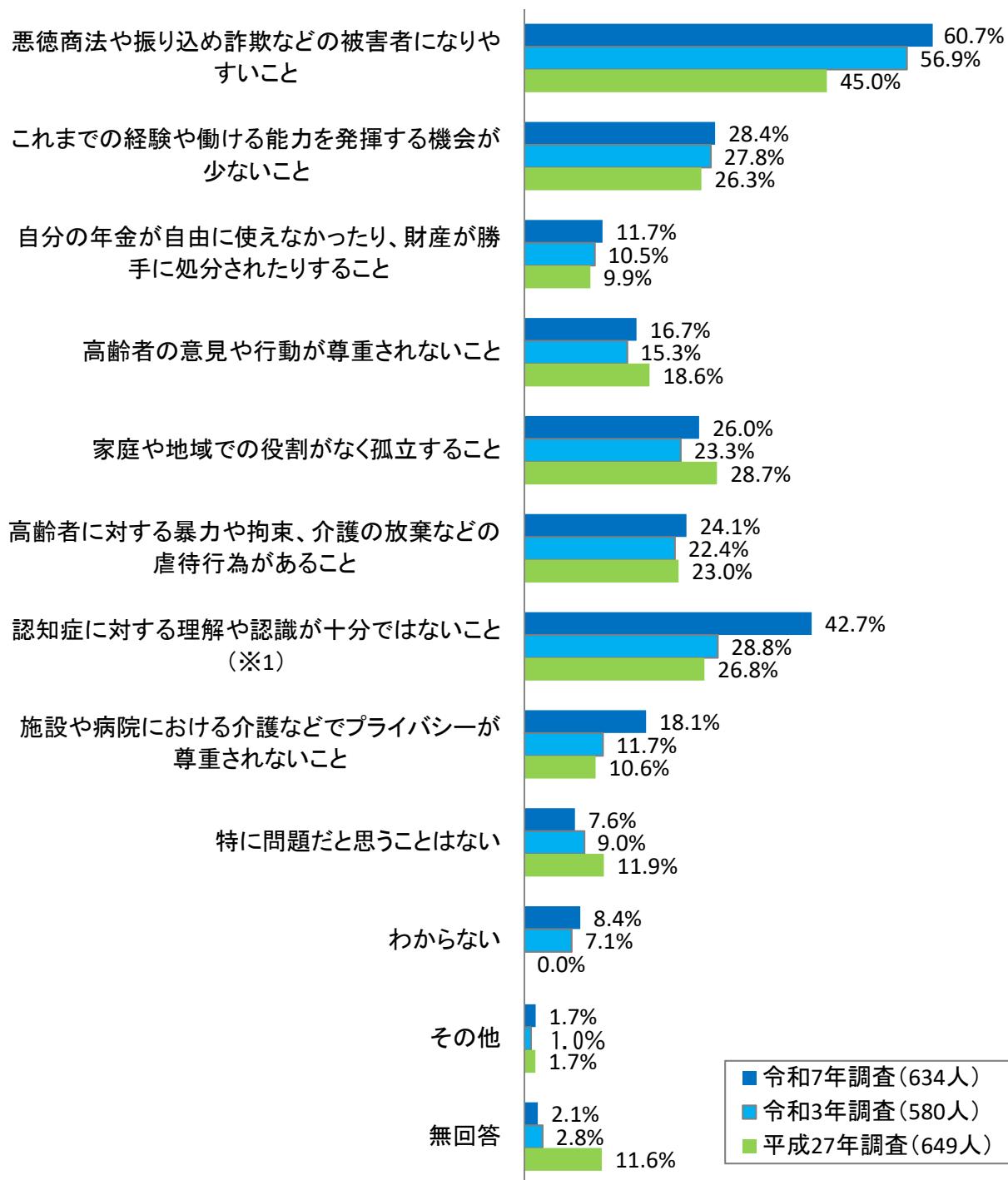
また、高齢者が孤立し、周囲から注目されることなく生活している実態が進行し、時には排除的な扱いを受け、やがて孤独死といった人間の尊厳にかかわる問題となっていくような場合もあります。

高齢者が社会の一員として地域社会の様々な活動に参加できるよう社会環境づくりを進めることはもちろんですが、一人一人が高齢者への理解を深めるとともに、互いに支え合う心を育てることが必要です。

(資料) ■人権問題に関する市民意識調査

問 12 高齢者の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。

(○はいくつでも)



※1 令和3年調査までの選択肢は「認知症に対する誤解や偏見により不当な扱いを受けること」となっていた。

〔施策の方向性と取組〕

①福祉教育、啓発活動の推進

一人一人が、健康でいきいきとした生活を送るためには、福祉の心を実践する態度に結びつけることが必要であり、学校においては、高齢者等に対する理解を深め、思いやりの心を育てる教育を推進します。

高齢者が多年にわたり社会の発展に寄与してきた人として、生涯現役で積極的に社会と関わり、生きがいを持って生活できる長寿社会について、市民の理解が深まるよう意識啓発に努めます。

②就労・生きがい対策の推進

高齢者が社会の重要な一員として、自らが持つ豊富な経験、技術、知識が社会活動や職場に生かされ、高齢者自身の生活の安定や生きがいが確立できるよう支援します。また、世代を越えた交流の促進を図るとともに、生きがいづくり・健康づくり・閉じこもり防止の場の提供に努めます。

③地域包括ケアの推進

高齢者が、介護が必要な状態となっても可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が一体的に提供される仕組み（地域包括ケアシステム）づくりを推進します。

④認知症に対する理解と介護等施策の充実

認知症を正しく理解し、認知症高齢者やその家族を温かく見守る環境を整えるため、その応援者である「認知症サポーター」を増加させるための取組を行うとともに、市民講座等の開催や各種広報媒体の活用により正しい知識と理解の普及に努めます。

また、認知症高齢者の増加が見込まれる中、早期発見・早期対応に重点を置き、専門性を強化した相談体制の充実と、本人・家族の支援に結びつく医療と介護の連携強化を図ります。

⑤権利擁護の推進

全国的に増加傾向にある高齢者虐待（身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放置、経済的虐待）に対し、虐待防止に関する研修の実施やケア会議等により事例の検討・検証を行い、「虐待の芽を摘む」体制の強化を図ります。

さらに、判断能力が十分でない人が、地域で安心して暮らせるように、成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及と利用促進を図ります。

(5) 障がいのある人

〔現状と課題〕

平成 18(2006)年に国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約)*は、21 世紀で最初につくられた人権条約であり、我が国は平成 26(2014)年に批准しました。

国においては、この条約の理念を踏まえ、平成 23(2011)年に「障害者基本法」の大幅な改正が行われ、障がいを理由とする差別禁止の理念が法律に明記されました。

その他、平成 23(2011)年の「障害者の虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)の制定、平成 24(2012)年の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)の制定、平成 25(2013)年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)の制定や「障害者の雇用の促進等に関する法律」(障害者雇用促進法)の改正など、障がいのある人の権利擁護、生活支援、差別解消、就労等の幅広い分野での法整備が進みました。平成 28(2016)年 4 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が施行され、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止と障がいのある人への合理的配慮*が求められるようになりました。さらに、令和 6(2024)年からは、すべての事業者*に対して不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供が義務付けられています。

障がいのある人への偏見や差別意識が生じる背景には、障がいについての知識や理解不足等が挙げられます。障がいのある人を取り巻く環境には様々な問題があることを理解し、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会づくりを目指し実践することがなにより重要です。浜田市でも平成 30(2018)年に「浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまちづくり条例」を制定して障がい者問題の解決に取り組んでいます。

*** 障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）**

平成 18(2006)年の第 61 回国連総会で採択され、日本は平成 26(2014)年に批准した。この条約は、すべての障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的としている。障がいに基づくあらゆる差別を禁止することや合理的配慮が提供されることを確保するための措置（第 5 条）などを定めている。前文と 50 条からなる本文で構成され、条約の全文（和訳）は巻末資料のとおり。

*** 合理的配慮**

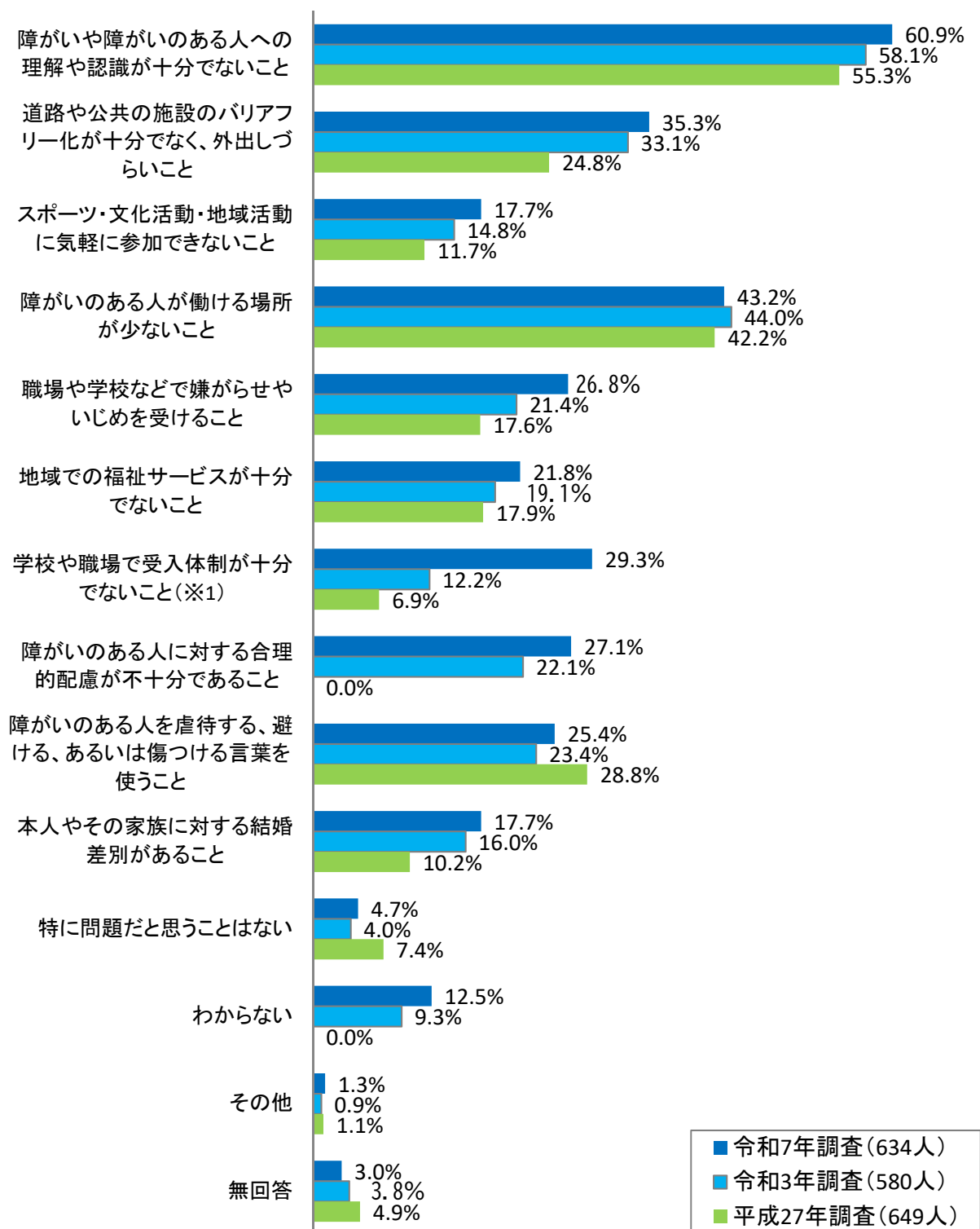
障がいのある人とない人の平等な機会を確保するために、障がいの状態や性別、年齢などを考慮した変更や調整、サービスを提供することを「合理的配慮」と言い、こうした配慮を行わないことで、障がいのある人の権利利益が侵害される場合は差別に当たる。ただし、その実施に過重な負担がかかる場合には、合理的配慮を行わなくても差別にはならない。（知的障がい等により、本人自らの意思を表明することが困難な場合には、その家族などが本人を補佐して意思の表明をすることもできる。）

*** 事業者**

商業その他の事業を行う企業や団体、店舗であり、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同じサービス等を反復継続する意思をもって行う者である。個人事業主やボランティア活動をするグループなども事業者に入る。対象となる分野は、教育、医療、福祉、公共交通など、日常生活及び社会生活全般に係る分野が広く対象となる。（出典：内閣府 HP 政府広報オンライン、障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト）

(資料) ■人権問題に関する市民意識調査

問 13 障がいのある人の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。
(〇はいくつでも)



※1 令和3年調査までの選択肢は「学校の受入体制が十分でないこと」となっていた。

〔施策の方向性と取組〕

①障がいに対する理解と差別解消の促進

誰もが心のバリア（障壁）を取り除き、障がい特性や障がいのある人に対する理解を深め、不当な差別の解消に向けた教育や啓発に取り組みます。また、“やさしくて温かい”共に生きる社会づくりを目指すため、「あいサポート運動*」や福祉教育等を浜田市社会福祉協議会と連携して推進します。

②人にやさしく安心して暮らせるまちづくりの推進

平成30(2018)年7月に施行した「浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができ
るまちづくり条例」に基づき、障がいのある人が住み慣れた地域で、安全かつ快適に生活を送る上で妨げとなっている様々な障壁（心のバリア、環境のバリア、情報のバリア、制度のバリア等）のバリアフリー化（障壁の除去）や、全ての人に配慮したユニバーサルデザイン*によるまちづくりを推進します。

また、障がいのある人が、障がいの種別や状態に関わらず、住みたい地域で自立した生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスの提供や相談体制の充実を図ります。

③障がい者の社会参加と就労支援の取組

障がいのある人の社会参加を促進するため、移動支援事業や社会参加促進事業により、外出支援策の充実やスポーツ・文化・芸術活動等に参加しやすい環境づくりに努めます。

また、障がいのある人の雇用を促進するため、企業に対する各種支援制度の周知・啓発と、障がい福祉サービスによる就労支援や相談・助言体制の充実を図るなど、障がい者雇用の機会の拡大に努めます。

④権利擁護の推進

障がいを理由とした差別や障がい者虐待（身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放置、経済的虐待）を受けることなく、安心して地域で暮らせるように、成年後見制度や、浜田市社会福祉協議会の日常生活自立支援事業等の普及と利用促進を図ります。

*あいサポート運動

地域の誰もが障がいのある人と共に生きるサポーターになることを目的としており、様々な種別の障がいを知ることからはじめ、障がいのある人が日常生活で困っていることを理解した上で、それぞれに必要な配慮や手助けを、できることから実践していこうという運動のこと。

*ユニバーサルデザイン

「普遍的な」、「全体の」、という言葉が示しているように、すべての人が等しく尊重される社会を目指し、年齢や性別、障がいの有無などにかかわらず、誰もが利用可能なように、最初から「まち」、「もの」、「サービス」、「制度」などを設計（デザイン）すること。

(6) 外国人

〔現状と課題〕

令和 7(2025)年 4 月 1 日現在、本市の人口 47,311 人のうち、外国人の数は 737 人で、市全体のおよそ 65 人に 1 人が外国人の方です。このため、言語や習慣、文化の違いにより相互理解が十分でないなどの理由で様々な問題が発生しています。本市が令和 7(2025)年 2 月に実施した人権問題に関する市民意識調査で、「外国人の人権について、特にどのようなことが問題だと思うか」という設問に対し、「日常生活に必要な情報や地域の文化・慣習がわからず、日常生活に支障をきたすこと」と回答した方が 43.7%あり、次いで「日本語学習や日本の生活習慣を学習する機会が少ないこと」と回答した方が 33.4%、「日本人の異文化理解が十分ではなく、外国人に対する偏見があること」と回答した方が 31.7%あったことからしても、言語、習慣、制度、文化等の違いを相互理解するための交流促進や、在住外国人への支援が課題となっています。

また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がヘイトスピーチ*（差別をあおる憎悪表現）であるとして社会問題になっています。こうした中、ヘイトスピーチの抑止・解消を目的とした「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が平成 28(2016)年 6 月に施行されました。

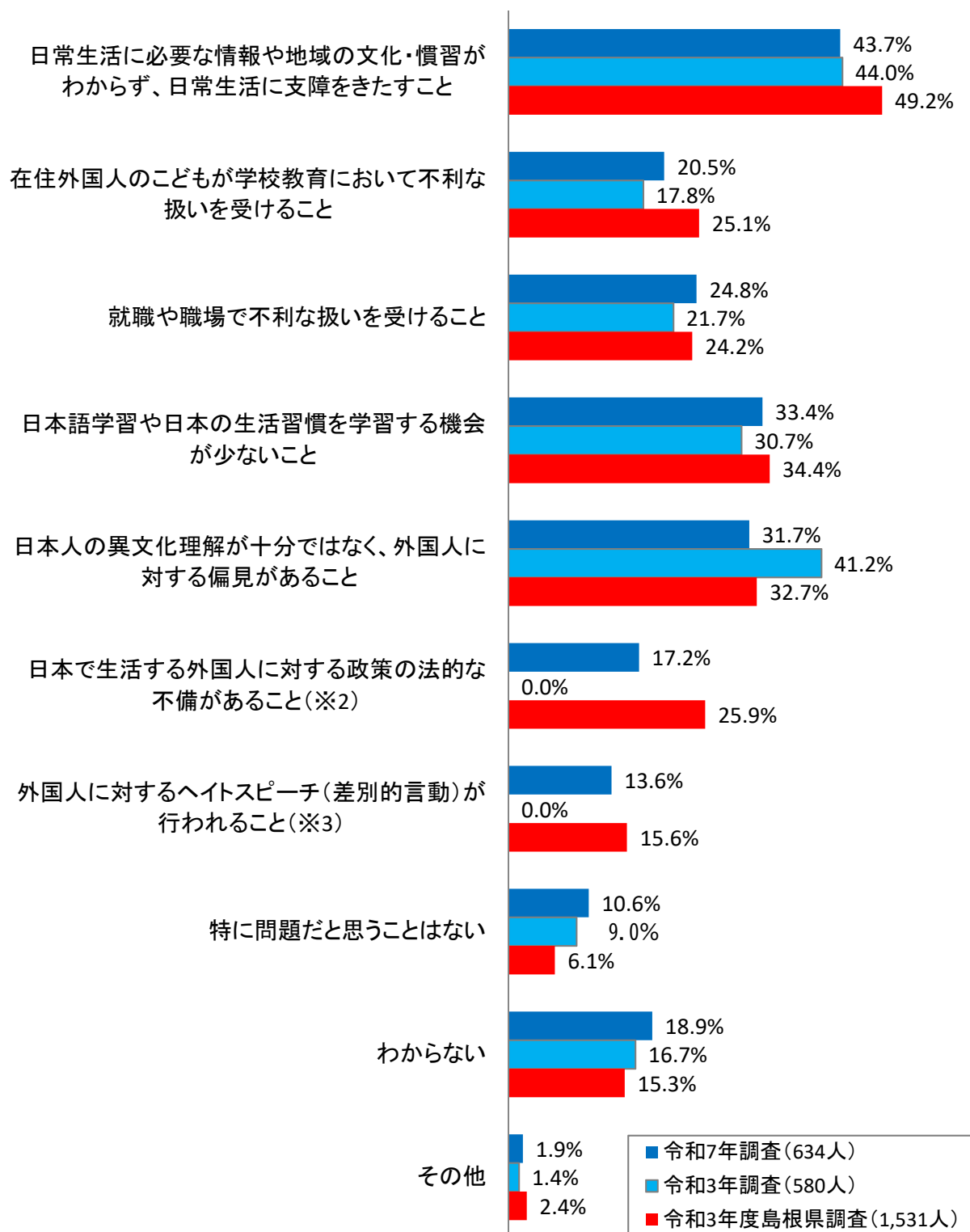
*ヘイトスピーチ

特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとしたりするなどの一方的な内容の言動。

(資料) ■人権問題に関する市民意識調査

問 21 日本で生活する外国人の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。

(〇はいくつでも) (※1)



※1 令和3年調査での設問は「外国人の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか」としていた。

※2 令和3年調査にはない選択肢のためデータはなし。また、令和3年度島根県調査での選択肢は「入管施設内での収容者の死亡等不適切な取扱いに見られるような外国人政策の法的な不備があること」となっていた。

※3 令和3年調査にはない選択肢のためデータはなし。

〔施策の方向性と取組〕

①差別意識を解消し、多文化共生社会の実現のための啓発の推進

外国人への理解不足が生み出す差別意識を解消するため、市内に在住する外国人と地域住民がふれあい、お互いの国や人、考え方や価値観の違いを認め合い、理解を一層深める草の根の国際交流が大切です。地域に居住する同じ住民として心の中の国境をとり払い、外国人の人権に配慮した行動ができるよう、地域の内外において多様な文化や人々が共存していける多文化共生社会の実現に向けて「共に生きる」社会の構築を進めていきます。

②外国人との交流の促進と国際協力の精神を培う教育の推進

外国の文化や習慣等の正しい理解を深めるとともに、国際交流・協力団体等と連携しながら、国際親善、国際協力の精神を培う教育を推進します。

③学校における国際理解教育の推進と外国籍児童生徒への支援

国際化の進展に伴い、各教科等の学習を通して、他国の文化・価値観の尊重や共生にむけた相互理解への取組を推進します。また、小中学校に在籍する外国籍児童生徒への日本語指導はもちろん学校生活を送る上での不安解消のためメンタル面のサポートも行います。

（７）患者や感染者等

〔現状と課題〕

H I V（ヒト免疫不全ウイルス）感染者・エイズ患者やハンセン病患者・回復者及びその家族に対しては、正しい知識や理解の不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生んできました。そのことが原因となって、医療現場における診療拒否のほか、採用拒否や職場解雇、入学（入園）や登校（登園）の拒否、アパートへの入居拒否や立ち退き要求、公衆浴場への入場拒否など、社会生活の様々な場面で人権侵害となって現れています。

また、令和2(2020)年1月に我が国で初めて感染者が確認された新型コロナウイルス(COVID-19)では、り患した本人・家族のほか、医療従事者にも偏見の目が向けられ、人権上の問題が生じています。今後も、新興感染症が出現する可能性があるので、冷静な対応と正しい理解が必要です。

本市が令和7(2025)年2月に実施した人権問題に関する市民意識調査で、「患者及び感染者等の人権について、特にどのようなことが問題だと思うか」という設問に対し、「周囲の人たちの病気についての認識や理解が十分でないこと」と回答した方が59.8%あり、次いで「本人・家族が世間から偏見の目で見られること」と回答した方が37.5%あったことからしても、正しい知識の普及・啓発が課題となっています。

「ハンセン病回復者とその家族の人権について、特にどのようなことが問題だと思うか」という設問に対して、「地域や社会での正しい知識や理解が不十分であること」が42.3%と最も多く、次いで「ハンセン病回復者とその家族に対する偏見・差別が残っていること」が39.0%と続いている。ハンセン病に対しても正しい知識の普及と啓発が課題として残っています。

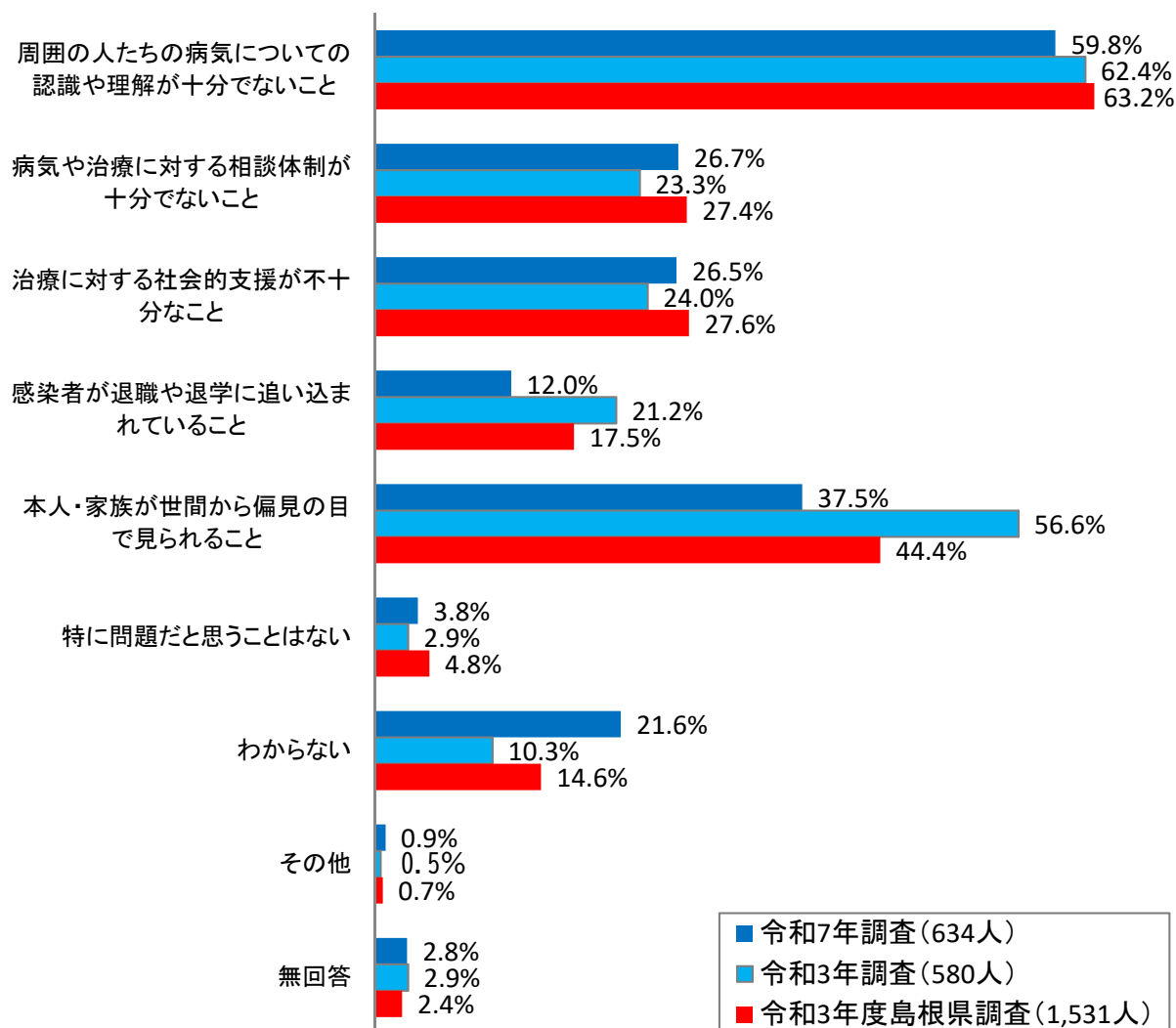
〔施策の方向性と取組〕

① 教育・啓発活動の推進

病気や感染症等に対する正しい知識を普及することにより市民が理解を深められるよう差別意識解消に向けた教育・啓発活動に努めます。

(資料) ■人権問題に関する市民意識調査

問 22 HIV（エイズの原因ウイルス）感染者、肝炎ウイルス感染者などの人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。(〇はいくつでも)

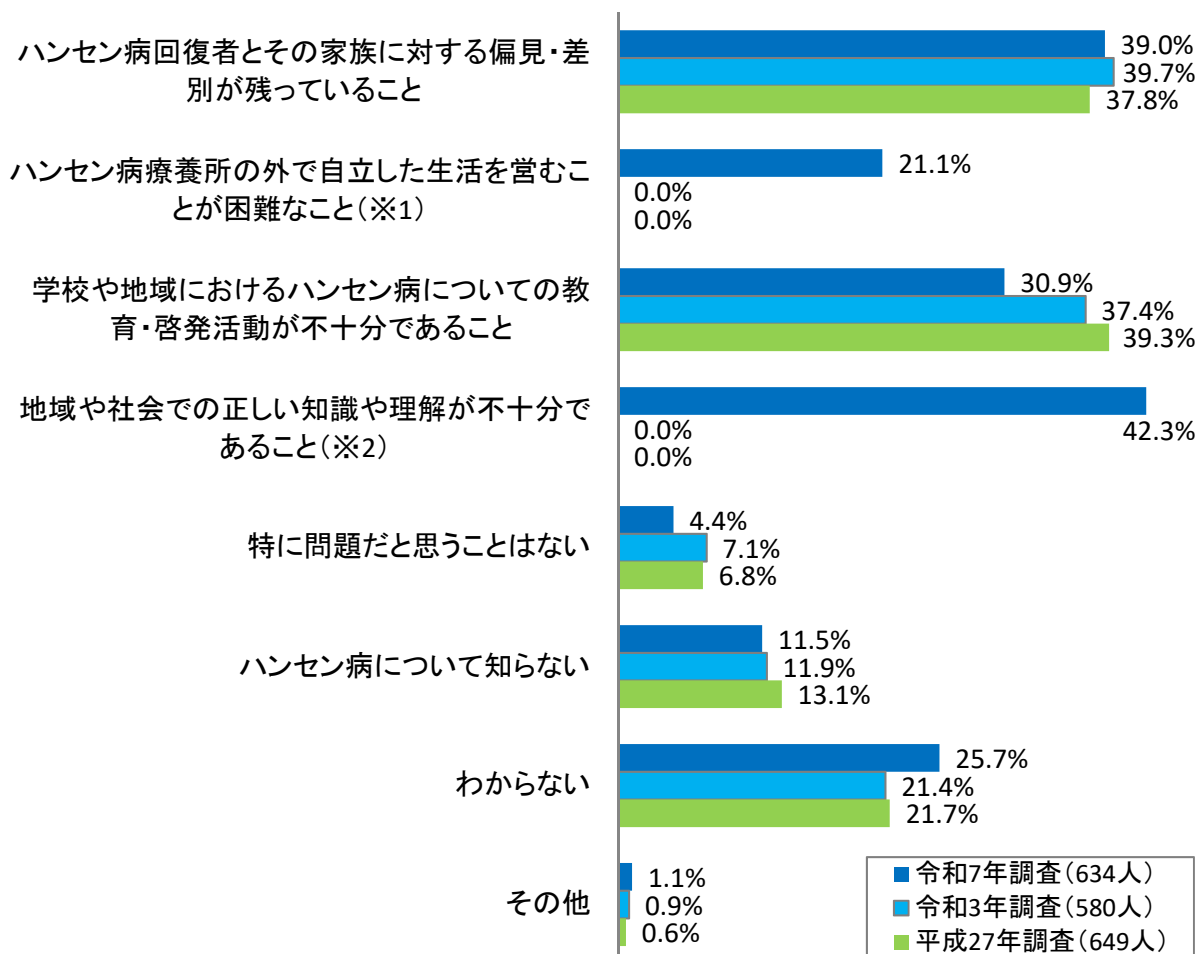


※1 今回の設問は令和3年度島根県調査の設問に表現を合わせて実施した。なお、令和3年調査の設問は「HIV（エイズの原因ウイルス）感染者、肝炎ウイルス感染者、新型コロナウイルス感染者などの人権について」としていた。

(資料) ■人権問題に関する市民意識調査

問 23 ハンセン病回復者とその家族の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。

(〇はいくつでも)



※1 令和3年調査以前での選択肢は「ハンセン病回復者の社会復帰に対する支援が不十分であること」となっていたためデータはない。

※2 今回の調査で新たに設けた選択肢のため令和3年調査以前のデータはない。

〔施策の方向性と取組〕

①教育・啓発活動の推進

感染症等に対する正しい知識の普及と差別意識解消に向けた教育・啓発活動に努めます。

(8) 犯罪被害者とその家族

〔現状と課題〕

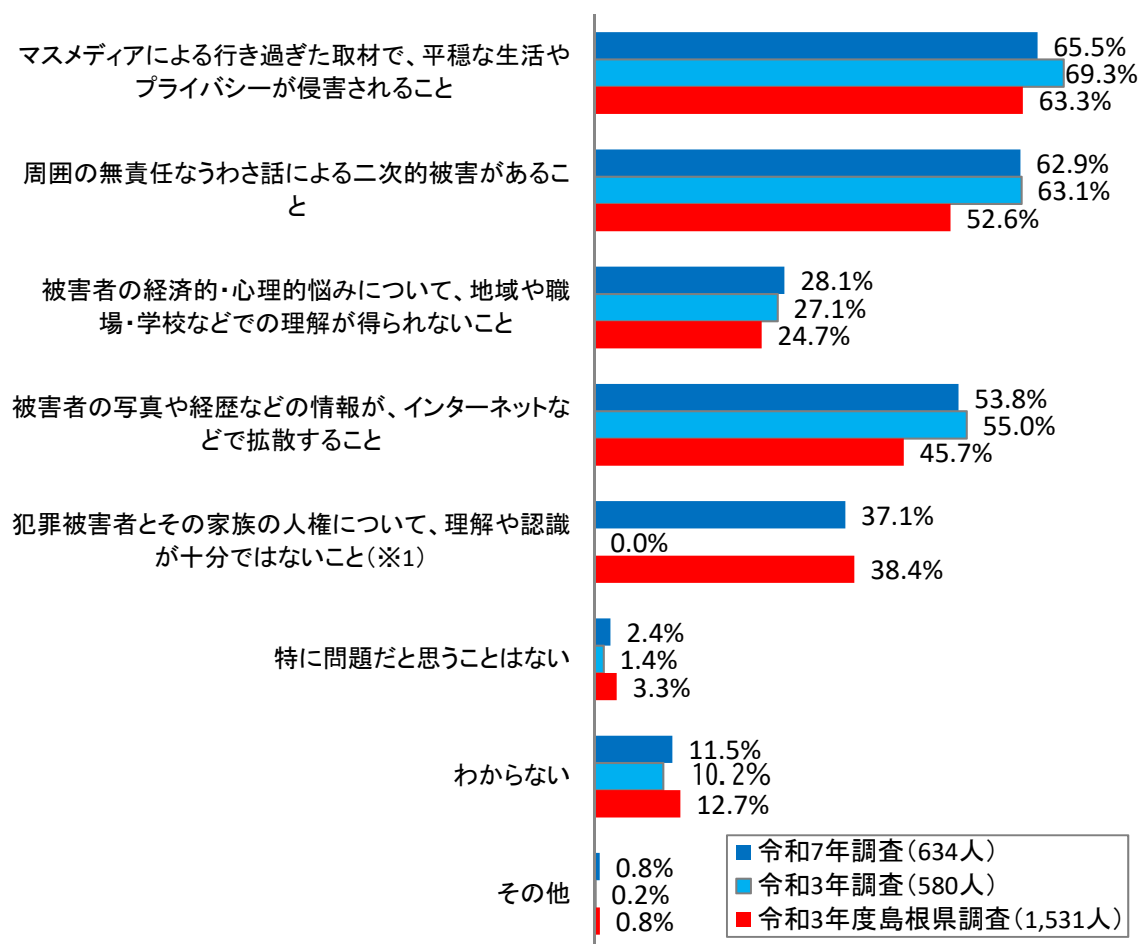
犯罪被害者とその家族は、犯罪の直接的な被害にとどまらず、精神的・経済的にも大きな影響を受ける場合が多いほか、一部のマスメディアや周囲の人々による無責任な言動による二次的被害で苦しめられることも少なくありません。私たち誰もが犯罪被害者になる可能性があり、ひとたび被害にあうと平穏な生活を取り戻すのは容易ではありません。

平成 17(2005)年 4 月には「犯罪被害者等基本法」が施行され、犯罪被害者等への支援が、国、地方公共団体、国民の責務とされたことから、社会全体で犯罪被害者等を支援していくことが求められています。

(資料) ■人権問題に関する市民意識調査

問 24 犯罪被害者とその家族の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。

(〇はいくつでも)



※1 今回の調査で新たに設けた選択肢のため令和3年調査のデータはない。

〔施策の方向性と取組〕

①犯罪被害者等の心情に配慮した対応と支援活動の推進

犯罪被害者等が置かれている状況に対する理解を深め、社会全体で犯罪被害者等を支援する機運を高めるための啓発と、公益財団法人島根県サポートセンターなど犯罪被害者等に対する相談・支援機関の周知に努めます。

(9) 刑を終えて出所した人等

〔現状と課題〕

刑を終えて出所した人等やその家族に対しては、本人に真摯な更生の意欲がある場合であっても根強い偏見や差別意識があり、就職や住居の確保に際して大きな障害となるなど、社会復帰を目指す人たちにとって困難な状況にあります。

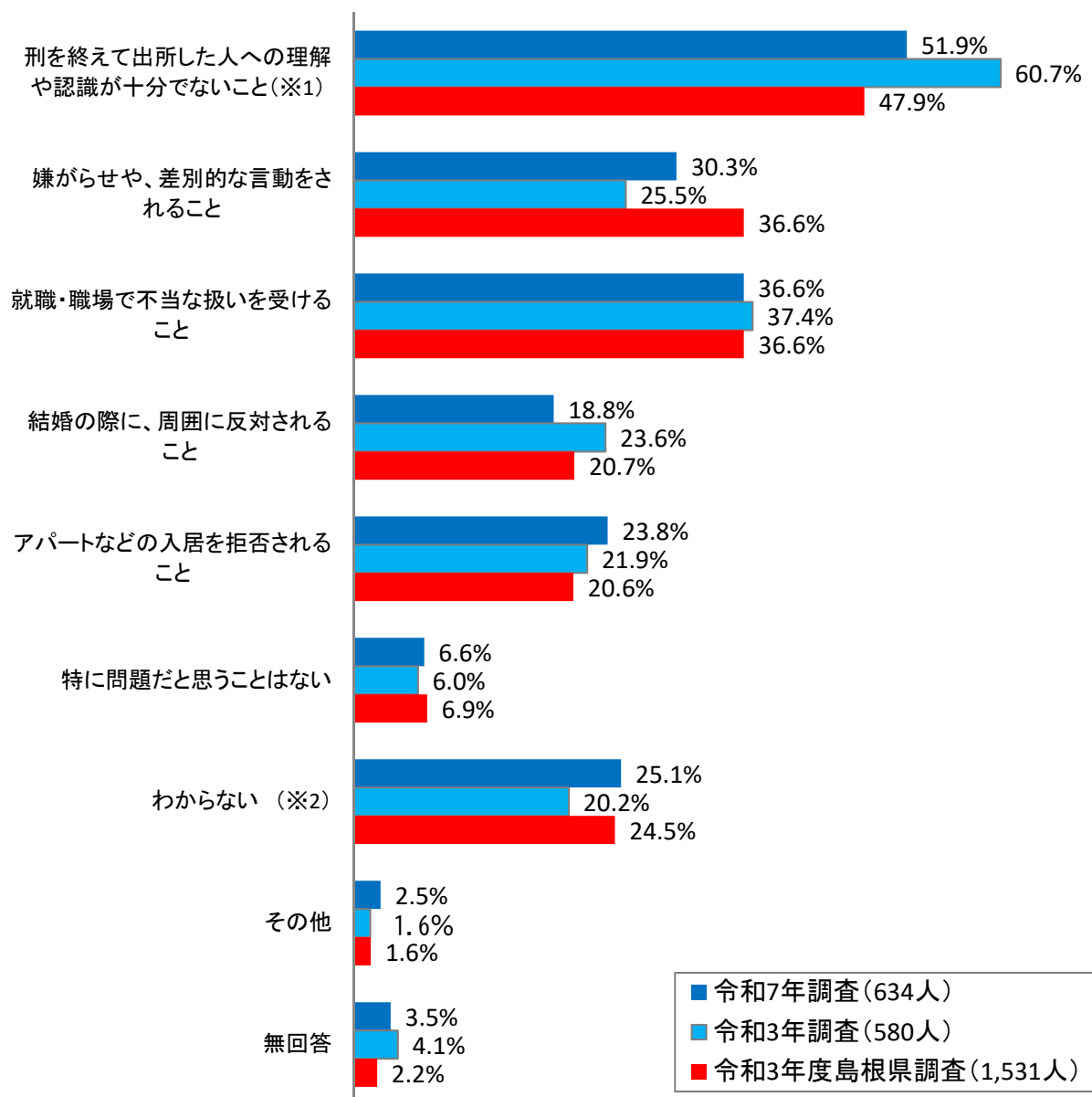
刑を終えて出所した人等が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が不可欠です。

平成 28(2016)年 12 月には「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、犯罪をした人等の再犯の防止と社会復帰に関する施策を講じることが定められました。新たな犯罪被害の防止とともに、罪を償い社会の一員として再出発しようとする人の円滑な社会復帰を支援するため、本市では令和 3(2021)年度に「浜田市再犯防止推進計画」を策定し、令和 4 年度から令和 9 年度の 6 か年にわたって、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らすことができる社会の実現に向けて取組を進めています。

(資料) ■人権問題に関する市民意識調査

問 25 刑を終えて出所した人の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。

(〇はいくつでも)



※1 令和3年調査では「出所した人に対する偏見があること」となっている。

〔施策の方向性と取組〕

①啓発活動の推進

刑を終えて出所した人等やその家族の人権が侵害されることのないよう、関係機関等と連携・協力して啓発活動を推進します。

②「島根あさひ社会復帰促進センター」設置の理念を生かす取組

平成20(2008)年10月に開設された「島根あさひ社会復帰促進センター」においては、PFI手法*により施設を運営しており、「官民協働の運営」、「地域との共生」、「人材の再生」を基本理念に、受刑者の改善更生・社会復帰に向けた様々な取組が行われています。特徴的な

取組として、地域との連携に基づいて行われる文通プログラム、盲導犬パピープログラム、農林業における施設内外での作業など、地域の人材と資源を幅広く活用して行われています。これは、従来の職業訓練に代わって民間企業等が受刑者の職業訓練の実施に積極的に参画し、再犯防止・社会復帰に寄与しようというものです。

また、現行のPFI事業期間は令和7年度末で終了し、令和8年度以降は、公共サービス改革法に基づく刑事施設運営業務が開始されますが、従来の取組に加え、再犯防止のための訓練と地域課題の解決を結びつける取組が計画されており、引き続き企業等の就労支援をはじめ、更生保護制度、出所後の地域社会の温かい理解、受け入れ体制等の充実に努めます。

*** PFI手法（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）**

従来は国や地方自治体が行っていた公共施設などの建設、維持管理、運営などにおいて、民間の資金、ノウハウを活用することでより効率的で質の高い公共サービスを提供するもの。

(10) インターネット等による人権侵害

〔現状と課題〕

高度情報化によるインターネットの発展とスマートフォンの普及は、私たちの生活に多くの利便性をもたらし、社会のあらゆる場面で欠かせないものとなっています。しかし一方では、発信の匿名性の高さや情報発信の容易さから、人の名誉を侵害したり、差別を助長する表現や有害な情報が氾濫し、人権に関わる大きな問題が増えています。

本市が令和 7(2025)年 2 月に実施した人権問題に関する市民意識調査で、「現在どんな人権課題に関心を持っているか」という設問では、「インターネットや SNS などによる人権侵害」と回答した方が 47.3%と障がいのある人の人権に次いで 2 番目に多く、また、「インターネットや SNS による人権侵害について、どのようなことが問題だと思うか」という設問で最も多かった回答は、「他人を誹謗中傷する投稿のあること」の 81.1%でした。

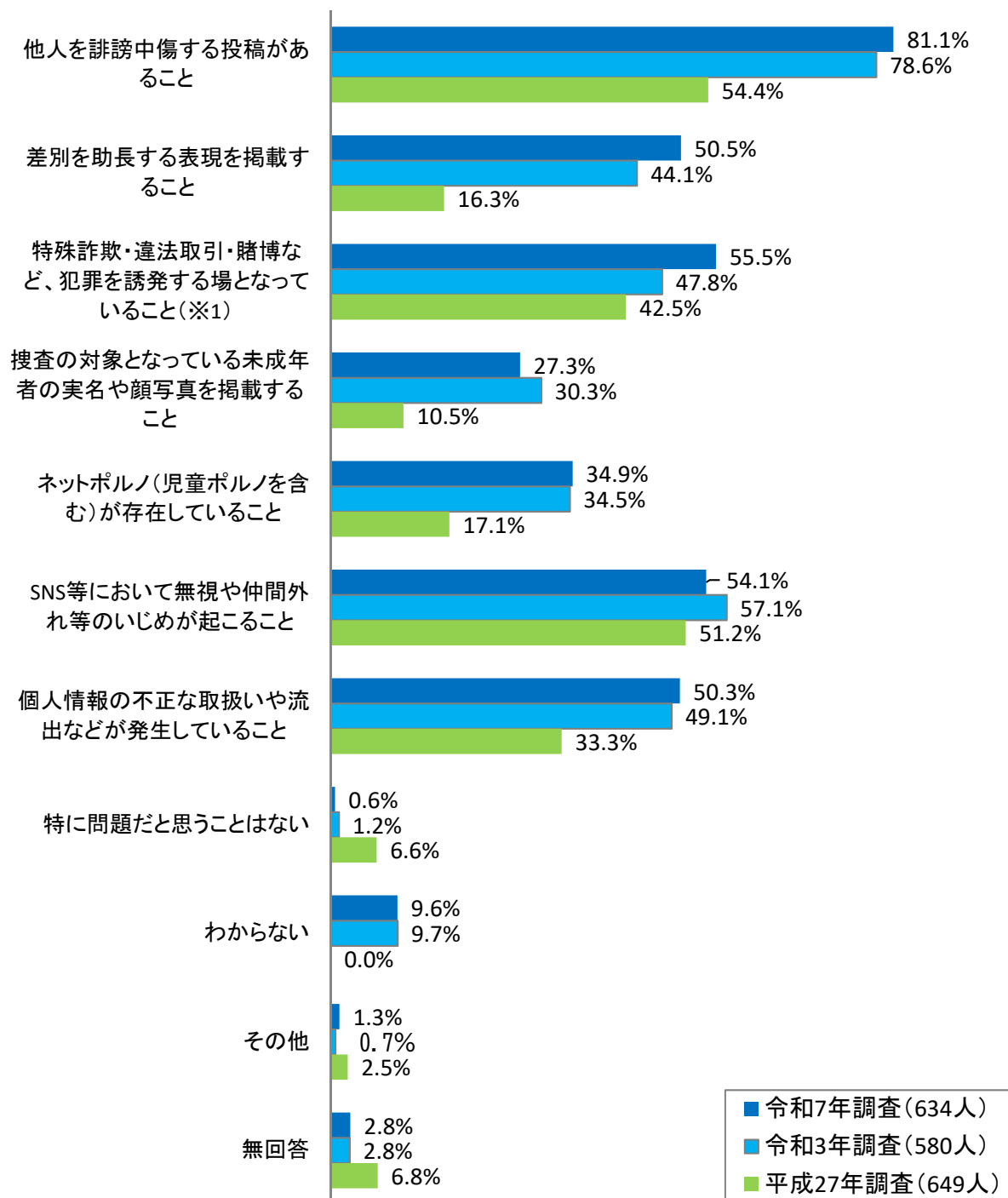
平成 13(2001)年には「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任制限法)が制定され、インターネット上で人権侵害が発生した場合にプロバイダ等の責任範囲や発信者情報の開示を請求する権利が定められました。また、令和 6(2024)年には「情報流通プラットフォーム対処法」が施行され、SNS や動画共有サイトにおける人権侵害についても規制されることになりました。

インターネットの正しい利用の仕方やマナーを身につけ、インターネット上で不適切な書き込みを見つけたときや被害にあったときの対処方法等の理解と普及が求められています。

(資料) ■人権問題に関する市民意識調査

問 26 インターネットや SNS による人権侵害について、どのようなことが問題だと思いますか。

(○はいくつでも)



※1 令和3年調査では「出会い系サイトなど、犯罪を誘発する場となっていること」となっている。

〔施策の方向性と取組〕

①情報モラルの啓発と人権侵害拡大の防止

インターネット利用者が情報モラルを守り、人権を侵害するような情報をインターネット上に掲載しないよう啓発を推進するとともに、定期的なモニタリングの実施による人権侵害の早期発見と法務局など関係機関との連携による削除依頼など、被害の拡大防止に努めます。

②情報モラルの教育の充実

インターネットを利用した情報の収集・発信における個人の責任や遵守すべきことなど、年齢に応じた教育を行い、インターネットとの正しい関わり方や氾濫する情報の中から正しい情報を活用できる能力の育成・向上に努めます。

(11) 性の多様性（性的指向、性自認等）

〔現状と課題〕

私たちはこれまで、性は「男性」と「女性」だけであり、異性を好きになることが当たり前と認識されていましたが、近年では性の多様性に対する理解も進みつつあり、LGBTやLGBTs、LGBTQ+という言葉を目にする機会も増えました。

また、多様な性の構成要素を表す言葉として、「性的指向」(Sexual Orientation)と「性自認」(Gender Identity)の英語の頭文字をとって「SOGI」(ソジ又はソギ)という言葉が使われるようになってきました。

「性的指向」とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向いているかを示す概念です。性の指向は人によって一様ではなく、恋愛・性愛の対象が異性でなく、同性や両性を対象とする人もいます。

また、「性自認」とは、自分の性別をどのように認識しているかを示す概念で「心の性」と呼ばれることもあります。生物学的な性（身体の性）と性自認（自分で認識している「心の性」）が一致している人もいれば、違和感を持っている人もいます。

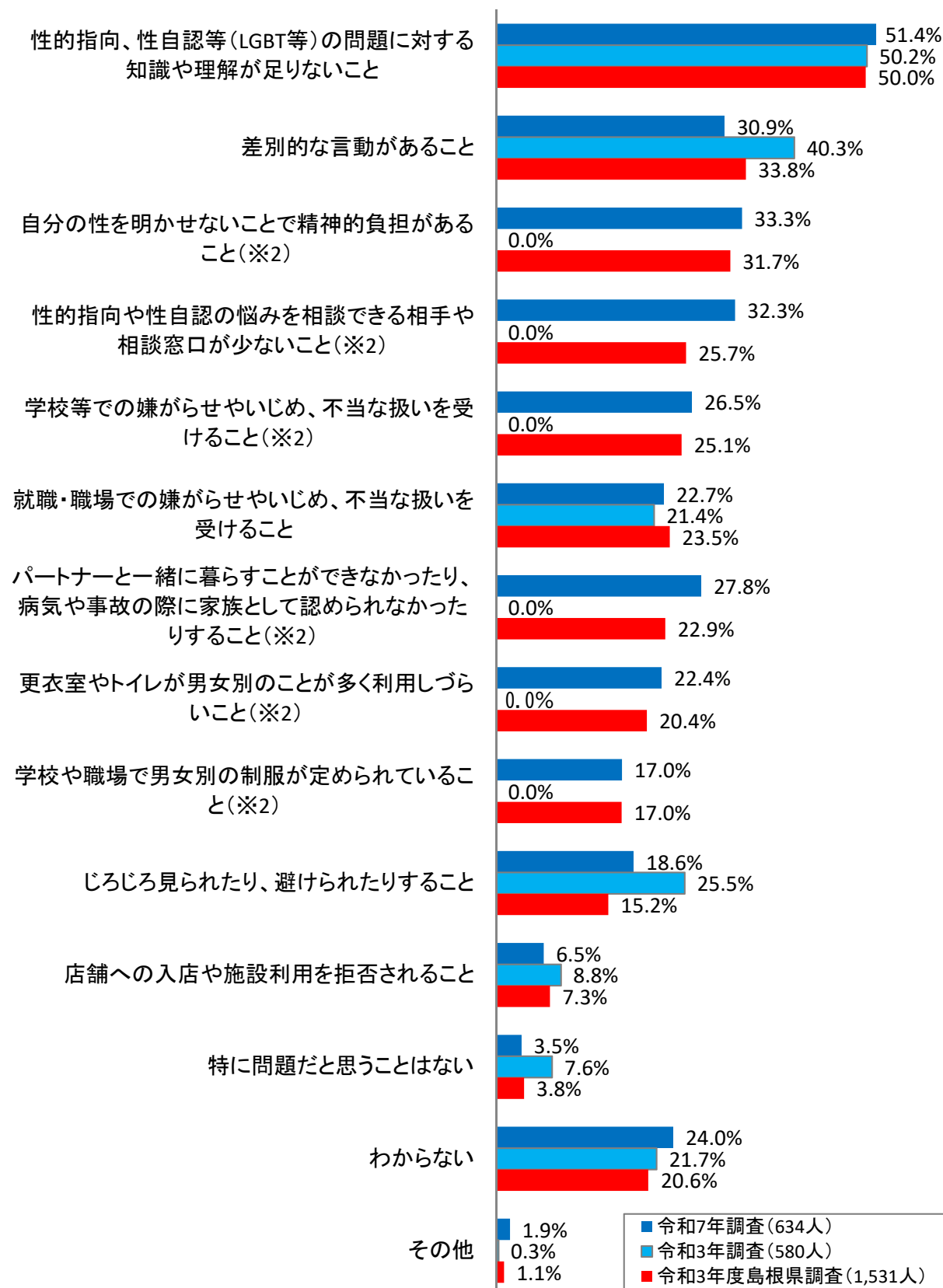
平成15(2003)年には「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」(性同一性障害者特例法)が制定され、一定の基準のもとに性別の変更も認められるようになりましたが、未成年の子がいないことや性別適合手術を終えていることなどの要件を満たす必要があり、適用要件が最高裁で違憲とされるなど、制度を巡る問題も指摘されています。

また、島根県をはじめとする多くの自治体では、性的少数者パートナーシップの関係にあることを証明するなどの動きも広がってきており、同性婚を認める判決も次々と出されています。

多様な性的指向や性自認がある中で、LGBT等の当事者など性的少数者（性的マイノリティ）に対しては、周囲の理解の不足や偏見のため、日常生活の様々な場面において不利益や差別を受けている状況にあることから、国でも令和5(2023)年に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(性的少数者理解増進法)を施行し、性の多様性について正しい理解を深める教育と啓発が推進されています。

(資料) ■人権問題に関する市民意識調査

問 28 性的少数者（LGBT 等）の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。（○はいくつでも）（※1）



※1 令和3年調査の設問は「性的少数者（同性愛、性同一性障がいなど）の人権について」としていた。

※2 選択肢は令和3年度島根県調査にあわせたため令和3年調査のデータはない。

〔施策の方向性と取組〕

①市民に対する取組

L G B T等に対する偏見や差別が当事者を苦しめていることを認識し、性の多様性について理解を深めるため、啓発資料等の配布、講演会や研修等の実施に努めます。

②学校における取組

性の多様性について教職員が正しく理解し、適切に対応できるよう促します。また、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整えるなど、組織的な支援に取り組みます。

(12) 様々な人権課題

①アイヌの人々

アイヌの人々は、北海道を中心に先住していた民族であり、独自の歴史や伝統、文化を持っています。しかし、明治以降の同化政策の中で、アイヌの人々の生活を支えてきた狩猟や漁労は制限、禁止され、また、アイヌ語の使用など、伝統的な生活慣行の保持が制限されました。このため、アイヌの人々の民族としての誇りである文化や伝統は、十分に保存、伝承されているとは言い難い状況にあり、また、アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、偏見や差別の問題が依然として存在しています。

これに対し、平成9(1997)年には、アイヌ文化を振興し、伝統の普及を目的とした「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(アイヌ文化振興法)が施行されました。その後、令和元(2019)年に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(アイヌ施策推進法)では、アイヌの人々を「先住民族」と明記するとともに、国の責務等が明確化されました。(「アイヌ施策推進法」の施行に伴い、「アイヌ文化振興法」は廃止。)

アイヌの人々の民族としての誇りが尊重され、理解と認識が深まるよう啓発に努めます。

②北朝鮮当局による拉致問題等

国の「人権教育・啓発に関する基本計画」が平成23(2011)年4月1日の閣議決定をもって一部変更され、各人権課題に対する取組の中に、「北朝鮮当局による拉致問題等」が追加されました。

このことから、北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であるということを再認識しなければなりません。

住民の間に広く拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、関心と認識を深めるため、各種の広報などにより、啓発活動に努めます。

学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進します。

③プライバシーの保護

プライバシーをめぐる問題は、個人の尊厳と基本的人権に関わる重要な問題であり、個人のプライバシーを最大限保護することが必要です。

しかし、情報通信社会の進展に伴い、様々な分野で個人情報を利用したサービスが提供されるようになり、個人情報の取扱いや管理、プライバシーの侵害に対する不安が高まっています。

市の保有する個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、個人の権利・利益の保護を図ります。また、市民や事業者に対しては、個人情報の適正な管理や取扱いについて啓発に努めます。

④迷信等

本市が令和7(2025)年2月に実施した人権問題に関する市民意識調査で、風習や慣習についての考えを問う設問について、「結婚式は『大安』がよいと考えること」または「葬式は『友引』の日を避けること」について、「当然のことと思う」と回答した方がそれぞれ39.1%と36.0%おり、依然として「六曜」を重視する方が一定数おられることがわかります。

「六曜」は、古代中国で使われた占いが日本的に変えられ、江戸時代末期頃から「日の吉凶」を表す迷信になったと言われています。このしくみは非常に単純なもので、先勝・友引・先負・仏滅・大安・赤口という順番を、機械的に配列しただけのもので、全く根拠のない迷信にすぎません。

合理的理由や科学的根拠がなく、世間体を気にする価値判断は、「みんながそうしてきたから」という理由で行う身元調査などの差別行為と心理的につながっており、同和問題の解決の妨げにもなっています。

「六曜」をはじめとする根拠のない迷信等と同調し偏見や差別を助長することがないように啓発に努めます。

⑤災害に伴う人権

平成 23(2011)年 3 月に発生した東日本大震災では、多くの人々が避難生活を余儀なくされ、避難所におけるプライバシーが守られないことや、高齢者、障がいのある人、子ども、女性、外国人など支援を必要とする人々に十分な配慮がなされないことなどの問題がありました。

また、福島第一原子力発電所事故により、被災地からの避難者に対する根拠のない風評や思い込みによる偏見、心ない嫌がらせなどが大きな問題となりました。

大規模地震のほか、毎年のように発生する大型台風や集中豪雨等による自然災害時において、人権に配慮した被災者支援や避難所運営がなされるよう努めます。

⑥自死遺族

自死はその多くが追い込まれた末の死であるにもかかわらず、自死した人やその遺族に対する根強い偏見や差別意識があり、遺族の心情に配慮のない言動により自死遺族が二次被害に苦しめられることも少なくありません。

平成 18(2006)年 6 月には「自殺対策基本法」が施行され、自死遺族へ適切な支援を行うために必要な施策を講ずることが定められ、本市では平成 31(2019)年 3 月に「浜田市自死対策総合計画」を策定し、令和 5 年 3 月には「第 2 次浜田市自死対策計画」(令和 5 年度～令和 9 年度)を策定しました。自死遺族やグリーフケア等の自助グループへの支援や自死遺族の心情への配慮と相手の立場に立った対応ができるよう周知啓発に努めます。

また、遺族の心情に寄り添った言葉として、本市では「自殺」を「自死」と言い換えて使用しています。

⑦その他の人権問題

その他この計画に掲げていない様々な人権課題や、今後新たに対応すべき人権課題などに対して、あらゆる機会を通じて、人権意識の高揚を図り、差別や偏見をなくしていくための施策の推進に努めます。

第Ⅲ章 施策の推進

1 推進体制

この計画に基づいて、市政全般にわたり人権尊重の視点で施策が遂行されるよう、人権同和教育啓発センターを中心に、関係部課と緊密な連携を図りながら全庁体制で取組を進めます。

また、関係機関や市民団体等で構成する「浜田市人権・同和教育推進連絡協議会」及び「地域人権・同和教育推進協議会」とも連携しながら、実行性のある人権教育・啓発を推進します。

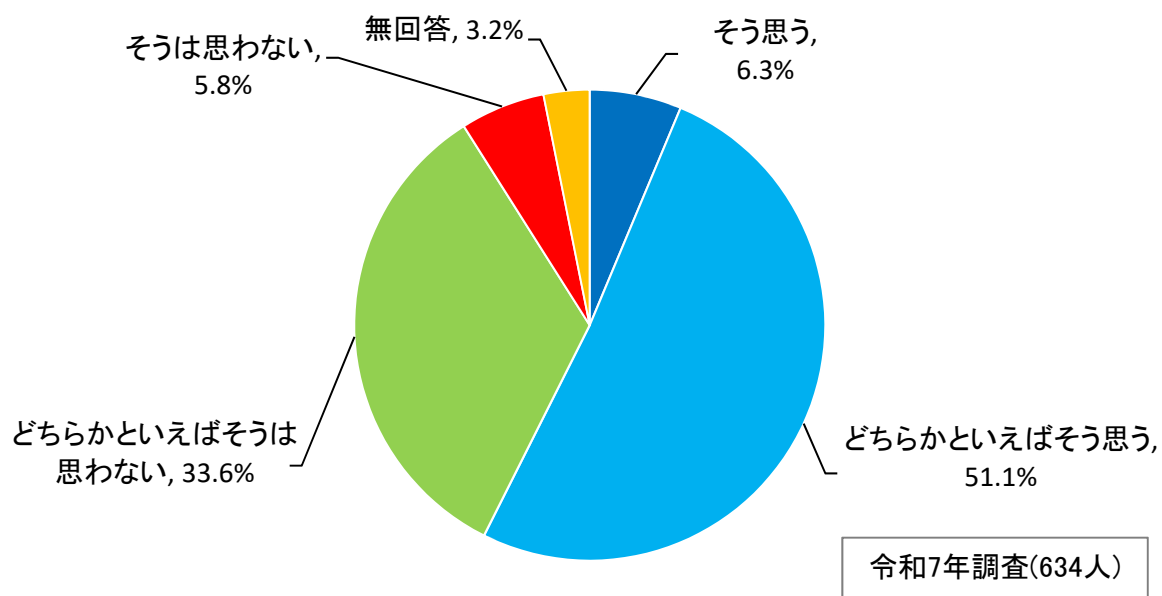
2 浜田市人権尊重推進委員会の設置

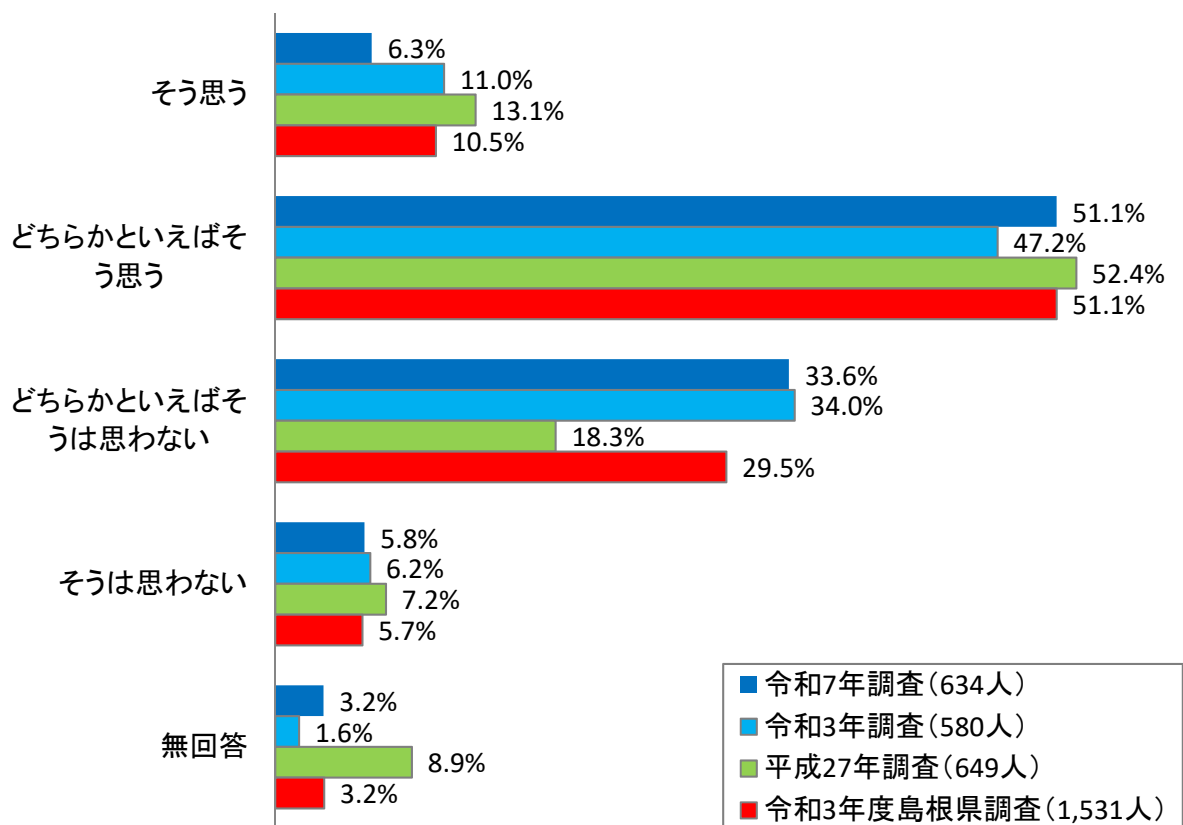
この計画の実行性を高めるため、計画の策定にあたっては15人以内の委員で構成する浜田市人権尊重推進委員会に諮問し、同委員会による調査審議を経て策定します。

そして、同委員会に毎年度の各分野の取組状況について報告し、この計画の推進についての評価及び検証を受けることとします。

（資料）■人権問題に関する市民意識調査

問3 今の浜田市は人権が尊重されるまちになっていると思いますか。（○は1つ）（※1）（※2）





※1 令和3年度島根県調査の設問では、「今の島根県は、人権が尊重される社会になっていると思いますか。」となっている。

※2 令和3年調査以前の設問は「今の社会は、人権が尊重されていると思いますか」となっている。

資 料

世界人権宣言	49
日本国憲法（抄）	53
児童の権利に関する条約	55
障害者の権利に関する条約	67
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	84
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	85
本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	90
部落差別の解消の推進に関する法律	92
浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまちづくり条例	93
持続可能な開発目標 SDGs（エス・ディー・ジーズ）	97
浜田市人権を尊重するまちづくり条例	98
浜田市人権尊重推進委員会規則	101
浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第5次）策定経過	102

「世界人権宣言」

1948 年 12 月 10 日

第 3 回国際連合総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再認識し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上を促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な斬新的措置によって確保することを努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第 1 条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第 2 条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第 3 条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第 4 条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律にしたがって有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった行為又は不作為のために有罪とされることはない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第 18 条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第 19 条

すべて人は、意思及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第 20 条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第 21 条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべての人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第 22 条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第 23 条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別を受けることなく、同等の勤労に対し同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第 24 条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第 25 条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他の不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、摘出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第 26 条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人権的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第 27 条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第 28 条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第 29 条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつぱら目的として、法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第 30 条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

「日本国憲法（抄）」

昭和 21(1946)年 11 月 3 日公布

昭和 22(1947)年 05 月 3 日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第 3 章 国民の権利及び義務

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第 19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第 20 条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第 21 条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第 23 条 学問の自由は、これを保障する。

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第 26 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第 27 条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

第十章 最高法規

第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第 99 条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

「児童の権利に関する条約」

1989 年 11 月 20 日

第 44 回国際連合総会採択

前文

この条約の締約国は、国際連合憲章において宣明された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであることを考慮し、国際連合加盟国の国民が、国際連合憲章において、基本的人権並びに人間の尊厳及び価値に関する信念を改めて確認し、かつ、一層大きな自由の中で社会的進歩及び生活水準の向上を促進することを決意したことに留意し、国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、すべての人は人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしに同宣言及び同規約に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明し及び合意したことを認め、国際連合が、世界人権宣言において、児童は特別な保護及び援助についての権利を享有することができることを宣明したことを想起し、家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員特に児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべきであることを確信し、児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣明された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであることを考慮し、児童に対して特別な保護を与えることの必要性が、1924 年の児童の権利に関するジュネーヴ宣言及び 1959 年 11 月 20 日に国際連合総会で採択された児童の権利に関する宣言において述べられており、また、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約（特に第 23 条及び第 24 条）、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（特に第 10 条）並びに児童の福祉に係る専門機関及び国際機関の規程及び関係文書において認められていることに留意し、児童の権利に関する宣言において示されているとおり「児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法的保護を含む特別な保護及び世話を必要とする。」ことに留意し、国内の又は国際的な里親委託及び養子縁組を特に考慮した児童の保護及び福祉についての社会的及び法的な原則に関する宣言、少年司法の運用のための国際連合最低基準規則（北京規則）及び緊急事態及び武力紛争における女子及び児童の保護に関する宣言の規定を想起し、極めて困難な条件下で生活している児童が世界のすべての国に存在すること、また、このような児童が特別の配慮を必要としていることを認め、児童の保護及び調和のとれた発達のために各人民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮し、あらゆる国特に開発途上国における児童の生活条件を改善するために国際協力が重要であることを認めて、次のとおり協定した。

第 1 部

第 1 条

この条約の適用上、児童とは、18 歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。

第 2 条

- 1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。

- 2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第3条

- 1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。
- 2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。
- 3 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

第4条

締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる。締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、自国における利用可能な手段の最大限の範囲内で、また、必要な場合には国際協力の枠内で、これらの措置を講ずる。

第5条

締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。

第6条

- 1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
- 2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

第7条

- 1 児童は、出生の後直ちに登録される。児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する。
- 2 締約国は、特に児童が無国籍となる場合を含めて、国内法及びこの分野における関連する国際文書に基づく自国の義務に従い、1の権利の実現を確保する。

第8条

- 1 締約国は、児童が法律によって認められた国籍、氏名及び家族関係を含むその身元関係事項について不法に干渉されることなく保持する権利を尊重することを約束する。
- 2 締約国は、児童がその身元関係事項の一部又は全部を不法に奪われた場合には、その身元関係事項を速やかに回復するため、適当な援助及び保護を与える。

第9条

- 1 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。このような決定は、父母が児童を虐待し若しくは放置する場合又は父母が別居しており児童の居住地を決定しなければならない場合のような特定の場において必要となることがある。
- 2 すべての関係当事者は、1の規定に基づくいかなる手続においても、その手続に参加しかつ自己の意見を述べる機会を有する。
- 3 締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。

- 4 3の分離が、締約国がとった父母の一方若しくは双方又は児童の抑留、拘禁、追放、退去強制、死亡（その者が当該締約国により身体を拘束されている間に何らかの理由により生じた死亡を含む。）等のいずれかの措置に基づく場合には、当該締約国は、要請に応じ、父母、児童又は適当な場合には家族の他の構成員に対し、家族のうち不在となっている者の所在に関する重要な情報を提供する。ただし、その情報の提供が児童の福祉を害する場合は、この限りでない。締約国は、更に、その要請の提出自体が関係者に悪影響を及ぼさないことを確保する。

第10条

- 1 前条1の規定に基づく締約国の義務に従い、家族の再統合を目的とする児童又はその父母による締約国への入国又は締約国からの出国の申請については、締約国が積極的、人道的かつ迅速な方法で取り扱う。締約国は、更に、その申請の提出が申請者及びその家族の構成員に悪影響を及ぼさないことを確保する。
- 2 父母と異なる国に居住する児童は、例外的な事情がある場合を除くほか定期的に父母との人的な関係及び直接の接触を維持する権利を有する。このため、前条1の規定に基づく締約国の義務に従い、締約国は、児童及びその父母がいずれの国（自国を含む。）からも出国し、かつ、自国に入国する権利を尊重する。出国する権利は、法律で定められ、国の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の権利及び自由を保護するために必要であり、かつ、この条約において認められる他の権利と両立する制限にのみ従う。

第11条

- 1 締約国は、児童が不法に国外へ移送されることを防止し及び国外から帰還することができない事態を除去するための措置を講ずる。
- 2 このため、締約国は、二国間若しくは多数国間の協定の締結又は現行の協定への加入を促進する。

第12条

- 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
- 2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

第13条

- 1 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。
- 2 1の権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。
- (a) 他者の権利又は信用の尊重
 - (b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

第14条

- 1 締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する。
- 2 締約国は、児童が1の権利を行使するに当たり、父母及び場合により法定保護者が児童に対しその発達しつつある能力に適合する方法で指示を与える権利及び義務を尊重する。
- 3 宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める制限であって公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもののみを課することができる。

第15条

- 1 締約国は、結社の自由及び平和的な集会の自由についての児童の権利を認める。

- 2 1の権利の行使については、法律で定める制限であつて国の安全若しくは公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳の保護又は他の者の権利及び自由の保護のため民主的社會において必要なもの以外のいかなる制限も課することができない。

第16条

- 1 いかなる児童も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣（し）意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。
- 2 児童は、1の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。

第17条

締約国は、大衆媒体（マス・メディア）の果たす重要な機能を認め、児童が国の内外の多様な情報源からの情報及び資料、特に児童の社会面、精神面及び道徳面の福祉並びに心身の健康の促進を目的とした情報及び資料を利用することができることを確保する。このため、締約国は、

- (a) 児童にとって社会面及び文化面において有益であり、かつ、第29条の精神に沿う情報及び資料を大衆媒体（マス・メディア）が普及させるよう奨励する。
- (b) 国の内外の多様な情報源（文化的にも多様な情報源を含む。）からの情報及び資料の作成、交換及び普及における国際協力を奨励する。
- (c) 児童用書籍の作成及び普及を奨励する。
- (d) 少数集団に属し又は原住民である児童の言語上の必要性について大衆媒体（マス・メディア）が特に考慮するよう奨励する。
- (e) 第13条及び次条の規定に留意して、児童の福祉に有害な情報及び資料から児童を保護するための適当な指針を発展させることを奨励する。

第18条

- 1 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。
- 2 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。
- 3 締約国は、父母が働いている児童が利用する資格を有する児童の養護のための役務の提供及び設備からその児童が便益を受ける権利を有することを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第19条

- 1 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。
- 2 1の保護措置には、適当な場合には、児童及び児童を監護する者のために必要な援助を与える社会的計画の作成その他の形態による防止のための効果的な手続並びに1に定める児童の不当な取扱いの事件の発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置並びに適当な場合には司法の関与に関する効果的な手続を含むものとする。

第20条

- 1 一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。
- 2 締約国は、自国の国内法に従い、1の児童のための代替的な監護を確保する。
- 3 2の監護には、特に、里親委託、イスラム法のカフアーラ、養子縁組又は必要な場合には児童の監

護のための適当な施設への収容を含むことができる。解決策の検討に当たっては、児童の養育において継続性が望ましいこと並びに児童の種族的、宗教的、文化的及び言語的な背景について、十分な考慮を払うものとする。

第 21 条

養子縁組の制度を認め又は許容している締約国は、児童の最善の利益について最大の考慮が払われることを確保するものとし、また、

- (a) 児童の養子縁組が権限のある当局によってのみ認められることを確保する。この場合において、当該権限のある当局は、適用のある法律及び手続に従い、かつ、信頼し得るすべての関連情報に基づき、養子縁組が父母、親族及び法定保護者に関する児童の状況にかんがみ許容されること並びに必要な場合には、関係者が所要のカウンセリングに基づき養子縁組について事情を知らされた上での同意を与えていることを認定する。
- (b) 児童がその出身国内において里親若しくは養家に託され又は適切な方法で監護を受けることができない場合には、これに代わる児童の監護の手段として国際的な養子縁組を考慮することができることを認める。
- (c) 国際的な養子縁組が行われる児童が国内における養子縁組の場合における保護及び基準と同等のものを享受することを確保する。
- (d) 国際的な養子縁組において当該養子縁組が関係者に不当な金銭上の利得をもたらすことがないことを確保するためのすべての適当な措置をとる。
- (e) 適当な場合には、二国間又は多数国間の取極又は協定を締結することによりこの条の目的を促進し、及びこの枠組みの範囲内で他国における児童の養子縁組が権限のある当局又は機関によって行われることを確保するよう努める。

第 22 条

- 1 締約国は、難民の地位を求めている児童又は適用のある国際法及び国際的な手続若しくは国内法及び国内的な手続に基づき難民と認められている児童が、父母又は他の者に付き添われているかいないかを問わず、この条約及び自国が締約国となっている人権又は人道に関する他の国際文書に定める権利であって適用のあるものの享受に当たり、適当な保護及び人道的援助を受けることを確保するための適当な措置をとる。
- 2 このため、締約国は、適当と認める場合には、1 の児童を保護し及び援助するため、並びに難民の児童の家族との再統合に必要な情報を得ることを目的としてその難民の児童の父母又は家族の他の構成員を捜すため、国際連合及びこれと協力する他の権限のある政府間機関又は関係非政府機関による努力に協力する。その難民の児童は、父母又は家族の他の構成員が発見されない場合には、何らかの理由により恒久的又は一時的にその家庭環境を奪われた他の児童と同様にこの条約に定める保護が与えられる。

第 23 条

- 1 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める。
- 2 締約国は、障害を有する児童が特別の養護についての権利を有することを認めるものとし、利用可能な手段の下で、申込みに応じた、かつ、当該児童の状況及び父母又は当該児童を養護している他の者の事情に適した援助を、これを受ける資格を有する児童及びこのような児童の養護について責任を有する者に与えることを奨励し、かつ、確保する。
- 3 障害を有する児童の特別な必要を認めて、2 の規定に従って与えられる援助は、父母又は当該児童を養護している他の者の資力を考慮して可能な限り無償で与えられるものとし、かつ、障害を有する児童が可能な限り社会への統合及び個人の発達（文化的及び精神的な発達を含む。）を達成することに資する方法で当該児童が教育、訓練、保健サービス、リハビリテーション・サービス、雇用のための準備及びレクリエーションの機会を実質的に利用し及び享受することができるように行われ

るものとする。

- 4 締約国は、国際協力の精神により、予防的な保健並びに障害を有する児童の医学的、心理学的及び機能的治療の分野における適当な情報の交換（リハビリテーション、教育及び職業サービスの方法に関する情報の普及及び利用を含む。）であってこれらの分野における自国の能力及び技術を向上させ並びに自国の経験を広げることができるようにすることを目的とするものを促進する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第 24 条

- 1 締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜を与えられることについての児童の権利を認める。締約国は、いかなる児童もこのような保健サービスを利用する権利が奪われないことを確保するために努力する。
- 2 締約国は、1 の権利の完全な実現を追求するものとし、特に、次のことのための適当な措置をとる。
 - (a) 幼児及び児童の死亡率を低下させること。
 - (b) 基礎的な保健の発展に重点を置いて必要な医療及び保健をすべての児童に提供することを確保すること。
 - (c) 環境汚染の危険を考慮に入れて、基礎的な保健の枠組みの範囲内で行われることを含めて、特に容易に利用可能な技術の適用により並びに十分に栄養のある食物及び清潔な飲料水の供給を通じて、疾病及び栄養不良と戦うこと。
 - (d) 母親のための産前産後の適当な保健を確保すること。
 - (e) 社会のすべての構成員特に父母及び児童が、児童の健康及び栄養、母乳による育児の利点、衛生（環境衛生を含む。）並びに事故の防止についての基礎的な知識に関して、情報を提供され、教育を受ける機会を有し及びその知識の使用について支援されることを確保すること。
 - (f) 予防的な保健、父母のための指導並びに家族計画に関する教育及びサービスを発展させること。
- 3 締約国は、児童の健康を害するような伝統的な慣行を廃止するため、効果的かつ適当なすべての措置をとる。
- 4 締約国は、この条において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、国際協力を促進し及び奨励することを約束する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第 25 条

締約国は、児童の身体又は精神の養護、保護又は治療を目的として権限のある当局によって収容された児童に対する処遇及びその収容に関連する他のすべての状況に関する定期的な審査が行われることについての児童の権利を認める。

第 26 条

- 1 締約国は、すべての児童が社会保険その他の社会保障からの給付を受ける権利を認めるものとし、自国の国内法に従い、この権利の完全な実現を達成するための必要な措置をとる。
- 2 1 の給付は、適当な場合には、児童及びその扶養について責任を有する者の資力及び事情並びに児童によって又は児童に代わって行われる給付の申請に関する他のすべての事項を考慮して、与えられるものとする。

第 27 条

- 1 締約国は、児童の身体的、精神的、道徳的及び社会的な発達のための相当な生活水準についてのすべての児童の権利を認める。
- 2 父母又は児童について責任を有する他の者は、自己の能力及び資力の範囲内で、児童の発達に必要な生活条件を確保することについての第一義的な責任を有する。
- 3 締約国は、国内事情に従い、かつ、その能力の範囲内で、1 の権利の実現のため、父母及び児童について責任を有する他の者を援助するための適当な措置をとるものとし、また、必要な場合には、

特に栄養、衣類及び住居に関して、物的援助及び支援計画を提供する。

- 4 締約国は、父母又は児童について金銭上の責任を有する他の者から、児童の扶養料を自国内で及び外国から、回収することを確保するためのすべての適当な措置をとる。特に、児童について金銭上の責任を有する者が児童と異なる国に居住している場合には、締約国は、国際協定への加入又は国際協定の締結及び他の適当な取決めの作成を促進する。

第 28 条

- 1 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、
 - (a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。
 - (b) 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。
 - (c) すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。
 - (d) すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとする。
 - (e) 定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。
- 2 締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 3 締約国は、特に全世界における無知及び非識字の廃絶に寄与し並びに科学上及び技術上の知識並びに最新の教育方法の利用を容易にするため、教育に関する事項についての国際協力を促進し、及び奨励する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第 29 条

- 1 締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。
 - (a) 児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - (b) 人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。
 - (c) 児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。
 - (d) すべての人民の間の、種族的、国民的及び宗教的集団の間の並びに原住民である者の間の理解、平和、寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること。
 - (e) 自然環境の尊重を育成すること。
- 2 この条又は前条のいかなる規定も、個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由を妨げるものと解してはならない。ただし、常に、1 に定める原則が遵守されることが及び当該教育機関において行われる教育が国によって定められる最低限度の基準に適合することを条件とする。

第 30 条

種族的、宗教的若しくは言語的少数民族又は原住民である者が存在する国において、当該少数民族に属し又は原住民である児童は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。

第 31 条

- 1 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。
- 2 締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提

供を奨励する。

第 32 条

- 1 締約国は、児童が経済的な搾取から保護され及び危険となり若しくは児童の教育の妨げとなり又は児童の健康若しくは身体的、精神的、道徳的若しくは社会的な発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利を認める。
- 2 締約国は、この条の規定の実施を確保するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。このため、締約国は、他の国際文書の関連規定を考慮して、特に、
 - (a) 雇用が認められるための一又は二以上の最低年齢を定める。
 - (b) 労働時間及び労働条件についての適当な規則を定める。
 - (c) この条の規定の効果的な実施を確保するための適当な罰則その他の制裁を定める。

第 33 条

締約国は、関連する国際条約に定義された麻薬及び向精神薬の不正な使用から児童を保護し並びにこれらの物質の不正な生産及び取引における児童の使用を防止するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置を含むすべての適当な措置をとる。

第 34 条

締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する。このため、締約国は、特に、次のことを防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

- (a) 不法な性的な行為を行うことを児童に対して勧誘し又は強制すること。
- (b) 売春又は他の不法な性的な業務において児童を搾取的に使用すること。
- (c) わいせつな演技及び物において児童を搾作的に使用すること。

第 35 条

締約国は、あらゆる目的のための又はあらゆる形態の児童の誘拐、売買又は取引を防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

第 36 条

締約国は、いずれかの面において児童の福祉を害する他のすべての形態の搾取から児童を保護する。

第 37 条

締約国は、次のことを確保する。

- (a) いかなる児童も、拷問又は他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けないこと。死刑又は釈放の可能性がない終身刑は、18 歳未満の者が行った犯罪について科さないこと。
- (b) いかなる児童も、不法に又は恣（し）意的にその自由を奪われないこと。児童の逮捕、抑留又は拘禁は、法律に従って行うものとし、最後の解決手段として最も短い適当な期間のみ用いること。
- (c) 自由を奪われたすべての児童は、人道的に、人間の固有の尊厳を尊重して、かつ、その年齢の者の必要を考慮した方法で取り扱われること。特に、自由を奪われたすべての児童は、成人とは分離されないことがその最善の利益であると認められない限り成人とは分離されるものとし、例外的な事情がある場合を除くほか、通信及び訪問を通じてその家族との接触を維持する権利を有すること。
- (d) 自由を奪われたすべての児童は、弁護士その他適当な援助を行う者と速やかに接触する権利を有し、裁判所その他の権限のある、独立の、かつ、公平な当局においてその自由の剥（はく）奪の合法性を争い並びにこれについての決定を速やかに受ける権利を有すること。

第 38 条

- 1 締約国は、武力紛争において自国に適用される国際人道法の規定で児童に関係を有するものを尊重し及びこれらの規定の尊重を確保することを約束する。
- 2 締約国は、15 歳未満の者が敵対行為に直接参加しないことを確保するためのすべての実行可能な

措置をとる。

- 3 締約国は、15 歳未満の者を自国の軍隊に採用することを差し控えるものとし、また、15 歳以上 18 歳未満の者の中から採用するに当たっては、最年長者を優先させるよう努める。
- 4 締約国は、武力紛争において文民を保護するための国際人道法に基づく自国の義務に従い、武力紛争の影響を受ける児童の保護及び養護を確保するためのすべての実行可能な措置をとる。

第 39 条

締約国は、あらゆる形態の放置、搾取若しくは虐待、拷問若しくは他のあらゆる形態の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰又は武力紛争による被害者である児童の身体的及び心理的な回復及び社会復帰を促進するためのすべての適当な措置をとる。このような回復及び復帰は、児童の健康、自尊心及び尊厳を育成する環境において行われる。

第 40 条

- 1 締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されたすべての児童が尊厳及び価値についての当該児童の意識を促進させるような方法であって、当該児童が他の者の人権及び基本的自由を尊重することを強化し、かつ、当該児童の年齢を考慮し、更に、当該児童が社会に復帰し及び社会において建設的な役割を担うことができるべく促進されることを配慮した方法により取り扱われる権利を認める。
- 2 このため、締約国は、国際文書の関連する規定を考慮して、特に次のことを確保する。
 - (a) いかなる児童も、実行の時に国内法又は国際法により禁じられていなかった作為又は不作為を理由として刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されないこと。
 - (b) 刑法を犯したと申し立てられ又は訴追されたすべての児童は、少なくとも次の保障を受けること。
 - (i) 法律に基づいて有罪とされるまでは無罪と推定されること。
 - (i i) 速やかにかつ直接に、また、適当な場合には当該児童の父母又は法定保護者を通じてその罪を告げられること並びに防御の準備及び申立てにおいて弁護士その他適当な援助を行う者を持つこと。
 - (i i i) 事案が権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関により法律に基づく公正な審理において、弁護士その他適当な援助を行う者の立会い及び、特に当該児童の年齢又は境遇を考慮して児童の最善の利益にならないと認められる場合を除くほか、当該児童の父母又は法定保護者の立会いの下に遅滞なく決定されること。
 - (i v) 供述又は有罪の自白を強要されないこと。不利な証人を尋問し又はこれに対し尋問させること並びに対等の条件で自己のための証人の出席及びこれに対する尋問を求めること。
 - (v) 刑法を犯したと認められた場合には、その認定及びその結果科せられた措置について、法律に基づき、上級の、権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関によって再審理されること。
 - (v i) 使用される言語を理解すること又は話すことができない場合には、無料で通訳の援助を受けること。
 - (v i i) 手続のすべての段階において当該児童の私生活が十分に尊重されること。
- 3 締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定された児童に特別に適用される法律及び手続の制定並びに当局及び施設の設置を促進するよう努めるものとし、特に、次のことを行う。
 - (a) その年齢未満の児童は刑法を犯す能力を有しないと推定される最低年齢を設定すること。
 - (b) 適当なかつ望ましい場合には、人権及び法的保護が十分に尊重されていることを条件として、司法上の手続に訴えることなく当該児童を取り扱う措置をとること。
- 4 児童がその福祉に適合し、かつ、その事情及び犯罪の双方に応じた方法で取り扱われることを確保するため、保護、指導及び監督命令、カウンセリング、保護観察、里親委託、教育及び職業訓練計画、施設における養護に代わる他の措置等の種々の処置が利用し得るものとする。

第 41 条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって児童の権利の実現に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法律

(b) 締約国について効力を有する国際法

第 2 部

第 42 条

締約国は、適当かつ積極的な方法でこの条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する。

第 43 条

- 1 この条約において負う義務の履行の達成に関する締約国による進捗（ちよく）の状況を審査するため、児童の権利に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この部に定める任務を行う。
- 2 委員会は、徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において能力を認められた 18 人の専門家で構成する。委員会の委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、衡平な地理的配分及び主要な法体系を考慮に入れる。
- 3 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から 1 人を指名することができる。
- 4 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後 6 箇月以内に行うものとし、その後の選挙は、2 年ごとに行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも 4 箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を 2 箇月以内に提出するよう書簡で要請する。その後、同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、この条約の締約国に送付する。
- 5 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。これらの会合は、締約国の 3 分の 2 をもって定足数とする。これらの会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た者をもって委員会に選出された委員とする。
- 6 委員会の委員は、4 年の任期で選出される。委員は、再指名された場合には、再選される資格を有する。最初の選挙において選出された委員のうち 5 人の委員の任期は、2 年で終了するものとし、これらの 5 人の委員は、最初の選挙の後直ちに、最初の選挙が行われた締約国の会合の議長によりくじ引で選ばれる。
- 7 委員会の委員が死亡し、辞任し又は他の理由のため委員会の職務を遂行することができなくなったことを宣言した場合には、当該委員を指名した締約国は、委員会の承認を条件として自国民の中から残余の期間職務を遂行する他の専門家を任命する。
- 8 委員会は、手続規則を定める。
- 9 委員会は、役員を 2 年の任期で選出する。
- 10 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。委員会は、原則として毎年 1 回会合する。委員会の会合の期間は、国際連合総会の承認を条件としてこの条約の締約国の会合において決定し、必要な場合には、再検討する。
- 11 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。
- 12 この条約に基づいて設置する委員会の委員は、国際連合総会が決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

第 44 条

- 1 締約国は、(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から2年以内に、(b) その後は5年ごとに、この条約において認められる権利の実現のためにとった措置及びこれらの権利の享受についてもたらされた進歩に関する報告を国際連合事務総長を通じて委員会に提出することを約束する。
- 2 この条の規定により行われる報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害が存在する場合には、これらの要因及び障害を記載する。当該報告には、また、委員会が当該国における条約の実施について包括的に理解するために十分な情報を含める。
- 3 委員会に対して包括的な最初の報告を提出した締約国は、1 (b) の規定に従って提出するその後の報告においては、既に提供した基本的な情報を繰り返す必要はない。
- 4 委員会は、この条約の実施に関連する追加の情報を締約国に要請することができる。
- 5 委員会は、その活動に関する報告を経済社会理事会を通じて2年ごとに国際連合総会に提出する。
- 6 締約国は、1 の報告を自国において公衆が広く利用できるようにする。

第45条

この条約の効果的な実施を促進し及びこの条約が対象とする分野における国際協力を奨励するため、

- (a) 専門機関及び国際連合児童基金その他の国際連合の機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、適当と認める場合には、専門機関及び国際連合児童基金その他の権限のある機関に対し、これらの機関の任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について専門家の助言を提供するよう要請することができる。委員会は、専門機関及び国際連合児童基金その他の国際連合の機関に対し、これらの機関の任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。
- (b) 委員会は、適当と認める場合には、技術的な助言若しくは援助の要請を含んでおり又はこれらの必要性を記載している締約国からのすべての報告を、これらの要請又は必要性の記載に関する委員会の見解及び提案がある場合は当該見解及び提案とともに、専門機関及び国際連合児童基金その他の権限のある機関に送付する。
- (c) 委員会は、国際連合総会に対し、国際連合事務総長が委員会のために児童の権利に関連する特定の事項に関する研究を行うよう同事務総長に要請することを勧告することができる。
- (d) 委員会は、前条及びこの条の規定により得た情報に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、関係締約国に送付し、締約国から意見がある場合にはその意見とともに国際連合総会に報告する。

第3部

第46条

この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

第47条

この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

第48条

この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

第49条

- 1 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。

第50条

- 1 いずれの締約国も、改正を提案し及び改正案を国際連合事務総長に提出することができる。同事

務総長は、直ちに、締約国に対し、その改正案を送付するものとし、締約国による改正案の審議及び投票のための締約国の会議の開催についての賛否を示すよう要請する。その送付の日から4箇月以内に締約国の3分の1以上が会議の開催に賛成する場合には、同事務総長は、国際連合の主催の下に会議を招集する。会議において出席しかつ投票する締約国の過半数によって採択された改正案は、承認のため、国際連合総会に提出する。

2 1の規定により採択された改正は、国際連合総会が承認し、かつ、締約国の3分の2以上の多数が受諾した時に、効力を生ずる。

3 改正は、効力を生じたときは、改正を受諾した締約国を拘束するものとし、他の締約国は、改正前のこの条約の規定（受諾した従前の改正を含む。）により引き続き拘束される。

第51条

1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。

2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。

3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、同事務総長により受領された日に効力を生ずる。

第52条

締約国は、国際連合事務総長に対して書面による通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。廃棄は、同事務総長がその通告を受領した日の後1年で効力を生ずる。

第53条

国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指名される。

第54条

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

「障害者の権利に関する条約」

2006 年 12 月 13 日
第 61 回国際連合総会採択

前文

この条約の締約国は、

- (a) 国際連合憲章において宣明された原則が、人類社会の全ての構成員の固有の尊厳及び価値並びに平等のかつ奪い得ない権利が世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであると認めていることを想起し、
- (b) 国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、全ての人はいかなる差別もなしに同宣言及びこれらの規約に掲げる全ての権利及び自由を享有することができることを宣明し、及び合意したことを認め、
- (c) 全ての人権及び基本的自由が普遍的であり、不可分のものであり、相互に依存し、かつ、相互に関連を有すること並びに障害者が全ての人権及び基本的自由を差別なしに完全に享有することを保障することが必要であることを再確認し、
- (d) 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、市民的及び政治的権利に関する国際規約、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約、児童の権利に関する条約及び全ての移住労働者及びその家族の構成員の権利の保護に関する国際条約を想起し、
- (e) 障害が発展する概念であることを認め、また、障害が、機能障害を有する者とこれらの者に対する態度及び環境による障壁との間の相互作用であって、これらの者が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものによって生ずることを認め、
- (f) 障害者に関する世界行動計画及び障害者の機会均等化に関する標準規則に定める原則及び政策上の指針が、障害者の機会均等を更に促進するための国内的、地域的及び国際的な政策、計画及び行動の促進、作成及び評価に影響を及ぼす上で重要であることを認め、
- (g) 持続可能な開発に関連する戦略の不可分の一部として障害に関する問題を主流に組み入れることが重要であることを強調し、
- (h) また、いかなる者に対する障害に基づく差別も、人間の固有の尊厳及び価値を侵害するものであることを認め、
- (i) さらに、障害者の多様性を認め、
- (j) 全ての障害者（より多くの支援を必要とする障害者を含む。）の人権を促進し、及び保護することが必要であることを認め、
- (k) これらの種々の文書及び約束にもかかわらず、障害者が、世界の全ての地域において、社会の平等な構成員としての参加を妨げる障壁及び人権侵害に依然として直面していることを憂慮し、
- (l) あらゆる国（特に開発途上国）における障害者の生活条件を改善するための国際協力が重要であることを認め、
- (m) 障害者が地域社会における全般的な福祉及び多様性に対して既に貴重な貢献をしており、又は貴重な貢献をし得ることを認め、また、障害者による人権及び基本的自由の完全な享有並びに完全な参加を促進することにより、その帰属意識が高められること並びに社会の人的、社会的及び経済的開発並びに貧困の撲滅に大きな前進がもたらされることを認め、
- (n) 障害者にとって、個人の自律及び自立（自ら選択する自由を含む。）が重要であることを認め、

- (o) 障害者が、政策及び計画（障害者に直接関連する政策及び計画を含む。）に係る意思決定の過程に積極的に関与する機会を有すべきであることを考慮し、
 - (p) 人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的な、種族的な、先住民族としての若しくは社会的な出身、財産、出生、年齢又は他の地位に基づく複合的又は加重的な形態の差別を受けている障害者が直面する困難な状況を憂慮し、
 - (q) 障害のある女子が、家庭の内外で暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取を受ける一層大きな危険にしばしばさらされていることを認め、
 - (r) 障害のある児童が、他の児童との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を完全に享有すべきであることを認め、また、このため、児童の権利に関する条約の締約国が負う義務を想起し、
 - (s) 障害者による人権及び基本的自由の完全な享有を促進するためのあらゆる努力に性別の視点を組み込む必要があることを強調し、
 - (t) 障害者の大多数が貧困の状況下で生活している事実を強調し、また、この点に関し、貧困が障害者に及ぼす悪影響に対処することが真に必要なであることを認め、
 - (u) 国際連合憲章に定める目的及び原則の十分な尊重並びに人権に関する適用可能な文書の遵守に基づく平和で安全な状況が、特に武力紛争及び外国による占領の期間中における障害者の十分な保護に不可欠であることに留意し、
 - (v) 障害者が全ての人権及び基本的自由を完全に享有することを可能とするに当たっては、物理的、社会的、経済的及び文化的な環境並びに健康及び教育を享受しやすいようにし、並びに情報及び通信を利用しやすいようにすることが重要であることを認め、
 - (w) 個人が、他人に対し及びその属する地域社会に対して義務を負うこと並びに国際人権章典において認められる権利の増進及び擁護のために努力する責任を有することを認識し、
 - (x) 家族が、社会の自然かつ基礎的な単位であること並びに社会及び国家による保護を受ける権利を有することを確信し、また、障害者及びその家族の構成員が、障害者の権利の完全かつ平等な享有に向けて家族が貢献することを可能とするために必要な保護及び支援を受けるべきであることを確信し、
 - (y) 障害者の権利及び尊厳を促進し、及び保護するための包括的かつ総合的な国際条約が、開発途上国及び先進国において、障害者の社会的に著しく不利な立場を是正することに重要な貢献を行うこと並びに障害者が市民的、政治的、経済的、社会的及び文化的分野に均等な機会により参加することを促進することを確信して、
- 次のとおり協定した。

第1条 目的

この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であって、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む。

第2条 定義

この条約の適用上、

「意思疎通」とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器を含む。）をいう。

「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。

「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、

社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。

「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

「ユニバーサルデザイン」とは、調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲で全ての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。ユニバーサルデザインは、特定の障害者の集団のための補装具が必要な場合には、これを排除するものではない。

第3条 一般原則

この条約の原則は、次のとおりとする。

- (a) 固有の尊厳、個人の自律（自ら選択する自由を含む。）及び個人の自立の尊重
- (b) 無差別
- (c) 社会への完全かつ効果的な参加及び包容
- (d) 差異の尊重並びに人間の多様性の一部及び人類の一員としての障害者の受入れ
- (e) 機会の均等
- (f) 施設及びサービス等の利用の容易さ
- (g) 男女の平等
- (h) 障害のある児童の発達しつつある能力の尊重及び障害のある児童がその同一性を保持する権利の尊重

第4条 一般的義務

1 締約国は、障害に基づくいかなる差別もなしに、全ての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進することを約束する。このため、締約国は、次のことを約束する。

- (a) この条約において認められる権利の実現のため、全ての適当な立法措置、行政措置その他の措置をとること。
- (b) 障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するための全ての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (c) 全ての政策及び計画において障害者の人権の保護及び促進を考慮に入れること。
- (d) この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること。また、公の当局及び機関がこの条約に従って行動することを確保すること。
- (e) いかなる個人、団体又は民間企業による障害に基づく差別も撤廃するための全ての適当な措置をとること。
- (f) 第2条に規定するユニバーサルデザインの製品、サービス、設備及び施設であって、障害者に特有のニーズを満たすために必要な調整が可能な限り最小限であり、かつ、当該ニーズを満たすために必要な費用が最小限であるべきものについての研究及び開発を実施し、又は促進すること。また、当該ユニバーサルデザインの製品、サービス、設備及び施設の利用可能性及び使用を促進すること。さらに、基準及び指針を作成するに当たっては、ユニバーサルデザインが当該基準及び指針に含まれることを促進すること。
- (g) 障害者に適した新たな機器（情報通信機器、移動補助具、補装具及び支援機器を含む。）についての研究及び開発を実施し、又は促進し、並びに当該新たな機器の利用可能性及び使用を促進すること。この場合において、締約国は、負担しやすい費用の機器を優先させる。
- (h) 移動補助具、補装具及び支援機器（新たな機器を含む。）並びに他の形態の援助、支援サービス及び施設に関する情報であって、障害者にとって利用しやすいものを提供すること。
- (i) この条約において認められる権利によって保障される支援及びサービスをより良く提供す

るため、障害者と共に行動する専門家及び職員に対する当該権利に関する研修を促進すること。

- 2 各締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、これらの権利の完全な実現を漸進的に達成するため、自国における利用可能な手段を最大限に用いることにより、また、必要な場合には国際協力の枠内で、措置をとることを約束する。ただし、この条約に定める義務であって、国際法に従って直ちに適用されるものに影響を及ぼすものではない。
- 3 締約国は、この条約を実施するための法令及び政策の作成及び実施において、並びに障害者に関する問題についての他の意思決定過程において、障害者（障害のある児童を含む。以下この3において同じ。）を代表する団体を通じ、障害者と緊密に協議し、及び障害者を積極的に関与させる。
- 4 この条約のいかなる規定も、締約国の法律又は締約国について効力を有する国際法に含まれる規定であって障害者の権利の実現に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。この条約のいずれかの締約国において法律、条約、規則又は慣習によって認められ、又は存する人権及び基本的自由については、この条約がそれらの権利若しくは自由を認めていないこと又はその認める範囲がより狭いことを理由として、それらの権利及び自由を制限し、又は侵してはならない。
- 5 この条約は、いかなる制限又は例外もなしに、連邦国家の全ての地域について適用する。

第5条 平等及び無差別

- 1 締約国は、全ての者が、法律の前に又は法律に基づいて平等であり、並びにいかなる差別もなしに法律による平等の保護及び利益を受ける権利を有することを認める。
- 2 締約国は、障害に基づくあらゆる差別を禁止するものとし、いかなる理由による差別に対しても平等かつ効果的な法的保護を障害者に保障する。
- 3 締約国は、平等を促進し、及び差別を撤廃することを目的として、合理的配慮が提供されることを確保するための全ての適当な措置をとる。
- 4 障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、この条約に規定する差別と解してはならない。

第6条 障害のある女子

- 1 締約国は、障害のある女子が複合的な差別を受けていることを認識するものとし、この点に関し、障害のある女子が全ての人権及び基本的自由を完全かつ平等に享有することを確保するための措置をとる。
- 2 締約国は、女子に対してこの条約に定める人権及び基本的自由を行使し、及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発、向上及び自律的な力の育成を確保するための全ての適当な措置をとる。

第7条 障害のある児童

- 1 締約国は、障害のある児童が他の児童との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を完全に享有することを確保するための全ての必要な措置をとる。
- 2 障害のある児童に関する全ての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。
- 3 締約国は、障害のある児童が、自己に影響を及ぼす全ての事項について自由に自己の意見を表明する権利並びにこの権利を実現するための障害及び年齢に適した支援を提供される権利を有することを確保する。この場合において、障害のある児童の意見は、他の児童との平等を基礎として、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

第8条 意識の向上

- 1 締約国は、次のことのための即時の、効果的なかつ適当な措置をとることを約束する。
 - (a) 障害者に関する社会全体（各家庭を含む。）の意識を向上させ、並びに障害者の権利及び尊厳に対する尊重を育成すること。
 - (b) あらゆる活動分野における障害者に関する定型化された観念、偏見及び有害な慣行（性及び年齢に基づくものを含む。）と戦うこと。

(c) 障害者の能力及び貢献に関する意識を向上させること。

2 このため、1の措置には、次のことを含む。

(a) 次のことのための効果的な公衆の意識の啓発活動を開始し、及び維持すること。

(i) 障害者の権利に対する理解を育てること。

(i i) 障害者に対する肯定的認識及び一層の社会の啓発を促進すること。

(i i i) 障害者の技能、長所及び能力並びに職場及び労働市場に対する障害者の貢献についての認識を促進すること。

(b) 教育制度の全ての段階（幼年期からの全ての児童に対する教育制度を含む。）において、障害者の権利を尊重する態度を育成すること。

(c) 全ての報道機関が、この条約の目的に適合するように障害者を描写するよう奨励すること。

(d) 障害者及びその権利に関する啓発のための研修計画を促進すること。

第9条 施設及びサービス等の利用の容易さ

1 締約国は、障害者が自立して生活し、及び生活のあらゆる側面に完全に参加することを可能にすることを目的として、障害者が、他の者との平等を基礎として、都市及び農村の双方において、物理的環境、輸送機関、情報通信（情報通信機器及び情報通信システムを含む。）並びに公衆に開放され、又は提供される他の施設及びサービスを利用する機会を有することを確保するための適当な措置をとる。この措置は、施設及びサービス等の利用の容易さに対する妨げ及び障壁を特定し、及び撤廃することを含むものとし、特に次の事項について適用する。

(a) 建物、道路、輸送機関その他の屋内及び屋外の施設（学校、住居、医療施設及び職場を含む。）

(b) 情報、通信その他のサービス（電子サービス及び緊急事態に係るサービスを含む。）

2 締約国は、また、次のことのための適当な措置をとる。

(a) 公衆に開放され、又は提供される施設及びサービスの利用の容易さに関する最低基準及び指針を作成し、及び公表し、並びに当該最低基準及び指針の実施を監視すること。

(b) 公衆に開放され、又は提供される施設及びサービスを提供する民間の団体が、当該施設及びサービスの障害者にとっての利用の容易さについてあらゆる側面を考慮することを確保すること。

(c) 施設及びサービス等の利用の容易さに関して障害者が直面する問題についての研修を関係者に提供すること。

(d) 公衆に開放される建物その他の施設において、点字の表示及び読みやすく、かつ、理解しやすい形式の表示を提供すること。

(e) 公衆に開放される建物その他の施設の利用の容易さを促進するため、人又は動物による支援及び仲介する者（案内者、朗読者及び専門の手話通訳を含む。）を提供すること。

(f) 障害者が情報を利用する機会を有することを確保するため、障害者に対する他の適当な形態の援助及び支援を促進すること。

(g) 障害者が新たな情報通信機器及び情報通信システム（インターネットを含む。）を利用する機会を有することを促進すること。

(h) 情報通信機器及び情報通信システムを最小限の費用で利用しやすいものとするため、早い段階で、利用しやすい情報通信機器及び情報通信システムの設計、開発、生産及び流通を促進すること。

第10条 生命に対する権利

締約国は、全ての人間が生命に対する固有の権利を有することを再確認するものとし、障害者が他の者との平等を基礎としてその権利を効果的に享有することを確保するための全ての必要な措置をとる。

第11条 危険な状況及び人道上の緊急事態

締約国は、国際法（国際人道法及び国際人権法を含む。）に基づく自国の義務に従い、危険な状況（武力紛争、人道上の緊急事態及び自然災害の発生を含む。）において障害者の保護及び安全を確保するための全ての必要な措置をとる。

第12条 法律の前にひとしく認められる権利

- 1 締約国は、障害者が全ての場所において法律の前に人として認められる権利を有することを再確認する。
- 2 締約国は、障害者が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める。
- 3 締約国は、障害者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用する機会を提供するための適当な措置をとる。
- 4 締約国は、法的能力の行使に関連する全ての措置において、濫用を防止するための適当かつ効果的な保障を国際人権法に従って定めることを確保する。当該保障は、法的能力の行使に関連する措置が、障害者の権利、意思及び選好を尊重すること、利益相反を生じさせず、及び不当な影響を及ぼさないこと、障害者の状況に応じ、かつ、適合すること、可能な限り短い期間に適用されること並びに権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関による定期的な審査の対象となることを確保するものとする。当該保障は、当該措置が障害者の権利及び利益に及ぼす影響の程度に応じたものとする。
- 5 締約国は、この条の規定に従うことを条件として、障害者が財産を所有し、又は相続し、自己の会計を管理し、及び銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用を利用する均等な機会を有することについての平等の権利を確保するための全ての適当かつ効果的な措置をとるものとし、障害者がその財産を恣意的に奪われないことを確保する。

第13条 司法手続の利用の機会

- 1 締約国は、障害者が全ての法的手続（捜査段階その他予備的な段階を含む。）において直接及び間接の参加者（証人を含む。）として効果的な役割を果たすことを容易にするため、手続上の配慮及び年齢に適した配慮が提供されること等により、障害者が他の者との平等を基礎として司法手続を利用する効果的な機会を有することを確保する。
- 2 締約国は、障害者が司法手続を利用する効果的な機会を有することを確保することに役立てるため、司法に係る分野に携わる者（警察官及び刑務官を含む。）に対する適当な研修を促進する。

第14条 身体的自由及び安全

- 1 締約国は、障害者に対し、他の者との平等を基礎として、次のことを確保する。
 - (a) 身体的自由及び安全についての権利を享有すること。
 - (b) 不法に又は恣意的に自由を奪われないこと、いかなる自由の剥奪も法律に従って行われること及びいかなる場合においても自由の剥奪が障害の存在によって正当化されないこと。
- 2 締約国は、障害者がいずれの手続を通じて自由を奪われた場合であっても、当該障害者が、他の者との平等を基礎として国際人権法による保障を受ける権利を有すること並びにこの条約の目的及び原則に従って取り扱われること（合理的配慮の提供によるものを含む。）を確保する。

第15条 拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由

- 1 いかなる者も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない。特に、いかなる者も、その自由な同意なしに医学的又は科学的実験を受けない。
- 2 締約国は、障害者が、他の者との平等を基礎として、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けることがないようにするため、全ての効果的な立法上、行政上、司法上その他の措置をとる。

第16条 搾取、暴力及び虐待からの自由

- 1 締約国は、家庭の内外におけるあらゆる形態の搾取、暴力及び虐待（性別に基づくものを含む。）から障害者を保護するための全ての適当な立法上、行政上、社会上、教育上その他の措置をとる。

- 2 また、締約国は、特に、障害者並びにその家族及び介護者に対する適当な形態の性別及び年齢に配慮した援助及び支援（搾取、暴力及び虐待の事案を防止し、認識し、及び報告する方法に関する情報及び教育を提供することによるものを含む。）を確保することにより、あらゆる形態の搾取、暴力及び虐待を防止するための全ての適当な措置をとる。締約国は、保護事業が年齢、性別及び障害に配慮したものであることを確保する。
- 3 締約国は、あらゆる形態の搾取、暴力及び虐待の発生を防止するため、障害者に役立つことを意図した全ての施設及び計画が独立した当局により効果的に監視されることを確保する。
- 4 締約国は、あらゆる形態の搾取、暴力又は虐待の被害者となる障害者の身体的、認知的及び心理的な回復、リハビリテーション並びに社会復帰を促進するための全ての適当な措置（保護事業の提供によるものを含む。）をとる。このような回復及び復帰は、障害者の健康、福祉、自尊心、尊厳及び自律を育成する環境において行われるものとし、性別及び年齢に応じたニーズを考慮に入れる。
- 5 締約国は、障害者に対する搾取、暴力及び虐待の事案が特定され、捜査され、及び適当な場合には訴追されることを確保するための効果的な法令及び政策（女子及び児童に重点を置いた法令及び政策を含む。）を策定する。

第 17 条 個人をそのままの状態で保護すること

全ての障害者は、他の者との平等を基礎として、その心身がそのままの状態で尊重される権利を有する。

第 18 条 移動の自由及び国籍についての権利

- 1 締約国は、障害者に対して次のことを確保すること等により、障害者が他の者との平等を基礎として移動の自由、居住の自由及び国籍についての権利を有することを認める。
 - (a) 国籍を取得し、及び変更する権利を有すること並びにその国籍を恣意的に又は障害に基づいて奪われないこと。
 - (b) 国籍に係る文書若しくは身元に係る他の文書を入手し、所有し、及び利用すること又は移動の自由についての権利の行使を容易にするために必要とされる関連手続（例えば、出入国の手続）を利用することを、障害に基づいて奪われないこと。
 - (c) いずれの国（自国を含む。）からも自由に離れることができること。
 - (d) 自国に戻る権利を恣意的に又は障害に基づいて奪われないこと。
- 2 障害のある児童は、出生の後直ちに登録される。障害のある児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知り、かつ、その父母によって養育される権利を有する。

第 19 条 自立した生活及び地域社会への包容

この条約の締約国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる。この措置には、次のことを確保することによるものを含む。

- (a) 障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと。
- (b) 地域社会における生活及び地域社会への包容を支援し、並びに地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービス（個別の支援を含む。）を障害者が利用する機会を有すること。
- (c) 一般住民向けの地域社会サービス及び施設が、障害者にとって他の者との平等を基礎として利用可能であり、かつ、障害者のニーズに対応していること。

第 20 条 個人の移動を容易にすること

締約国は、障害者自身ができる限り自立して移動することを容易にすることを確保するための効果的な措置をとる。この措置には、次のことによるものを含む。

- (a) 障害者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ、負担しやすい費用で移動することを容易にすること。
- (b) 障害者が質の高い移動補助具、補装具、支援機器、人又は動物による支援及び仲介する者を利用する機会を得やすくすること（これらを負担しやすい費用で利用可能なものとするを含む。）。
- (c) 障害者及び障害者と共に行動する専門職員に対し、移動のための技能に関する研修を提供すること。
- (d) 移動補助具、補装具及び支援機器を生産する事業体に対し、障害者の移動のあらゆる側面を考慮するよう奨励すること。

第 21 条 表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会

締約国は、障害者が、第 2 条に定めるあらゆる形態の意思疎通であって自ら選択するものにより、表現及び意見の自由（他の者との平等を基礎として情報及び考えを求め、受け、及び伝える自由を含む。）についての権利を行使することができることを確保するための全ての適当な措置をとる。この措置には、次のことによるものを含む。

- (a) 障害者に対し、様々な種類の障害に相応した利用しやすい様式及び機器により、適時に、かつ、追加の費用を伴わず、一般公衆向けの情報を提供すること。
- (b) 公的な活動において、手話、点字、補助的及び代替的な意思疎通並びに障害者が自ら選択する他の全ての利用しやすい意思疎通の手段、形態及び様式を用いることを受け入れ、及び容易にすること。
- (c) 一般公衆に対してサービス（インターネットによるものを含む。）を提供する民間の団体が情報及びサービスを障害者にとって利用しやすい又は使用可能な様式で提供するように要請すること。
- (d) マスメディア（インターネットを通じて情報を提供する者を含む。）がそのサービスを障害者にとって利用しやすいものとするよう奨励すること。
- (e) 手話の使用を認め、及び促進すること。

第 22 条 プライバシーの尊重

- 1 いかなる障害者も、居住地又は生活施設のいかなるを問わず、そのプライバシー、家族、住居又は通信その他の形態の意思疎通に対して恣意的に又は不法に干渉されず、また、名誉及び信用を不法に攻撃されない。障害者は、このような干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。
- 2 締約国は、他の者との平等を基礎として、障害者の個人、健康及びリハビリテーションに関する情報に係るプライバシーを保護する。

第 23 条 家庭及び家族の尊重

- 1 締約国は、他の者との平等を基礎として、婚姻、家族、親子関係及び個人的な関係に係る全ての事項に関し、障害者に対する差別を撤廃するための効果的かつ適当な措置をとる。この措置は、次のことを確保することを目的とする。
 - (a) 婚姻をすることができる年齢の全ての障害者が、両当事者の自由かつ完全な合意に基づいて婚姻をし、かつ、家族を形成する権利を認められること。
 - (b) 障害者が子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する権利を認められ、また、障害者が生殖及び家族計画について年齢に適した情報及び教育を享受する権利を認められること。さらに、障害者がこれらの権利を行使することを可能とするために必要な手段を提供されること。
 - (c) 障害者（児童を含む。）が、他の者との平等を基礎として生殖能力を保持すること。
- 2 締約国は、子の後見、養子縁組又はこれらに類する制度が国内法令に存在する場合には、それらの制度に係る障害者の権利及び責任を確保する。あらゆる場合において、子の最善の利益は至上である。締約国は、障害者が子の養育についての責任を遂行するに当たり、当該障害者に対して適当な援助を与える。

- 3 締約国は、障害のある児童が家庭生活について平等の権利を有することを確保する。締約国は、この権利を実現し、並びに障害のある児童の隠匿、遺棄、放置及び隔離を防止するため、障害のある児童及びその家族に対し、包括的な情報、サービス及び支援を早期に提供することを約束する。
- 4 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。いかなる場合にも、児童は、自己の障害又は父母の一方若しくは双方の障害に基づいて父母から分離されない。
- 5 締約国は、近親の家族が障害のある児童を監護することができない場合には、一層広い範囲の家族の中で代替的な監護を提供し、及びこれが不可能なときは、地域社会の中で家庭的な環境により代替的な監護を提供するようあらゆる努力を払う。

第24条 教育

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。
 - (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
 - (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。
- 2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
 - (a) 障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
 - (b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができると及び中等教育を享受することができること。
 - (c) 個人に必要なとされる合理的配慮が提供されること。
 - (d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けること。
 - (e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。
- 3 締約国は、障害者が教育に完全かつ平等に参加し、及び地域社会の構成員として完全かつ平等に参加することを容易にするため、障害者が生活する上での技能及び社会的な発達のための技能を習得することを可能とする。このため、締約国は、次のことを含む適当な措置をとる。
 - (a) 点字、代替的な文字、意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式並びに定位及び移動のための技能の習得並びに障害者相互による支援及び助言を容易にすること。
 - (b) 手話の習得及び聾（ろう）社会の言語的な同一性の促進を容易にすること。
 - (c) 盲人、聾（ろう）者又は盲聾（ろう）者（特に盲人、聾（ろう）者又は盲聾（ろう）者である児童）の教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること。
- 4 締約国は、1の権利の実現の確保を助長することを目的として、手話又は点字について能力を有する教員（障害のある教員を含む。）を雇用し、並びに教育に従事する専門家及び職員（教育のいずれの段階において従事するかを問わない。）に対する研修を行うための適当な措置をとる。この研修には、障害についての意識の向上を組み入れ、また、適当な意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式の使用並びに障害者を支援するための教育技法及び教材の使用を組み入れるものとする。

- 5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。

第 25 条 健康

締約国は、障害者が障害に基づく差別なしに到達可能な最高水準の健康を享受する権利を有することを認める。締約国は、障害者が性別に配慮した保健サービス（保健に関連するリハビリテーションを含む。）を利用する機会を有することを確保するための全ての適当な措置をとる。締約国は、特に、次のことを行う。

- (a) 障害者に対して他の者に提供されるものと同一の範囲、質及び水準の無償の又は負担しやすい費用の保健及び保健計画（性及び生殖に係る健康並びに住民のための公衆衛生計画の分野のものを含む。）を提供すること。
- (b) 障害者が特にその障害のために必要とする保健サービス（早期発見及び適当な場合には早期関与と並びに特に児童及び高齢者の新たな障害を最小限にし、及び防止するためのサービスを含む。）を提供すること。
- (c) これらの保健サービスを、障害者自身が属する地域社会（農村を含む。）の可能な限り近くにおいて提供すること。
- (d) 保健に従事する者に対し、特に、研修を通じて及び公私の保健に関する倫理基準を広く知らせることによって障害者の人権、尊厳、自律及びニーズに関する意識を高めることにより、他の者と同じの質の医療（例えば、事情を知らされた上での自由な同意を基礎とした医療）を障害者に提供するよう要請すること。
- (e) 健康保険及び国内法により認められている場合には生命保険の提供に当たり、公正かつ妥当な方法で行い、及び障害者に対する差別を禁止すること。
- (f) 保健若しくは保健サービス又は食糧及び飲料の提供に関し、障害に基づく差別的な拒否を防止すること。

第 26 条 ハビリテーション（適応のための技能の習得）及びリハビリテーション

- 1 締約国は、障害者が、最大限の自立並びに十分な身体的、精神的、社会的及び職業的な能力を達成し、及び維持し、並びに生活のあらゆる側面への完全な包容及び参加を達成し、及び維持することを可能とするための効果的かつ適当な措置（障害者相互による支援を通じたものを含む。）をとる。このため、締約国は、特に、保健、雇用、教育及び社会に係るサービスの分野において、ハビリテーション及びリハビリテーションについての包括的なサービス及びプログラムを企画し、強化し、及び拡張する。この場合において、これらのサービス及びプログラムは、次のようなものとする。
- (a) 可能な限り初期の段階において開始し、並びに個人のニーズ及び長所に関する学際的な評価を基礎とするものであること。
 - (b) 地域社会及び社会のあらゆる側面への参加及び包容を支援し、自発的なものであり、並びに障害者自身が属する地域社会（農村を含む。）の可能な限り近くにおいて利用可能なものであること。
- 2 締約国は、ハビリテーション及びリハビリテーションのサービスに従事する専門家及び職員に対する初期研修及び継続的な研修の充実を促進する。
- 3 締約国は、障害者のために設計された補装具及び支援機器であって、ハビリテーション及びリハビリテーションに関連するものの利用可能性、知識及び使用を促進する。

第 27 条 労働及び雇用

- 1 締約国は、障害者が他の者との平等を基礎として労働についての権利を有することを認める。この権利には、障害者に対して開放され、障害者を包容し、及び障害者にとって利用しやすい労働市場及び労働環境において、障害者が自由に選択し、又は承諾する労働によって生計を立てる機会を有する権利を含む。締約国は、特に次のことのための適当な措置（立法によるものを含む。）をとる

ことにより、労働についての障害者（雇用の過程で障害を有することとなった者を含む。）の権利が実現されることを保障し、及び促進する。

- (a) あらゆる形態の雇用に係る全ての事項（募集、採用及び雇用の条件、雇用の継続、昇進並びに安全かつ健康的な作業条件を含む。）に関し、障害に基づく差別を禁止すること。
- (b) 他の者との平等を基礎として、公正かつ良好な労働条件（均等な機会及び同一価値の労働についての同一報酬を含む。）、安全かつ健康的な作業条件（嫌がらせからの保護を含む。）及び苦情に対する救済についての障害者の権利を保護すること。
- (c) 障害者が他の者との平等を基礎として労働及び労働組合についての権利を行使することができることを確保すること。
- (d) 障害者が技術及び職業の指導に関する一般的な計画、職業紹介サービス並びに職業訓練及び継続的な訓練を利用する効果的な機会を有することを可能とすること。
- (e) 労働市場において障害者の雇用機会の増大を図り、及びその昇進を促進すること並びに職業を求め、これに就き、これを継続し、及びこれに復帰する際の支援を促進すること。
- (f) 自営活動の機会、起業家精神、協同組合の発展及び自己の事業の開始を促進すること。
- (g) 公的部門において障害者を雇用すること。
- (h) 適当な政策及び措置（積極的差別是正措置、奨励措置その他の措置を含めることができる。）を通じて、民間部門における障害者の雇用を促進すること。
- (i) 職場において合理的配慮が障害者に提供されることを確保すること。
- (j) 開かれた労働市場において障害者が職業経験を得ることを促進すること。
- (k) 障害者の職業リハビリテーション、職業の保持及び職場復帰計画を促進すること。

2 締約国は、障害者が、奴隷の状態又は隷属状態に置かれないこと及び他の者との平等を基礎として強制労働から保護されることを確保する。

第 28 条 相当な生活水準及び社会的な保障

- 1 締約国は、障害者が、自己及びその家族の相当な生活水準（相当な食糧、衣類及び住居を含む。）についての権利並びに生活条件の不断の改善についての権利を有することを認めるものとし、障害に基づく差別なしにこの権利を実現することを保障し、及び促進するための適当な措置をとる。
- 2 締約国は、社会的な保障についての障害者の権利及び障害に基づく差別なしにこの権利を享受することについての障害者の権利を認めるものとし、この権利の実現を保障し、及び促進するための適当な措置をとる。この措置には、次のことを確保するための措置を含む。
 - (a) 障害者が清浄な水のサービスを利用する均等な機会を有し、及び障害者が障害に関連するニーズに係る適当なかつ費用の負担しやすいサービス、補装具その他の援助を利用する機会を有すること。
 - (b) 障害者（特に、障害のある女子及び高齢者）が社会的な保障及び貧困削減に関する計画を利用する機会を有すること。
 - (c) 貧困の状況において生活している障害者及びその家族が障害に関連する費用についての国の援助（適当な研修、カウンセリング、財政的援助及び介護者の休息のための一時的な介護を含む。）を利用する機会を有すること。
 - (d) 障害者が公営住宅計画を利用する機会を有すること。
 - (e) 障害者が退職に伴う給付及び計画を利用する均等な機会を有すること。

第 29 条 政治的及び公的活動への参加

締約国は、障害者に対して政治的権利を保障し、及び他の者との平等を基礎としてこの権利を享受する機会を保障するものとし、次のことを約束する。

- (a) 特に次のことを行うことにより、障害者が、直接に、又は自由に選んだ代表者を通じて、他の者との平等を基礎として、政治的及び公的活動に効果的かつ完全に参加することができること（障害者が投票し、及び選挙される権利及び機会を含む。）を確保すること。

- (i) 投票の手續、設備及び資料が適当な及び利用しやすいものであり、並びにその理解及び使用が容易であることを確保すること。
- (i i) 障害者が、選挙及び国民投票において脅迫を受けることなく秘密投票によって投票し、選挙に立候補し、並びに政府のあらゆる段階において実質的に在職し、及びあらゆる公務を遂行する権利を保護すること。この場合において、適当なときは支援機器及び新たな機器の使用を容易にするものとする。
- (i i i) 選挙人としての障害者の意思の自由な表明を保障すること。このため、必要な場合には、障害者の要請に応じて、当該障害者により選択される者が投票の際に援助することを認めること。
- (b) 障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、政治に効果的かつ完全に参加することができる環境を積極的に促進し、及び政治への障害者の参加を奨励すること。政治への参加には、次のことを含む。
 - (i) 国の公的及び政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加し、並びに政党の活動及び運営に参加すること。
 - (i i) 国際、国内、地域及び地方の各段階において障害者を代表するための障害者の組織を結成し、並びにこれに参加すること。

第 30 条 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加

- 1 締約国は、障害者が他の者との平等を基礎として文化的な生活に参加する権利を認めるものとし、次のことを確保するための全ての適当な措置をとる。
 - (a) 障害者が、利用しやすい様式を通じて、文化的な作品を享受する機会を有すること。
 - (b) 障害者が、利用しやすい様式を通じて、テレビジョン番組、映画、演劇その他の文化的な活動を享受する機会を有すること。
 - (c) 障害者が、文化的な公演又はサービスが行われる場所（例えば、劇場、博物館、映画館、図書館、観光サービス）を利用する機会を有し、並びに自国の文化的に重要な記念物及び場所を享受する機会をできる限り有すること。
- 2 締約国は、障害者が、自己の利益のためだけでなく、社会を豊かにするためにも、自己の創造的、芸術的及び知的な潜在能力を開発し、及び活用する機会を有することを可能とするための適当な措置をとる。
- 3 締約国は、国際法に従い、知的財産権を保護する法律が、障害者が文化的な作品を享受する機会を妨げる不当な又は差別的な障壁とならないことを確保するための全ての適当な措置をとる。
- 4 障害者は、他の者との平等を基礎として、その独自の文化的及び言語的な同一性（手話及び聾（ろう）文化を含む。）の承認及び支持を受ける権利を有する。
- 5 締約国は、障害者が他の者との平等を基礎としてレクリエーション、余暇及びスポーツの活動に参加することを可能とすることを目的として、次のことのための適当な措置をとる。
 - (a) 障害者があらゆる水準の一般のスポーツ活動に可能な限り参加することを奨励し、及び促進すること。
 - (b) 障害者が障害に応じたスポーツ及びレクリエーションの活動を組織し、及び発展させ、並びにこれらに参加する機会を有することを確保すること。このため、適当な指導、研修及び資源が他の者との平等を基礎として提供されるよう奨励すること。
 - (c) 障害者がスポーツ、レクリエーション及び観光の場所を利用する機会を有することを確保すること。
 - (d) 障害のある児童が遊び、レクリエーション、余暇及びスポーツの活動（学校制度におけるこれらの活動を含む。）への参加について他の児童と均等な機会を有することを確保すること。
 - (e) 障害者がレクリエーション、観光、余暇及びスポーツの活動の企画に関与する者によるサービスを利用する機会を有することを確保すること。

第 31 条 統計及び資料の収集

- 1 締約国は、この条約を実効的なものとするための政策を立案し、及び実施することを可能とするための適当な情報（統計資料及び研究資料を含む。）を収集することを約束する。この情報を収集し、及び保持する過程においては、次のことを満たさなければならない。
 - （a） 障害者の秘密の保持及びプライバシーの尊重を確保するため、法令に定める保障措置（資料の保護に関する法令を含む。）を遵守すること。
 - （b） 人権及び基本的自由を保護するための国際的に受け入れられた規範並びに統計の収集及び利用に関する倫理上の原則を遵守すること。
- 2 この条の規定に従って収集された情報は、適宜分類されるものとし、この条約に基づく締約国の義務の履行の評価に役立てるために、並びに障害者がその権利を行使する際に直面する障壁を特定し、及び当該障壁に対処するために利用される。
- 3 締約国は、これらの統計の普及について責任を負うものとし、これらの統計が障害者及び他の者にとって利用しやすいことを確保する。

第 32 条 国際協力

- 1 締約国は、この条約の目的及び趣旨を実現するための自国の努力を支援するために国際協力及びその促進が重要であることを認識し、この点に関し、国家間において並びに適当な場合には関連のある国際的及び地域的機関並びに市民社会（特に障害者の組織）と連携して、適当かつ効果的な措置をとる。これらの措置には、特に次のことを含むことができる。
 - （a） 国際協力（国際的な開発計画を含む。）が、障害者を包容し、かつ、障害者にとって利用しやすいものであることを確保すること。
 - （b） 能力の開発（情報、経験、研修計画及び最良の実例の交換及び共有を通じたものを含む。）を容易にし、及び支援すること。
 - （c） 研究における協力を容易にし、並びに科学及び技術に関する知識を利用する機会を得やすくすること。
 - （d） 適当な場合には、技術援助及び経済援助（利用しやすい支援機器を利用する機会を得やすくし、及びこれらの機器の共有を容易にすることによる援助並びに技術移転を通じた援助を含む。）を提供すること。
- 2 この条の規定は、この条約に基づく義務を履行する各締約国の義務に影響を及ぼすものではない。

第 33 条 国内における実施及び監視

- 1 締約国は、自国の制度に従い、この条約の実施に関連する事項を取り扱う 1 又は 2 以上の中央連絡先を政府内に指定する。また、締約国は、異なる部門及び段階における関連のある活動を容易にするため、政府内における調整のための仕組みの設置又は指定に十分な考慮を払う。
- 2 締約国は、自国の法律上及び行政上の制度に従い、この条約の実施を促進し、保護し、及び監視するための枠組み（適当な場合には、1 又は 2 以上の独立した仕組みを含む。）を自国内において維持し、強化し、指定し、又は設置する。締約国は、このような仕組みを指定し、又は設置する場合には、人権の保護及び促進のための国内機構の地位及び役割に関する原則を考慮に入れる。
- 3 市民社会（特に、障害者及び障害者を代表する団体）は、監視の過程に十分に関与し、かつ、参加する。

第 34 条 障害者の権利に関する委員会

- 1 障害者の権利に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、以下に定める任務を遂行する。
- 2 委員会は、この条約の効力発生の時は 12 人の専門家で構成する。効力発生の時の締約国に加え更に 60 の国がこの条約を批准し、又はこれに加入した後は、委員会の委員の数を 6 人増加させ、上限である 18 人とする。
- 3 委員会の委員は、個人の資格で職務を遂行するものとし、徳望が高く、かつ、この条約が対象とす

る分野において能力及び経験を認められた者とする。締約国は、委員の候補者を指名するに当たり、第四条3の規定に十分な考慮を払うよう要請される。

- 4 委員会の委員については、締約国が、委員の配分が地理的に衡平に行われること、異なる文明形態及び主要な法体系が代表されること、男女が衡平に代表されること並びに障害のある専門家が参加することを考慮に入れて選出する。
- 5 委員会の委員は、締約国会議の会合において、締約国により当該締約国の国民の中から指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。締約国会議の会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。これらの会合においては、出席し、かつ、投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た者をもって委員会に選出された委員とする。
- 6 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月以内に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも4箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。その後、同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、この条約の締約国に送付する。
- 7 委員会の委員は、4年の任期で選出される。委員は、1回のみ再選される資格を有する。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち6人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの6人の委員は、最初の選挙の後直ちに、5に規定する会合の議長によりくじ引で選ばれる。
- 8 委員会の6人の追加的な委員の選挙は、この条の関連規定に従って定期選挙の際に行われる。
- 9 委員会の委員が死亡し、辞任し、又は他の理由のためにその職務を遂行することができなくなったことを宣言した場合には、当該委員を指名した締約国は、残余の期間その職務を遂行する他の専門家であって、資格を有し、かつ、この条の関連規定に定める条件を満たすものを任命する。
- 10 委員会は、その手続規則を定める。
- 11 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供するものとし、委員会の最初の会合を招集する。
- 12 この条約に基づいて設置される委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 13 委員会の委員は、国際連合の特権及び免除に関する条約の関連規定に規定する国際連合のための職務を遂行する専門家の便益、特権及び免除を享受する。

第35条 締約国による報告

- 1 各締約国は、この条約に基づく義務を履行するためにとった措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する包括的な報告を、この条約が自国について効力を生じた後2年以内に国際連合事務総長を通じて委員会に提出する。
- 2 その後、締約国は、少なくとも4年ごとに、更に委員会が要請するときはいつでも、その後の報告を提出する。
- 3 委員会は、報告の内容について適用される指針を決定する。
- 4 委員会に対して包括的な最初の報告を提出した締約国は、その後の報告においては、既に提供した情報を繰り返す必要はない。締約国は、委員会に対する報告を作成するに当たり、公開され、かつ、透明性のある過程において作成することを検討し、及び第4条3の規定に十分な考慮を払うよう要請される。
- 5 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び困難を記載することができる。

第36条 報告の検討

- 1 委員会は、各報告を検討する。委員会は、当該報告について、適当と認める提案及び一般的な性格を有する勧告を行うものとし、これらの提案及び一般的な性格を有する勧告を関係締約国に送付する。当該関係締約国は、委員会に対し、自国が選択する情報を提供することにより回答することが

できる。委員会は、この条約の実施に関連する追加の情報を当該関係締約国に要請することができる。

- 2 いずれかの締約国による報告の提出が著しく遅延している場合には、委員会は、委員会にとって利用可能な信頼し得る情報を基礎として当該締約国におけるこの条約の実施状況を審査することができる。必要であることについて当該締約国に通報（当該通報には、関連する報告が当該通報の後3箇月以内に行われない場合には審査する旨を含む。）を行うことができる。委員会は、当該締約国がその審査に参加するよう要請する。当該締約国が関連する報告を提出することにより回答する場合には、1の規定を適用する。
- 3 国際連合事務総長は、1の報告を全ての締約国が利用することができるようにする。
- 4 締約国は、1の報告を自国において公衆が広く利用することができるようにし、これらの報告に関連する提案及び一般的な性格を有する勧告を利用する機会を得やすくする。
- 5 委員会は、適当と認める場合には、締約国からの報告に記載されている技術的な助言若しくは援助の要請又はこれらの必要性の記載に対処するため、これらの要請又は必要性の記載に関する委員会の見解及び勧告がある場合には当該見解及び勧告とともに、国際連合の専門機関、基金及び計画その他の権限のある機関に当該報告を送付する。

第37条 締約国と委員会との間の協力

- 1 各締約国は、委員会と協力するものとし、委員の任務の遂行を支援する。
- 2 委員会は、締約国との関係において、この条約の実施のための当該締約国の能力を向上させる方法及び手段（国際協力を通じたものを含む。）に十分な考慮を払う。

第38条 委員会と他の機関との関係

この条約の効果的な実施を促進し、及びこの条約が対象とする分野における国際協力を奨励するため、

- (a) 専門機関その他の国際連合の機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、適当と認める場合には、専門機関その他の権限のある機関に対し、これらの機関の任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について専門家の助言を提供するよう要請することができる。委員会は、専門機関その他の国際連合の機関に対し、これらの機関の任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。
- (b) 委員会は、その任務を遂行するに当たり、それぞれの報告に係る指針、提案及び一般的な性格を有する勧告の整合性を確保し、並びにその任務の遂行における重複を避けるため、適当な場合には、人権に関する国際条約によって設置された他の関連する組織と協議する。

第39条 委員会の報告

委員会は、その活動につき2年ごとに国際連合総会及び経済社会理事会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

第40条 締約国会議

- 1 締約国は、この条約の実施に関する事項を検討するため、定期的に締約国会議を開催する。
- 2 締約国会議は、この条約が効力を生じた後6箇月以内に国際連合事務総長が招集する。その後の締約国会議は、2年ごとに又は締約国会議の決定に基づき同事務総長が招集する。

第41条 寄託者

この条約の寄託者は、国際連合事務総長とする。

第42条 署名

この条約は、2007年3月30日から、ニューヨークにある国際連合本部において、全ての国及び地域的な統合のための機関による署名のために開放しておく。

第 43 条 拘束されることについての同意

この条約は、署名国によって批准されなければならない、また、署名した地域的な統合のための機関によって正式確認されなければならない。この条約は、これに署名していない国及び地域的な統合のための機関による加入のために開放しておく。

第 44 条 地域的な統合のための機関

- 1 「地域的な統合のための機関」とは、特定の地域の主権国家によって構成される機関であって、この条約が規律する事項に関してその構成国から権限の委譲を受けたものをいう。地域的な統合のための機関は、この条約の規律する事項に関するその権限の範囲をこの条約の正式確認書又は加入書において宣言する。その後、当該機関は、その権限の範囲の実質的な変更を寄託者に通報する。
- 2 この条約において「締約国」についての規定は、地域的な統合のための機関の権限の範囲内で当該機関について適用する。
- 3 次条 1 並びに第 47 条 2 及び 3 の規定の適用上、地域的な統合のための機関が寄託する文書は、これを数に加えてはならない。
- 4 地域的な統合のための機関は、その権限の範囲内の事項について、この条約の締約国であるその構成国の数と同数の票を締約国会議において投ずる権利を行使することができる。当該機関は、その構成国が自国の投票権を行使する場合には、投票権を行使してはならない。その逆の場合も、同様とする。

第 45 条 効力発生

- 1 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が寄託された後 30 日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が寄託された後にこれを批准し、若しくは正式確認し、又はこれに加入する国又は地域的な統合のための機関については、その批准書、正式確認書又は加入書の寄託の後 30 日目の日に効力を生ずる。

〔平成 26 年 1 月外務告 28 号により、平成 26・2・19 から日本国について発効〕

第 46 条 留保

- 1 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 2 留保は、いつでも撤回することができる。

第 47 条 改正

- 1 いずれの締約国も、この条約の改正を提案し、及び改正案を国際連合事務総長に提出することができる。同事務総長は、締約国に対し、改正案を送付するものとし、締約国による改正案の審議及び決定のための締約国の会議の開催についての賛否を通報するよう要請する。その送付の日から 4 箇月以内に締約国の 3 分の 1 以上が会議の開催に賛成する場合には、同事務総長は、国際連合の主催の下に会議を招集する。会議において出席し、かつ、投票する締約国の 3 分の 2 以上の多数によって採択された改正案は、同事務総長により、承認のために国際連合総会に送付され、その後受諾のために全ての締約国に送付される。
- 2 1 の規定により採択され、かつ、承認された改正は、当該改正の採択の日における締約国の 3 分の 2 以上が受諾書を寄託した後 30 日目の日に効力を生ずる。その後は、当該改正は、いずれの締約国についても、その受諾書の寄託の後 30 日目の日に効力を生ずる。改正は、それを受諾した締約国のみを拘束する。
- 3 締約国会議がコンセンサス方式によって決定する場合には、1 の規定により採択され、かつ、承認された改正であって、第 34 条及び第 38 条から第 40 条までの規定にのみ関連するものは、当該改正の採択の日における締約国の 3 分の 2 以上が受諾書を寄託した後 30 日目の日に全ての締約国について効力を生ずる。

第 48 条 廃棄

締約国は、国際連合事務総長に対して書面による通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。廃棄は、同事務総長がその通告を受領した日の後 1 年で効力を生ずる。

第 49 条 利用しやすい様式

この条約の本文は、利用しやすい様式で提供される。

第 50 条 正文

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とする。

以上の証拠として、下名の全権委員は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」

平成 12(2000) 年法律第 147 号

(目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵（かん）養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第 8 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第 9 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第 2 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第 3 条 この法律は、この法律の施行の日から 3 年以内に、人権擁護施策推進法（平成 8 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

平成 25(2013)年法律第 65 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 3 章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第 7 号、第 10 条及び附則第 4 条第 1 項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
 - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 49 条第 1 項及び第 2 項に規定する機関（これらの機関のうち二の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ハ 国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ニ 内閣府設置法第 39 条及び第 55 条並びに宮内庁法（昭和 22 年法律第 70 号）第 16 条第 2 項の機関並びに内閣府設置法第 40 条及び第 56 条（宮内庁法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ホ 国家行政組織法第 8 条の 2 の施設等機関及び同法第 8 条の 3 の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ヘ 会計検査院
- 五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。
 - イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）
 - ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの
- 六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地

方独立行政法人（同法第 21 条第 3 号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第 3 条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第 4 条 国民は、第 1 条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第 5 条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第 2 章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第 6 条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
- 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。

5 内閣総理大臣は、第 3 項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前 3 項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第 3 章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第 7 条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第 8 条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

（国等職員対応要領）

第9条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第7条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第3条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

（地方公共団体等職員対応要領）

第10条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第7条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前3項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

（事業者のための対応指針）

第11条 主務大臣は、基本方針に即して、第8条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

2 第9条第2項から第4項までの規定は、対応指針について準用する。

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第12条 主務大臣は、第8条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（事業主による措置に関する特例）

第13条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の定めるところによる。

第4章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

（相談及び紛争の防止等のための体制の整備）

第14条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

（啓発活動）

第15条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第16条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第17条 国及び地方公共団体の機関であつて、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの(以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。)は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第18条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員(次項において「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第1項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があつた場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第19条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第20条 前3条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(主務大臣)

第21条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第22条 第12条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第23条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第24条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第25条 第19条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第26条 第12条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次条から附則第6条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第2条 政府は、この法律の施行前においても、第6条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第6条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第3条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第9条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第9条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第4条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第10条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第10条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第5条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第11条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第11条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第6条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、第8条第2項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(障害者基本法の一部改正)

第8条 障害者基本法の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(内閣府設置法の一部改正)

第9条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔令和3年6月4日法律第56号〕

この法律は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組 の推進に関する法律」

平成 28(2016) 年法律第 68 号

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽（せん）動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

（基本理念）

第 3 条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第 4 条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第 2 章 基本的施策

（相談体制の整備）

第 5 条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第7条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

- 2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

「部落差別の解消の推進に関する法律」

平成 28(2013) 年法律第 109 号

(目的)

第 1 条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第 4 条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第 5 条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第 6 条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

「浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまちづくり条例」

平成 30(2018)年条例第 12 号

全ての市民は、かけがえのない個人として尊重されるものであり、市民一人ひとりが、障がいの有無にかかわらず、その人らしく豊かに生きる権利を有している。

しかしながら、障がいのある人は、周囲の理解不足、誤解、偏見等により不利益な取扱いを受け、また、障がいに対する配慮が十分ではないために日常生活の様々な場面で生きづらさを感じる状況に置かれることがある。

このような状況を踏まえ、私たちには、障がいのある人に対する様々な障壁を取り除き、いかなる不当な差別的取扱いも無くす取組が求められている。

ここに、私たちは、障がいのある人が、障がいのない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に安心して生きることができるまちの実現を目指し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、障がいを理解し、障がいのある人への不当な差別的取扱いを無くすことに関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、障がいのある人も障がいのない人も共に安心して生きることができるまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 合理的配慮 障がいのある人が社会的障壁の除去を必要としていることが認識できる場合において、障がいのある人が障がいのない人（障がいのある人以外の者をいう。以下同じ。）と同等の権利の行使又は利益の享受ができるようにするため、その実施が過重な負担とならない範囲で、障がいのある人の意向を尊重しながら行う、必要かつ合理的な現状の変更又は調整をいう。
- (4) 不当な差別的取扱い 正当な理由なく、障がいを理由として、障がいのない人と異なる不利益な取扱いをすること又は合理的配慮を怠ることをいう。
- (5) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。
- (6) 市民 市内に居住し、又は滞在する者（通勤又は通学をする者を含む。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 不当な差別的取扱いのない共生社会を実現するため、全ての人は等しく基本的人権を享有する個人として、その尊厳が重んぜられなければならない。

2 社会全体で相互理解の推進と合理的配慮に取り組み、障がいの有無にかかわらず、誰もが平等に参加できる社会を作らなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障がいのある人への不当な差別的取扱いを無くすための施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、障がい及び障がいのある人に対する理解を深め、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、障がい及び障がいのある人に対する理解を深め、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第7条 市は、不当な差別的取扱いを無くすための施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 不当な差別的取扱いの禁止

(不当な差別的取扱いの禁止)

第8条 何人も、障がいのある人、その家族等に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(相互理解の推進)

第9条 市、事業者及び市民は、不当な差別的取扱いを無くすため、障がい及び障がいのある人について相互に理解を深めなければならない。

2 市長及び教育委員会は、児童及び生徒が障がい及び障がいのある人に対する理解を深めるための教育の重要性を認識し、その実施について相互に連携を図るものとする。

第3章 合理的配慮の推進の取組

(合理的配慮の推進の取組)

第10条 市は、その事務又は事業を行うに当たり、次に掲げる場合には、合理的配慮をしなければならない。

- (1) 不特定多数の者が利用する施設（公共交通機関を含む。）を供用する場合
- (2) 意思疎通を図る場合又は不特定多数の者に情報を提供する場合
- (3) 労働者の募集、採用又は労働条件を決定する場合
- (4) 教育を行う場合
- (5) 保育を行う場合
- (6) 療育を行う場合
- (7) その他社会的障壁となつて、障がいのある人に対し、日常生活又は社会生活に相当な制限を与えている場合

2 事業者は、前項各号に掲げる場合には、合理的配慮をするよう努めなければならない。

3 市民は、第1項各号に掲げる場合には、合理的配慮をするよう努めるものとする。

(合理的配慮等の評価)

第11条 市は、この条例に基づく相互理解の推進及び合理的配慮の取組状況の評価を行わなければならない。

2 市長は、共生社会の実現に向け、障がい及び障がいのある人に対する理解を広げ、不当な差別的取扱いを無くすため市民の模範となる行為をしたと認める者を表彰することができる。

第4章 差別等事案を解決するための仕組み

(相談)

第12条 障がいのある人、その家族その他関係者は、市に対し、不当な差別的取扱いに該当すると思われる事案（以下「差別等事案」という。）について、相談をすることができる。

2 市は、前項の相談があった場合は、必要に応じ、当該差別等事案に係る次に掲げる対応を行うものとする。

- (1) 事実の確認及び調査
 - (2) 必要な助言及び情報提供
 - (3) 関係者間の調整
- (あっせんの申立て)

第13条 障がいのある人は、差別等事案がある場合は、市長に対し、当該差別等事案を解決するために必要なあっせんを行うよう申し立てることができる。

2 障がいのある人の家族その他関係者は、前項の規定による申立てをすることができる。ただし、障がいのある人の意に反することが明らかであると認められる場合は、この限りでない。

(調査)

第14条 市長は、前条の規定による申立てがあった場合は、当該申立てに係る事実について調査を行うものとする。この場合において、調査の対象となる者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

(あっせん)

第15条 市長は、第13条の規定による申立てがあった場合は、浜田市障がい者差別解消推進委員会に対し、あっせんを行うことの適否について諮問するものとする。

2 浜田市障がい者差別解消推進委員会は、前項のあっせんを行うことの適否の判断を行う場合において、当該差別等事案に係る障がいのある人その他関係者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 市長は、浜田市障がい者差別解消推進委員会があっせんを行うことが適当と認めた場合は、当該差別等事案に係る障がいのある人その他関係者に対し、あっせんを行うものとする。

(勧告)

第16条 市長は、前条第3項の規定によりあっせんを行った場合において、不当な差別的取扱いをしたと認められる者が、正当な理由なく当該あっせんに従わないときは、当該あっせんに従うよう勧告することができる。

(公表)

第17条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わない場合は、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとする場合は、当該公表に係る者に対し、あらかじめその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(浜田市障がい者差別解消推進委員会の設置)

第18条 障がいのある人に対する不当な差別的取扱いを無くすための取組を効果的かつ円滑に行うため、浜田市障がい者差別解消推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の所掌事項)

第19条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 第15条第1項の規定による諮問に応じ、差別等事案に係るあっせんの申立てについて調査審議し、市長に答申すること。
- (2) 第11条第2項の規定による表彰に係る選考について、市長に意見を述べること。

(3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項及び第 3 項に規定する事務に関すること。

(委員会の委員)

第 20 条 委員会の委員は、10 人以内とする。

- 2 委員は、障がいのある人、障がいのある人への不当な差別的取扱いに関し優れた識見を有する者その他の市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員の再任は、妨げない。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 5 章 雑則

(委任)

第 21 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。
(浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 20 年浜田市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

「持続可能な開発目標 SDGs（エス・ディー・ジーズ）」

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）は、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。平成 27(2015)年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載され、2030 年まで達成を目指し、17 のゴールと 169 のターゲットで構成されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



「浜田市人権を尊重するまちづくり条例」

令和5年7月7日条例第13号

浜田市人権を尊重するまちづくり条例

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」とした世界人権宣言の理念は、人類普遍の原理です。

我が国においても、基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、部落差別の解消の推進に関する法律等が制定され、差別の解消の推進や人権を尊重する社会の実現のための取組が積極的に進められています。

浜田市は、日本海交易の中心地の一つとして、他の地域と結びつき、多くの人との交流を通して多様な文化を取り入れながら発展してきた都市です。

平成20年には、島根あさひ社会復帰促進センターの開所を契機に、人権尊重の都市の実現を目的として、浜田市人権尊重都市宣言を制定し、人権問題について共に考え、理解し、お互いが人権を尊重する心豊かな住みよいまちを築く取組を進めてきました。また、令和2年には、浜田市協働のまちづくり推進条例を制定し、その基本理念に基づき、一人ひとりが相手の立場や違いを尊重し、お互いを助け合うことにより、協働のまちづくりを推進しています。

しかしながら、依然として、様々な人権侵害や差別が存在しています。特に、社会経済情勢や時代の変化に伴い、インターネットを利用した悪質な書き込み、性的指向と性自認への誤った認識による発言、新型コロナウイルス感染症をはじめとする疾病等を理由とした偏見などの人権侵害や差別が新たな課題として生じています。

このような課題を解決し、一人ひとりが尊重される社会を実現するためには、一人ひとりの個性、違い、様々な文化を多様性として認め合い、人権に関する様々な課題についての認識を深めるとともに、差別を無くす意思を持ち、行動を起こすことが必要です。

ここに、私たちは、お互いの人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現を目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重のまちづくりを推進するための基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、あらゆる差別及び偏見の解消を図り、もって全ての人がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、又は滞在する者（通勤又は通学をする者を含む。）をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行うものをいう。

(基本理念)

第3条 人権尊重のまちづくりは、全ての人は等しく基本的人権を享有する個人とし

て尊重されるものであるという考えの下、一人ひとりの個性を尊重し、多様性を認め合い、共に支え合う心の醸成に努めることにより行わなければならない。

(差別及び人権を侵害する行為の禁止)

第4条 何人も、家庭、職場、学校、地域、インターネット上その他社会のあらゆる場所及び場面において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 年齢、障がい、人種、国籍、言語、性別、性的指向、性自認、疾病、被差別部落出身その他の事由を理由とした不当な差別的行為
- (2) いじめ、虐待、体罰、ハラスメント(行為者の意図にかかわらず、相手方を不快にさせ、相手方の尊厳を傷つけ、又は相手方に不利益若しくは脅威を与えることをいう。)その他の人権を侵害する行為

(市民の権利)

第5条 市民は、一人ひとりが個人として尊重され、自分らしく生きる権利を有する。

(市の責務)

第6条 市は、第3条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権尊重のまちづくりに必要な施策(以下「人権施策」という。)を積極的に推進するものとする。

- 2 市は、人権施策の推進に当たっては、市民及び事業者並びに国、県その他の関係機関と連携して取り組むものとする。

(市民の責務)

第7条 市民は、基本理念にのっとり、自ら人権尊重の意識の高揚に努めるとともに、自らの権利を行使するに当たっては、社会の構成員としての責任を自覚し、常に他者の人権を尊重するものとする。

- 2 市民は、市が推進する人権施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に関わる者の人権尊重の意識の高揚に努めるとともに、人権を尊重した事業活動を行うものとする。

- 2 事業者は、市が推進する人権施策に協力するよう努めるものとする。

(人権施策の推進)

第9条 市は、人権施策を総合的かつ計画的に推進するため、人権施策に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 人権施策の基本理念及び基本目標
- (2) 人権尊重の意識の高揚を図るための教育及び啓発に関すること。
- (3) 人権に関する課題に対する取組に関すること。
- (4) その他人権施策を推進するために必要な事項

- 3 市長は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ浜田市人権尊重推進委員会に諮問するものとする。

(相談体制の充実)

第10条 市は、人権に関する様々な相談に的確に応じ、支援するため、国、県その他の関係機関と連携し、相談体制等の充実に努めるものとする。

(浜田市人権尊重推進委員会の設置)

第11条 第9条第3項の規定による諮問に応じて調査審議するため、浜田市人権尊重

推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、前項の規定による調査審議のほか、基本計画を検証し、及び評価し、市長に意見を述べることができる。

（委員会の委員）

第12条 委員会の委員は、15人以内とする。

- 2 委員は、人権施策に関し識見を有する者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員にあつては、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（その他）

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に策定されている浜田市人権教育・啓発推進基本計画は、第9条第1項に規定する基本計画とみなす。

（浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年浜田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

「浜田市人権尊重推進委員会規則」

令和 5 年 7 月 7 日規則第28号

浜田市人権尊重推進委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、浜田市人権を尊重するまちづくり条例（令和 5 年浜田市条例第13号）第12条第 5 項の規定に基づき、浜田市人権尊重推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第 2 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により、これを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 4 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 5 条 委員会の庶務は、人権同和教育啓発センターにおいて処理する。

(その他)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この規則の施行の日以後又は委員の任期満了後最初に開かれる委員会の会議は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

「浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第5次）策定経過」

令和7年02月	人権問題に関する市民意識調査実施
令和7年09月16日	第1回浜田市人権尊重推進委員会開催 ・人権教育・啓発の取組状況 ・令和6年度人権問題に関する市民意識調査結果について（報告） ・浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第5次）について（意見交換）
令和7年10月15日	第2回浜田市人権尊重推進委員会開催 ・浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第5次）素案について
令和7年11月	浜田市人権尊重推進委員会での意見徴取（書面） ・浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第5次）について（第2回委員会での質疑に対する事務局案について意見徴取）
令和8年02月03日	第3回浜田市人権尊重推進委員会開催 ・委員長・副委員長選出 ・浜田市人権尊重推進委員会について ・浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第5次）について
令和7年12月～令和8年01月	パブリックコメントの実施
令和8年02月	浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第5次）策定

浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第 5 次）

浜田市地域政策部人権同和教育啓発センター

浜田市教育委員会人権同和教育室

〒697-8501 浜田市殿町 1 番地